

平成30年第4回定例会

# 河津町議会会議録

平成30年 12月11日 開会

平成30年 12月12日 閉会

河津町議会

平成三十年 第四回〔十二月〕定例会

河津町議会 会議録

平成三十年 第四回〔十二月〕定例会

河津町議会 会議録

## 平成30年河津町議会第4回定例会会議録目次

### 第1号（12月11日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	1
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○町長の行政報告	7
○一般質問	15
渡邊弘君	16
大川良樹君	30
渡邊昌昭君	44
遠藤嘉規君	55
○散会の宣告	71
○署名議員	73

### 第2号（12月12日）

○議事日程	75
○出席議員	75
○欠席議員	76
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	76
○事務局職員出席者	76
○開議の宣告	77

○議事日程の報告	77
○一般質問	77
塩田正治君	78
桑原猛君	92
稲葉静君	104
○同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決	113
○議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決	117
○議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
○議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
○議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
○議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決	152
○議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決	155
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	157
○議員派遣の件	159
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	160
○第一常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件	160
○第二常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件	161
○閉会の宣告	161
○署名議員	163
○議案等審議結果一覧	165

第 1 日

12月11日（火曜日）

## 平成30年河津町議会第4回定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成30年12月11日(火曜日) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 町長の行政報告  
日程第 5 一般質問

---

### 出席議員(11名)

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君
11番	宮崎啓次君		

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君
企画調整課長	後藤幹樹君	町民生活課長	飯田吉光君
健康福祉課長	川尻一仁君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	村串信二君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 事務局 長	渡辺音哉君	会計管理者 兼会計室長	土屋亨君

---

### 事務局職員出席者

事務局長 木村吉弘 書記 鈴木英光

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（土屋 貴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

---

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） これより平成30年河津町議会第4回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（土屋 貴君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長より指名します。

3番、渡邊昌昭君、4番、遠藤嘉規君の両名を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（土屋 貴君） 日程第2、会期の決定を行います。

今期定例会の会期につきましては、12月6日に議会運営委員会をお願いし、ご検討を願った結果、本日より12月13日までの3日間としたいと思います。

なお、会期中の日程につきましては、本日は諸般の報告、町長の行政報告と一般質問4名をお願いしたいと思います。

12日は、3名の一般質問、人事案件、条例案件、規約案件及び補正予算の審議をお願いしたいと思います。

なお、13日は念のため予備日とし、議事の進行を図りたいと思います。

お諮りします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日より13日までの3日間と決定しました。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告します。

---

### ◎諸般の報告

○議長（土屋 貴君） 日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に配付されている諸般の報告をごらんいただきたいと思います。

諸般の報告。第4回定例会が開催するに当たり、平成30年第3回定例会以降の諸般の報告をいたします。

1、議会議長会の事業について。

9月12日、静岡県町村議会議長会総会が静岡市で開催され、出席しました。

10月12日、賀茂郡町議会議長会が南伊豆町で開催され、出席しました。

10月15日、静岡県町村議会議長会総会及び議長・副議長研修会が静岡市で開催され、副議長と出席しました。

10月19日、賀茂郡町議会議長会議員研修会が当町で開催され、議員全員で出席しました。

10月29日～31日、静岡県町村議会議長会県外調査が実施され、出席しました。滋賀県豊郷町及び京都府南山城町、精華町を訪問し、地域活性化及び議会活性化の視察を行いました。

11月21日・22日、町村議会議長全国大会及び賀茂郡議長会議長県外視察が東京で開催され、出席しました。

## 2、町議会活動について

町議会議員の活動。

10月11日、平成30年河津町議会第2回臨時会が開催され、議員全員が出席しました。

11月19日、町からの要請で議員説明会が開催され、議員全員が出席しました。

11月28日・29日、白馬村表敬訪問及び行政視察を実施し議員全員で出席しました。議会改革、地域公共交通、高校の魅力化及び移住定住について、研修しました。

例月出納検査結果の報告。

9月21日、平成30年8月分の出納検査報告書を受領しました。

10月25日、平成30年9月分の出納検査報告書を受領しました。

11月22日、平成30年10月分の出納検査報告書を受領しました。

定例監査結果の報告。

11月22日、平成30年度の定期監査結果報告書を受領しました。

議会運営委員会について。

12月6日、議会運営委員会が開催され、平成30年第4回町議会定例会の日程等協議を行いました。

議会広報委員会について。

10月1日、5日、10日、第3回町議会定例会の広報紙作成作業を行いました。

11月7日、静岡県町議会広報研修会が静岡市で開催され、広報編集委員が出席しました。

12月6日、第4回町議会定例会の内容につき、広報紙作成の打ち合わせを行いました。

常任委員会関係議員の活動。

9月26日、社会福祉法人河津町社会福祉協議会理事会及び河津町共同募金委員会運営委員会が開催され、第1常任委員長が出席しました。

11月14日、第2回東部社会教育関係者等研修会が東伊豆町で開催され、第2常任委員長が出席しました。

12月4日、第2回河津町社会教育委員会が開催され、第2常任委員長が出席しました。

## 3、一部事務組合について。

10月23日、東河環境センター議会臨時会が開催され、組合議員が出席しました。

10月25日・26日、伊豆斎場組合議会議員視察研修会が浜松市及び菊川市で開催され、組合

議員が出席しました。

11月12日、一部事務組合下田メディカルセンター議会全員協議会が開催され、組合議員が出席しました。

4、議長に要請のあった諸会合等。

9月21日、「秋の全国交通安全運動」街頭広報が河津駅周辺で行われ、議員とともに出席しました。

10月6日、わかば保育園運動会が開催され、出席しました。

10月28日、河津町町制施行60周年記念式典が開催され、議員とともに出席しました。

11月1日、河津町戦没者招魂祭が開催され、議員とともに出席しました。

11月5日、河津町社会福祉大会が開催され、議員とともに出席しました。

11月6日、伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会要望活動が名古屋市国土交通省中部地方整備局で行われ、出席しました。

11月10日、青少年の主張大会が開催され、議員とともに出席しました。

11月18日、「華の町 普代村」構想プロジェクト記念植樹式が岩手県普代村で行われ、出席しました。

11月20日、河津町教育講演会が開催され、議員とともに出席しました。

11月30日、第19回しずおか市町村駅伝競走大会の選手団壮行会が役場で、前夜祭が静岡市で行われ、出席しました。

12月1日、第19回しずおか町村対抗駅伝競走大会が静岡市で開催され、応援してまいりました。

12月8日、姉妹商工会交流事業が行われ、出席しました。

5、町の行事について。

9月15日、河津中学校運動会。

9月28日、さくら幼稚園運動会。

10月7日、町民体育大会。

10月28日、河津ふれあいまつり。

11月3日、4日、18日、町民文化祭。

11月23日、伊豆天城路河津秋祭り、伊豆見高入谷高原温泉紅葉ふれあいまつり。

11月25日、伊豆天城路河津秋祭り、峰温泉大噴湯まつり、伊豆の踊子文学祭、第2回伊豆の踊子読書感想文コンクール表彰式。

それぞれ開催され、議員とともに出席をいたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長の行政報告

○議長（土屋 貴君） 日程第4、町長の行政報告をお願いします。

町長。

○町長（岸 重宏君） 本定例会が開催されるに当たり、9月定例会以降の行政報告と所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと思います。

平成31年度予算編成について申し上げます。

当町の財政見込みは、歳入において固定資産税やふるさと納税など増額の要因はあるものの、人口減などによる地方交付税の減少等により、大幅な伸びは期待できない現状です。

一方、歳出面では、社会保障関係経費や公共施設の維持補修費、会計年度任用職員制度の創設に伴う臨時職員賃金の上昇などの義務的経費の増額、投資的経費においても、労務単価や建設資材等の高騰による建設コストの上昇など歳出増が見込まれています。

このような状況下、町行政の現状も踏まえ、健全な財政運営を堅持しつつ、次世代に引き継ぐ新たな河津町の創設を目指し、町民本位の各種施策を推進していくため、行政改革を促進し、財政運営のさらなる健全化に取り組んでまいります。河津町第4次総合計画をもとに「子育て・教育環境の充実強化」、「防災・減災対策」、「観光地としてのグレードアップ」、「行政運営の効率化と開かれた行政への推進」を重点テーマとし、各事業の有効性を見きわめた上で、選択と集中の視点から重点的に財源を配分すると指示したところであります。

また、特別会計及び公営企業会計については、住民負担の適正化を念頭に財源確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の削減、事業の合理化に努めるよう指示しました。

必要な行政サービスの水準を確保しながら、さらなる効率的、効果的な行財政運営に努めてまいります。

笹原地区河津郵便局前町有地管理について申し上げます。

複合施設の建設予定地として埋蔵文化財調査作業終了時のまま管理しておりましたが、10

月11日から26日までの期間で伊豆縦貫自動車道整備工事の発生土を活用し埋め戻し作業を実施いたしました。作業全般を国土交通省沼津河川国道事務所で行っていただき、感謝申し上げますとともに、作業期間中は近隣住民の方々を初めとする町民の皆様のご協力に、あわせて感謝申し上げます。

また、当町有地を多目的に活用するため、砕石の敷きならし費用を補正予算に計上しておりますので、ご審議いただきますようお願いいたします。

保健福祉防災センター空調設備修繕事業について申し上げます。

平成9年に竣工以来20年が経過し、保健福祉防災センターの空調設備の老朽化により、故障も散見していたため、平成30年度から数年にわたり全面改修の計画をしております。

今年度は健康福祉課事務室及びセンター玄関ロビーの室外機及び室内機の改修を11月22日から12月2日の期間で実施いたしました。公益財団法人静岡県市町村振興協会の助成金を活用しながら、来年度以降計画的な改修を実施するとともに、適正な庁舎管理に努めてまいります。

地域防災訓練について申し上げます。

12月2日の「地域防災の日」にあわせ、突発型の大規模地震が発生したという想定で地域防災訓練を実施いたしました。

町では、一人ひとりの防災意識の高揚を図るべく、「たすけあい 知恵と力と おもいやり」を訓練テーマに掲げ、各地区自主防災会と地元消防団や防災士の協力を得て防災訓練を実施いたしました。訓練内容につきましては津波避難訓練や消火訓練の実施、防災資機材の点検などを行ったほか、見高入谷地区においては国、県の職員を講師に招き、土砂災害防止出前講座を実施しました。また、下佐ヶ野地区では、静岡県看護協会賀茂地区支部と連携し、応急救護訓練を実施いたしました。

参加人員は、総数2,219人、そのうち、65歳以上の参加者は828人でした。

また、学校からの働きかけで高校生71人、中学生125人、小学生118人が参加し、地区の訓練に取り組みました。

避難所の追加について申し上げます。

相次ぐ大型台風の襲来や、発生が叫ばれる大規模地震災害への対応として、町内各地区の公民館を初めとした32カ所の避難所に、新たに「河津町保健福祉防災センター」を避難所として指定しました。この指定により、いち早く避難情報の発表が可能となり、災害に対する住民の皆様の安全確保につながるものと考えております。

町制施行60周年記念式典・町表彰式について申し上げます。

9月1日に町制施行60年を迎え、10月28日、河津バガテル公園オレンジリーにおいて、町制施行60周年記念式典・河津町表彰式を行い、土屋副知事や長野県白馬村下川村長、賀茂地域の市町長を初め多くの皆様にご隣席を賜り、記念式典を行いました。

式典では町の発展に寄与された方に、功労表彰を3名に、有効表彰を2名に授与し、長年にわたり地道な活動により貢献いただきました1名、8団体に感謝状を贈呈させていただき、これまでの功績を称えました。

式典終了時には、60周年を記念して伊豆フィルハーモニー管弦楽団による室内音楽コンサートが行われ、式典出席者と同じ日開催しました河津ふれあいまつりに来られた多くの皆様にも聞き入っていただきました。

第3回河津フラワートライアスロン大会について申し上げます。

町の活性化事業として、町制施行60周年記念第3回河津フラワートライアスロン大会を11月11日に開催しました。今大会もオリンピック・ディスタンスでスイム・バイク・ランの全種目が行われ、個人314名、リレー29チームの参加をいただき、本町からはリレー部門で役場職員が参加し、29チーム中16位と健闘しました。大会には前日から準備、当日のおもてなしなど、昨年以上に町内外より各方面の方のご協力をいただき、大会を盛り上げることができました。

競技コースの沿道では、町民の皆様の熱心で心温かい声援が選手をより奮起させるものとなり、温かい気持ちが伝わったものと思います。

大会開催に際しては多くの皆様に変なご迷惑をおかけしたことと思いますが、交通規制等へのご理解とご協力、関係者の皆様やボランティアの皆様のご協力により、事故もなく滞りなく盛大に開催することができました。重ねて皆様にお礼申し上げます。

岩手県普代村河津桜寄贈について申し上げます。

岩手県普代村が行う「華のまち・普代村」構想プロジェクトの一環で、昨年に引き続き、東日本大震災の復興への協力支援として河津桜125本を寄贈し、私と、町議会を代表し土屋議長、町職員らとともに4名が、11月18日に開催されました記念植樹式に出席しました。震災による村内市街地部の被害は少なかったものの、海岸部はまだ津波の痕跡が残り、河津桜が震災からの復興と、村の活性化の一躍となることを期待し、植栽してきました。

平成30年度の町税収納状況について申し上げます。

町税収納状況は、10月末現在、収納率58.9%で前年比1.7ポイントの増、国民健康保険税

の収納状況は、収納率51.2%で前年比1.0ポイントの増となっております。

滞納対策で、預貯金・生命保険・給与等の財産調査324件、預貯金・生命保険の財産差し押さえ51件を実施しました。また、納期限を過ぎた滞納者に催告通知をしており、1回目を8月に、2回目を10月に送付いたしました。今後は3月に通知を予定しております。

なお、静岡県及び県内の全市町は、11月と12月を「滞納整理強化月間」と位置づけ、連携して滞納整理に取り組んでおります。今後とも納期内納付の推進を図るとともに、滞納額の縮減に努めてまいります。

エコクリーンセンター東河基幹的設備改良工事について申し上げます。

エコクリーンセンター東河は、引き続き2カ年計画で、大規模改修を実施しております。このたび、計量器の更新を行い、11月20日から新しい機械で稼働しております。

また、焼却炉の全炉停止を12月19日まで予定しており、全炉停止終了後の20日から年末にかけて、ゴミの増加が予想されます。

町民の皆様並びに各事業者様には、ゴミの持ち込み時期をずらすことや、ゴミの減量に一層のご協力をお願いします。

子育て支援施設整備について申し上げます。

4月25日付けで、子ども・子育て会議に諮問しておりました「河津町における子育て支援等に向けた関連施設の整備計画について」、10月19日に答申書の提出がありました。委員の皆様には、子育て世代の立場に立ち、河津町にふさわしい子育て施設の議論をしていただきました。委員の皆様には感謝申し上げますとともに、引き続き「子ども・子育て支援事業計画の策定」に向けた議論をお願い申し上げます。

子ども・子育て会議の答申内容でございますが、施設建設の候補地、施設の内容、施設の運営に対する配慮等が含まれております。答申内容を検討し、町の方針を決定していきたいと考えております。なお、答申は町ホームページに掲載しておりますので、ごらんいただければと思います。

第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務について申し上げます。

2020年度から2024年度までの5年間で1期とする「子ども・子育て支援事業計画策定業務」を、プロポーザル方式による選定業務を経て、10月1日に470万8,800円で株式会社サーベイリサーチセンター静岡事務所と契約しました。この事業は、平成30年度、31年度の2カ年での計画策定となります。今年度は、子育てのニーズ調査を行い、計画策定を行ってまいります。

森林・林業振興事業について申し上げます。

登尾町有林森林整備業務の入札が10月18日に行われ、株式会社いしい林業が落札し、623万1,600円で契約しました。

この業務は、森林の有する多面的機能を十分に発揮させるため、手入れの行き届かない森林に対し、計画的に森林施業を行い、適正な森林管理を推進することを目的としております。

間伐5.67ヘクタール、作業道整備900メートルを実施し、480立方メートルの間伐材の売り払いを行う予定でおります。

かわづ花の会について申し上げます。

第28回全国花のまちづくりコンクールにおいて、かわづ花の会後場地区が花壇のデザインや花の育成状況、取り組み姿勢、継続性などの活動状況が評価され、団体部門において入選し、10月25日に東京の東海大学校友会館で開催された表彰式において表彰されました。

漁港施設災害復旧事業について申し上げます。

7月28日から29日に台風第12号の通過に伴う異常な波浪により被災し、災害復旧事業で整備をしておりました下河津漁港（谷津地区）の第1防波堤の工事が、11月8日に完了いたしました。

道路・橋梁事業について申し上げます。

9月20日に実施した入札結果について申し上げます。

「防災・安全交付金町道鍛冶屋沢線舗装補修工事」は、丸三工業株式会社が落札し1,566万円で契約しました。この工事は、河津町道路ストック総点検の結果を踏まえ、毎年計画的に舗装を補修するもので、今年度は施工延長117メートル、舗装打ちかえ898.3平方メートルを実施するものです。

「町道荻ノ入線舗装補修工事」は、世紀東急工業株式会社伊東営業所が落札し266万7,600円で契約しました。この工事は、経年劣化した町道の舗装打ちかえを実施するものです。

「浜地区道路施設改修工事」は、有限会社加火畑組が落札し、756万円で契約しました。

「笹原地区道路施設改修工事」は、株式会社大塩組が落札し、324万円で契約しました。これらの工事は毎年継続して経年劣化した側溝上部を改修し、道路機能の改善を図るものです。

10月25日に実施した入札結果について申し上げます。

「防災・安全交付金町道見高仲ヶ野向畑線（無名橋20）橋梁補修工事」は、株式会社大塩組が落札し、486万円で契約しました。「防災・安全交付金町道見高川西川上線（水神橋）橋梁補修工事」は、東海建設株式会社が落札し、313万2,000円で契約しました。「防災・安

全交付金町道湯ヶ野・小鍋1号線（小鍋橋）橋梁補修工事」は、斉藤土木株式会社が落札し、853万2,000円で契約しました。これらの工事は、河津町橋梁長寿命化計画に基づき、橋梁の長寿命化を図るために修繕を行い、適切な維持管理をするものです。また、6月に発注した「防災・安全交付金・町道小鍋峠線（門の沢橋）調査設計業務委託」が完了したことに伴い、本定例会に工事請負費の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いいたします。

「町道佐ヶ野1号線改良工事」は、東海建設株式会社が落札し、2,322万円で契約しました。この工事は、地区要望により視距の悪い町道を改良するものです。

峰橋の通行止めについて申し上げます。

町道大堰峰線に架かる峰橋については、平成28年度の橋梁点検で、判定Ⅲ（早期に措置を講ずべき状態）の結果を受け、町では橋梁の存続または撤去を検討しております。存続させる場合は、補修のみならず耐震補強も必要となることから、高額な費用が見込まれます。そこで安全面に配慮し、峰橋を全面通行止めとすることによる、影響調査を行っております。11月の回覧でお知らせしておりますが、期間は11月26日から1月末までの約2カ月間です。町民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

伊豆縦貫自動車道関係について申し上げます。

伊豆縦貫自動車道関係につきましては、大鍋・小鍋地内で、本線の橋梁下部工事や工事用道路の施工が、また、逆川地内では、トンネル工事と国道414号の切り回し道路等の施工が、順調に進んでおります。近隣住民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、今後ともご理解とご協力をよろしくをお願いいたします。

10月21日に逆川地区でトンネル工事の現場見学会が開催され、近隣住民86名が施工中のトンネル内部や施工機械を見学しました。10月29日から31日に、近隣住民の方々を対象とした工事説明会が、湯ヶ野基幹集落センター、小鍋公民館、逆川公民館の3会場で開催され、各工事進捗状況の説明や今後の工事予定等について、事業者より説明が行われました。

また、11月3日及び18日には、現地での説明会が小鍋地区、大鍋地区でそれぞれ開催され、今後、工事が進められる本線橋梁や工事用道路等の説明及び、現在施工している工事内容の説明が行われました。

11月19日に「一般国道414号伊豆縦貫自動車道（伊豆市～河津町）」環境影響評価方法書の説明会が湯ヶ野基幹集落センターで行われました。環境影響評価方法書は、事業者が対象事業に係る環境影響評価の項目及び調査・予測・評価の手法を記載したものです。伊豆縦貫自動車道建設促進期成同盟会では、さらなる事業推進並びに早期全線開通への要望活動を、

11月6日に国土交通省中部地方整備局で、11月21日には財務省・国土交通省で行いました。

なお、天城北道路の完成式典が、来年1月26日に予定されています。河津桜まつり前に開通の運びとなり、関係者に感謝を申し上げます。

水道事業について申し上げます。

9月20日に実施した入札結果について申し上げます。

農免配水池更新工事は、東海建設株式会社が落札し、2,041万2,000円で契約しました。施設の老朽化、使用量の増加に伴い、FRP製10トン配水池をステンレス製30トン配水池へ更新いたします。

11月15日に実施した、配水池監視システム工事3件の見積もり結果について申し上げます。

入草配水池水位監視システムは378万円で、浜・笹原配水池水位監視システムは、356万4,000円で、下佐ヶ野配水池pH監視システムは324万円で、それぞれ協立電機株式会社が落札し契約しました。入草配水池、浜・笹原配水池ともに、水位監視システムを設置することで、水位の異常や断水等早期発見につながり、点検等の効率化が図れます。

また、下佐ヶ野配水池は、pHの監視システム設置により、安定した水質管理が可能となります。

学校教育施設関連事業について申し上げます。

11月22日に実施した入札結果について申し上げます。河津町立河津中学校武道場天井改修工事は、東海建設株式会社が落札し、1,134万円で契約しました。この工事は、老朽化による天井断熱吸音材等の補修を行うものです。生徒・学校関係者、施設利用者におかれましては、工事期間中、何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

今年度、新しく制度を開始しました、河津町教育資金利子補給金制度について申し上げます。

4月から9月までの実績に基づく5件の申請を受け付け、利子補給を実施しました。今後も制度の周知に努め、子供たちの学びの支援に務めてまいりたいと思います。

空調設備設置事業について申し上げます。

国の平成30年度補正予算において、ブロック塀・冷房設備対策臨時特例交付金が設けられました。この制度を活用し、熱中症対策等として空調設備の整備を推進するもので、小中学校の普通教室及び幼稚園の遊戯室への設置を行っていきたいと思います。なお、本定例会に設置に係る実施設計業務委託の補正予算を計上しましたので、ご審議をお願いします。

河津町学校教育環境整備委員会について申し上げます。

9月に引き続き、委員会では、答申書の提出に向けて、10月14日に第4回、11月14日に第5回、12月3日に第6回の委員会を開催し、答申書の提出に向けて審議を行っております。

社会教育事業について申し上げます。

10月25日に実施した入札結果について申し上げます。

河津町B&G海洋センター体育館改修工事は、東海建設株式会社が落札し、3,834万円で契約しました。この工事は、老朽化に伴い、屋根及び外壁の塗装、管理棟の空調設備改修、アリーナ上部の排煙窓改修等を実施するものです。施設利用者、関係各位におかれましては、工事期間中ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

河津町民体育大会については、10月7日河津中学校グラウンドにて開催しました。当日は、多くの町民の皆様が競技や応援に参加し、盛大に開催することができました。各区長を初め実行委員の皆様、厚く御礼申し上げます。

河津町文化協会主催の第37回河津町民文化祭については、南小学校体育館で開催され、11月3日と4日に展示部門、18日に舞台部門がそれぞれ行われました。展示部門では、23団体・個人11名により、陶芸、絵画、生花、郷土研究の発表等が展示され、延べ900の方に来場していただきました。舞台部門では、空手型演武、フラダンス、新体操、吹奏楽、楽器演奏、ダンスなど、13の演目が披露され、延べ800の方が来場されました。主催された文化協会を初め、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

第17回河津町青少年の主張大会については、11月10日河津町保健福祉センターふれあいホールで行われ、町内の小・中学校と稲取高校の8名の児童生徒に、夢、家族、将来の町などについて、思い思いの主張をしていただきました。発表では、今を真剣に生き生きと過ごしている様子がうかがわれました。会場には、多くの皆様に来場いただき、個々の主張に耳を傾けていただきました。発表していただいた皆さん、また、来場者の皆様に改めて御礼申し上げます。

第2回「伊豆の踊子」読書感想文コンクールについては、「伊豆の踊子」を多くの人に知ってもらうことと、読書の習慣を高めるため、6月1日から9月30日までの間、作品の募集を行いました。表彰式は、11月25日に湯ヶ野にて第14回伊豆の踊子文学祭において開催し、最優秀者1名・優秀者2名に表彰状を授与いたしました。今後も引き続き読書感想文コンクールを開催し、町内外からの作品募集を行い、文化の振興を図っていきたくと考えております。

第19回静岡県市町対抗駅伝競走大会については、12月1日、静岡市を会場に、12区間

42. 195キロのコースで行われ、県内全市町選手団が出場いたしました。河津町選手団は、募集により集まった候補選手37名が、8月から約4カ月間の練習を続け、代表選手12人が大会に出場し、練習の成果を発揮しました。結果は、町の部で12チーム中第6位に入賞し、記録は2時間27分56秒でした。また、人口1万人以下の町の部1位に贈られるふるさと賞も、受賞いたしました。選手、監督、コーチを初め、関係者の皆様に心から感謝いたします。また、町民の皆様の応援に厚く御礼申し上げます。

報告は以上のとおりです。

我が国の景気は、緩やかな回復基調が続いていると言われておりましたが、先日のニュースでは、国内総生産（GDP）年率減少の発表がありました。

河津町におきましても、今後、施設改修費や維持経費の増大などにより、財政内容は依然厳しい状況であります。また、来年10月には消費税の引き上げが予定されております。これにより、今後の我が国の経済情勢も不安要素があり、地方の財政状況への影響も心配されます。このような中で、今後も持続可能な地域社会の実現に向けて一層の行政運営の健全化に努め、町民本位の施策を進めてまいりたい所存ですので、議員各位並びに町民の皆様の、ご理解とご協力を重ねてお願い申し上げます、私の行政報告とさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） これで、町長の行政報告を終わります。

11時まで休憩とします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

### ◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第5、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとします

ので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

9番、渡邊弘君、1番、大川良樹君、3番、渡邊昌昭君、4番、遠藤嘉規君、6番、塩田正治君、2番、桑原猛君、10番、稲葉静君。

---

◇ 渡 邊 弘 君

○議長（土屋 貴君） それでは、9番、渡邊弘君の一般質問を許します。

9番、渡邊弘君。

〔9番 渡邊 弘君登壇〕

○9番（渡邊 弘君） おはようございます。

平成30年第4回定例会開催に当たり、一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので一問一答方式で質問をいたします。

質問の前に、先日、懸案でございました荒倉橋の手押し信号、非常に押すまでの間に危険が伴う箇所でしたが、通常の信号に変わりました。それに伴いまして、今まで幸いにも事故が起こらなかつたんですが、通学する児童、横断する人たちの危険が相当軽減された、そのように思います。何年も前からの手押し信号をかえて欲しいという住民の意見がございまして、今回実現したことは、地域の住民からも大変に喜んでいただき、町の対応に感謝する次第でございます。どうもありがとうございました。

質問は、私の質問は次のとおりでございます。

1 件目、庁内規律と対応について。

2 件目、子育て施設整備事業について。

3 件目、来年度予算について。

町長及び教育長、担当課長の答弁を求めます。

それでは、まず、庁内の規律と対応についてお伺いをしたいと思います。

先日、職員による交通違反で逮捕されるというような事案が、新聞で報道をされました。

町当局の対応について質問をさせていただきます。

どのような理由で職員は逮捕されたのか。また本人に町として事情を聞いているのか。町として、その件に関してどのような対応をされたのか、お伺いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、この件につきましては、公務員としての自覚不足が招いたことでありまして、町民を初め、多くの皆様にご迷惑をおかけしましたことに対しまして、まずおわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

まず、私の対応でございますが、連絡を受けまして、9月19日の午前中に報道機関等への町長のコメントを発表しました。内容につきましては、事件報道によりまして信頼失墜のおわびと、現時点では詳しい事情がわからないので、今後の捜査の進展を踏まえて、事実関係を把握した上で、厳正に対処する方針を伝えてあるところでございます。

なお、その後の経過や対応につきましては、副町長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 副町長。

○副町長（土屋晴弥君） まず、逮捕の理由でございます。

まだ起訴されていない状況でございますので、正式な内容についてはわかりませんが、平成30年9月19日に自動車運転処罰法違反過失傷害と道路交通法違反、ひき逃げの疑いで逮捕との報道がされたところでございます。容疑内容につきましては、30年の8月26日の日曜日、午前7時ごろ、東伊豆町の国道135号で伊東方面に走行中、強引な追い越しにより観光バスが急ブレーキをかけたことによりまして、乗客3名にけがを負わせたが、そのまま走り去ったとのことでございます。車同士の接触する事故は起こしておりませんが、危険な運転がけがの主たる原因として逮捕との報道がされたところでございます。

本人に事情を聞いたかというようなことでございますけれども、逮捕の翌日に、9月の20日に処分保留で釈放されましたので、21日に町長みずから直接会って状況説明を受けました。その後も随時、担当課長が連絡をとりながら状況確認を行ってまいりました。

町としての対応でございますけれども、町長の答弁にもございましたけれども、9月19日に、午前中ですが、報道機関等に町長のコメントを発表いたしました。緊急課長会議を開きまして、総務課長より状況の報告を受け、町長より訓示を行いました。翌日20日の朝には、全職員に対し、町長の訓示を行ったほか、下田警察所長と面会をいたしまして謝罪をさせていただきました。そして、またバス会社の社長とも面会をさせていただきまして、謝罪をさ

せていただいたところでございます。

その後は、事件のなり行きを見守りながら対応してまいりましたけれども、警察から検察庁に送られて、いまだ起訴内容が明らかでない状況でございます。

職員本人には、逮捕の翌日の9月20日に処分保留で在宅での聴取となりましたが、職場への出勤を控えるよう伝え、検察の判断を見守っていました。

この件につきましては、町の顧問弁護士とも相談をしております、検察の判断がされない中で、嫌疑の段階で職員を出勤させない理由が立たないというような顧問弁護士の所見もありまして、10月の23日から職員を職場復帰させたところでございます。

また、職員に関しましては、町民の信頼を損う行為、365日公務員であることを忘れずに職員としてのコンプライアンスの徹底と安全運転の徹底、交通事故の防止の心得、事故発生時の対応マニュアルの配付をいたしまして、注意喚起をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 今、いろいろ事情をお伺いしました。私ども、町のほうから直接議員個々にも話がないので、今このような質問になったわけでございますけども。

事情は事情として、今後も町は対応せざるを得ないというところだと思います。

この事案につきましては、地方公務員法に定めがありますので、その整合性をしっかりとした形でとりながら対応していただきたいというふうに思います。地方公務員法第28条に刑事事件に関し、起訴された場合は休職期間は当該事件の裁判継続中の期間とされるというふうな条文もございます。また、29条においては、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合は懲戒の対象にもなるというふうな条文がございます。実際問題として、やはり整合性のある対応を町はせざるを得ない。それにつきましては、今後、町はどのような考え方のもとに対応されるのか、お伺いをしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 副町長。

○副町長（土屋晴弥君） お尋ねの懲戒処分等の件でございますけれども、地方公務員法第28条には、降任、免職、休職等の規定がございます。また同法第29条では、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合には、これに対して懲戒処分することができるということになっております。いずれにしましても、現時点では起訴がされていないというので、今後の状況を見きわめながら対応をさせていただきたいと思っております。

今後、検察の判断が下された時点で、町長からの諮問になりますけれども、一般職員の分限及び懲戒審査委員会で審議をして判断をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題といたしまして、職員のためにも公平な対処を望むところがございます。地方公務員法第7条に公平委員会の設置の条文がございます。15万以下の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとするところがございます。

町では、町の組合は公平委員会の設置を考えられているのか、また、このたびの事案は新聞報道しか情報がございませんので、本人については、本当に将来に向けて大きな試練ではないかなというふうに思います。町の対応次第によっては、本人の名誉のためにも町の対応をしっかりと対応をお願いするところがございますが、そこら辺のご回答をいただければありがたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 副町長。

○副町長（土屋晴弥君） 公平委員会の設置につきましては、地方公務員法の第7条によりまして、人事委員会または公平委員会の設置について規定がされております。同条第3項には、人口15万人未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとするという規定がされておりますが、同条第4項で、公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て、定める規約により公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、または他の地方公共団体の人事委員会に委託して公平委員会の事務を処理させることができると、規定がされております。当町では第4項の規定により、昭和42年から河津町と静岡県との間の公平委員会の事務委託に関する規約により、公平委員会の事務を静岡県人事委員会に委託をしております。

今後の職員に対しては、公務員倫理の徹底、そしてコンプライアンスについての社会規範の遵守、それを含めて徹底していく中で、町民からの信頼を得るために努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題として、公平委員会を各町に置くというのもなかなか大変なことかなというふうには思います。ただ職員につきましては、不平不満があったときに、どのような窓口に分たちの意見を要は提示していけるのか、これもやっぱり職員の当然の権

利ではないかなというふうに思います。ぜひ町のほうは窓口をしっかりとした形で、今後も職員のためにも町当局としては努力をしていただきたい、そのように思っております。

以上でございます。

次の質問に移ります。

子育て整備事業について質問をいたします。

10月19日に河津町子ども・子育て会議により、子育て支援整備事業にかかわる答申書が町に出されました。町としては、先ほど町長のお話ございましたけれども、答申をもとに検討を進めるというようなことございました。

また、町のどんな政策のもとに、この子育て施設が必要でしょうかと。どのようなものが、どういうものを機能として入れていく予定があるのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの子育て施設整備事業につきまして、渡邊議員のご質問の中で、どんな政策のもとに必要かということでございます。お答えしたいと思います。

町の将来に向けて、まちづくりの一環として、子育てしやすい環境づくり、あるいは子供を産みやすい、育てやすい環境づくりが私は大事であると思っております。特に少子高齢化などの状況を考えたときに、なるべく早い時期につくるべき施設であると考えております。前回の子ども・子育て会議の答申で、基本的な施設計画が示されておりますので、前回の施設の整備計画を踏まえて、全体の計画の見直しと候補地についての検討を諮問したところでございます。

機能的には子育て支援施設として、一時預かり保育や子育てサロンなど、あるいは児童館施設として創作活動施設やボランティア室、多目的ホールなど、そのほかにも子供広場ですとか機能の計画が必要であると思っております。

また、施設ができて、その運営内容、運営についても大変重要なことでございますので、建設を進めると同時に運営体制などの検討も答申をされておりますので、この点も配慮して、今後進めていきたいなと思っております。

なお、前回の答申の施設計画に入っておりますが、放課後児童クラブの施設については、会議の中で小学校の敷地内での活動が望ましいという意見を受けまして、今後の学校教育環境整備委員会での推移により決めることが有効であるという考え方から、今回の施設計画か

らは除外されております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 今、町長のほうから、政策のもとに、確かに産みやすい環境、育てやすい環境というのが、町にとっては大事であるというようなことでございます。

河津町として子育ての支援を取り組むということは、大きな人口減少の大きな対策の事業の1つではないかなというふうに思っております。働く世代、子育ての世代が、そういう支援、サポートが子育てしやすい町になり、人口減少の歯どめになってくるというようなことが考えるわけでございます。

現状におきましても、取り組むことのできるが多々あるのではないかなというふうに思います。新たな施設ができて、今、実際問題として、ある要望はまだまだ続いていくのではないかなと思っておりますので、施設の建設等と同時に、そのようなことをお考えの中に入れていただいて、進めていただきたいなというふうに思っております。

まず、幼稚園などの預かり保育の時間の延長の問題とか、幼稚園年少の預かり保育の対応とか、土日祝日、休日の保育のあり方の充実とか、先ほど町長のほうからございました一時預かりの保育の導入など、子育て世代の河津ママの会の有志とかっていう会もございますけれども、そのような会から、子育てに対する提案がなされたこともございました。

そのような実際に即した、今できることをやはり一つずつ積み重ねていくことが大事ではないかなと。それと、プラス子育て施設が、要は河津町の磐石な政策になっていくのではないかなというふうに思いますが。そこら辺の、今まである意見に対しての対応はどのように考えられていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの渡邊議員の、現状で取り組むことにつきまして、お答えしたいと思います。

先ほど申しましたけれども、まちづくりの一環として子育て、しやすい環境づくりですとか子供を産み育てやすい環境づくり大事であると私申しましたが、もう一つつけ加えるとしたら、働く、あるいは働きたいお父さんやお母さんが預けやすい環境づくりというのが大事であると思っております。

議員がおっしゃるように、幼稚園の預かり保育の保育時間の延長の問題、あるいは今3歳児は預かり保育をやっていないわけですがけれども、年少の預かり保育への対応、あるいは土

日、祝日の保育の充実、一時預かりの保育の同充など、今後取り組んでいかなければならない政策だと、私も思っております。

一時預かりにつきましては、新たに計画される子育て施設の中で対応できますが、その他の課題につきましては、今後、現場の声ですとか子育て世代の方々からの声などを聞きまして、いろいろな意見を聞いた上で、できるものから対応したいと、そう思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） ぜひ、子育て、町長がおっしゃられた働く世代の人たちが、やはり子供を預けて働くことができる、幸いに自宅で子供を見る人たちがいる家庭はやはりいいんですけれども、それでない家庭というのは、働くために子供を要は預ける施設がやっぱり本当に大切でしょうというようなこともございますので、ぜひ生の声を聞いていただきながら、具体的にじゃ、意見を聞くのはどういうふうにしようとか、そういうことをやっぱり具体的に1つずつ積み重ねていただいて、取り組んでいただきたいなというふうにも思います。

現状におきましては河津町は、幸いなことに虐待だとかそのような事案は、私自体としては聞いておりません。また、ただこういう事案がいつどのような形で発生するということは実際問題わかりません。事前にそういう事案に対して対策を取り組むことが本当に大切ではないかなと、町の姿勢としては大切ではないかなというふうに思います。

町として気軽に相談できる窓口、そのようなことには取り組まれているんでしょうか。また、電話相談なども含めて、今後どのように対策をとっていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 渡邊議員の質問にお答えいたします。

子供の健やかな成長を願う中で、家庭の中における特に議員がおっしゃいました虐待事例など、よくテレビや新聞で報道を聞くわけでございますけど、本当に痛ましい事件であると思うと同時に、もう少し早目に対応ができれば、そういうことにならなかったのではないかなと私も思っております。

町としては、子育て中のお母さんの集う場として、現在、保健福祉センターの2階で子育てサロンなどを行っております。そういうサロンを通して、今後若い世代に寄り添いながら対策も進めていきたいなと思っております。

将来的には子育てサロンも新たに建設予定の施設に入ることから、この施設が活用されま

して、新たな施設の中で、多くの子育て世代ですとか、学童ですとか、ボランティアなどが、拠点として大いに活用されていくことが、大変将来期待されるのではないのかなと、そういうふうには思っております。

なお、現状につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、町の虐待への対応、それから相談体制についての説明をさせていただきたいと思っております。

町では、虐待を受けた、それから虐待のおそれのある児童、それから非行、不登校児童、それから障害児及びその他支援の必要な児童並びにその家族への適切な支援を図るために、要保護児童対策地域協議会というものを設けております。

関係機関で情報を共有するとともに、問題のある児童やその家族への個別での対応を行うこととなります。この協議会でございますが、町内の関係機関だけではなく、児童相談所、それから警察等にも参画していただき、幅広い分野での機関となっております。

町のほうとしますと、4カ月児までの家庭に重点を置き、家庭訪問というのも実施をしております、そのときに状況によっては産後鬱、それから新生児の虐待防止を図るための産婦健康診査事業も実施をしております。

検診や予防接種、子育てサロン等さまざまな場面で状況を把握し、相談業務を行い、役場関係機関等の連携をとり、実施をしております。

このような顔の見える体制を築き、問題発生を未然に防ぐとともに、問題発生時には適切な対応を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 町のほうの対応としましては、そういう協議会等を通じた中で対応されていくということでございます。そういう協議会等があるのは本当にありがたいことで、大変重要なことかなというふうに思います。ただ、現場が本当に困った、虐待をせざるを得なくなるような親御さんとかそういう人たちが、いかに早くその協議会なり何なりにコンタクトできるようなシステムを、明確に町の広報なり何なりで知らせておく必要があるのではないかなと。その窓口がわからないからどうしても大事件が発生してしまうと、そのような事案もあるのではないかなと。そういう報道を見る限りでは感ずるところもございまして、ぜひ、そこら辺を明確にご指導いただければありがたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

来年度予算について、質問をさせていただきます。

町長、就任をされまして1年が過ぎ、2回目の予算の編成となります。町長の掲げるオール河津でのまちづくりというもののもとに、予算編成がされると思います。町として、オール河津で取り組むテーマ、何とかもうこれだけは何とかやりたいんだよとか、そういうものがありましたら、伺いたいと思います。

そのテーマをもとに来年度どんな事業に取り組んでいくのか、ぜひ教えていただける部分がありましたらお願いしたいと思います。

また、今までやっていた事業の中でも、来年度はもうこの事業は終了するよとか、いうようなものがございましたら、ぜひ教えていただければありがたいなというふうに思いますので、よろしくどうぞお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま、来年度予算についてのご質問でございます。

まず、オール河津の考え方でございます。私の言うオール河津というのは、一つのこう決まったものではなくて、全ての事業を進める中で、情報を共有しながら議会と町民が一緒になってやる取り組みが大事であるという、そういう考えのもとでオール河津という話をしております。

来年度予算の中では、先ほど行政報告でも少し申しましたが、地方財政の取り巻く情勢が大変厳しいという中で、健全な財政を維持しつつ、特に次の時代に引き継ぐようなそんなまちづくりが大事なのかなと、その上で、各施策を推進していきたいなとそういうふうに思っております。

その中で重点テーマとして、先ほど行政報告の中で申しておりましたが、来年度予算に向けて4つの重点テーマを掲げております。繰り返しになりますが、1つ目は子育て教育環境の充実強化、2つ目として防災減災対策、3つ目として観光地としてのグレードアップ、4つ目として行政運営の効率化と開かれた行政への推進、そういうことで予算編成については指示したところでございます。

基本的には総合計画に沿って、来年度以降の3年間のローリング調書を作成してございます。その中で、事業予算の配分を考えながら、事業選択をして関係各課と協議しながら、計画的に進めていきたいなと、そう思っております。

特に来年度は先ほど議員もおっしゃったように、私も2年目となりますので、特に今年度

結構始めた事業がありますので、今年度から引き継ぐ2年目の事業が主体となるのかなど、そんなふうに思っております。

特に先ほども質問にもありましたけど、主なものは子育て関連施設の建設計画ですとか、あるいは今年度からの継続になると思うんですけど、学校、幼稚園等のエアコンの設置、あるいはバガテル公園の再生計画などが予定されているのかなど。その他にもいろいろ考えられるわけですけど、財政状況も見きわめて、最終的には予算査定で決めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題といたしまして、来年度に向けて、こういうことはやめるんだよなんていう情報が、ちまたに、直接まだお伺いしたわけではございませんので、聞き及んでおります。

その一つとしましては、商工会関係の商工会が発行のプレミアム商品券、また商工会のプレミアム工事券ですか。そういう部分が廃止されるんじゃないかなってというようなお話もちよっと聞いたりします。あと、江東区へのイベントの参加もやめようかと、渋谷区へのイベントの参加もやめようかと、河津町のふれあいまつりのイベントをやめようかと、そんなようなことが、ちまたのうわさで聞き及びます。もしその中で本当にやめるものがあるのであれば、それもお伺いしたい。またやめた後でどのような対応をされていくのか、そこら辺をお伺いしたいと思いますのですが、いかがでございましょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの、議員がお尋ねの各種事業につきまして、まだ決まっていないものとか方向性も含めて検討するものがございまして、現在の状況につきまして、考え方についてお答えしたいと思っております。

まず、商工会の関係のプレミアム商品券事業でございまして、先般、商工会より要望がございまして、利用率などによりまして、プレミアム商品券は予定をされないようございまして。ただプレミアム工事券については、継続をして要望がございました。

それから、イベント関係につきましては、江東区民まつり、あるいは渋谷区民の広場、河津ふれあいまつりなどについては、最終的には産業経済活性化連絡協議会の事業でございまして、その中で検討されて決まるわけですが、町としましては、その中の江東区民まつりにつきましては、過去には保養所が町内にありまして、その縁で参加した経緯もご

ございますが、保養所がなくなり相当年月がたちまして、また、新たなイベントもふえておりますので、撤退する方向で提案をしたいなあと考えております。

また、河津ふれあいまつりにつきましては、今までマンネリ化という意見もありまして、ことしは町制施行60周年の記念イベントとしてバガテル公園で行いまして、盛況でありました。今後は秋季にイベントが集中することがありまして、他のイベントと一緒にになりまして、他の月に実施できないものかということで今、検討をしております。

議員のお尋ねのイベント関係につきましては以上でございますが、イベントを通して都市と農村の交流目的ですとか、町を紹介する意味合いもありまして、現状では各種団体の会員不足ですとか高齢化などにより、参加が厳しくなっているものもございます。今後については、町外のイベントにつきましては、ある程度現状の中でおさめていき、逆に河津町に来てくれる人を大事にするような、着地型のイベントですとかおもてなし、リピーターの確保の取り組みを進めるのも一つの考えであると思っておりますので、そういう方向で検討したいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 私の考え方としましては、実際問題として、こういうイベント、例えば観光立町であると、声高らかにうたっている町。1次産業と3次産業までの、要は事業の必要な町。そのような、要は町の形態の中で、やめるっていう理由がよく理解できない。

河津町の町内の経済の活性化等に向けて、今まで取り組んできたプレミアム商品券にしてもプレミアム工事券にしても、やはり町内の事業者が、その部分で恩恵を受ける部分がたくさんあるわけでございます。町内消費を促していかないと、要はよそのお店だとか大きなお店に、全部河津町のお金が流れていってしまう。そのようなことも危惧されるわけでございますけども、これからの活性化に向けての意識の消失につながるのではないかなと。また観光政策への悪影響が大きいのではないかなと。1次産業への悪影響が考えられるんじゃないかなと。そのようなことを危惧するわけでございます。

そのような中で、本当に産経連につきましても、商工会につきましても、観光協会につきましても、このイベント等を廃止していく理由が、例えば町のほうで協力できないからやめるんだよとかっていうような形にならないように。町としては推進をしていきたいというような考え方のもとに取り組んでいただけないでしょうかということ、1点質問をさせていただきます。

また、何回もまだご提案をさせていただいている部分がございますけれども、予防接種事業でございます。これ、もう私、3回目くらいですが。

教育委員会としまして、教育長のほうにもお伺いしたいと思うんですが、教育委員会として、予防接種事業、例えばインフルエンザにつきましても、おたふく風邪につきましても、そのような事業が必要ないというようなお考えがございますでしょうか。学級閉鎖など教育環境のあり方として、どのようなお考えを持っているのかお伺いをしたいと思います。

また、最後になりますので、防災対策、観光事業対策も含めて、来年度予算には、ぜひ、ドローンという部分がございますけれども、ドローンの飛ばすには資格というのが必要だそうでございます。その資格取得研修、そのようなことに町は取り組んでいていただきたい。それを、要は町の防災面ですとか、観光面に生かすようなことを考えていただきたいなというふうに思います。

そこら辺のご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、前段のイベントの関係でございます。

今のところ町の方角としては、江東区民まつりについてはね、できればやめる方向で検討したいなと思っております。ただこれにつきましても、どうしても今まで行っていた方たちが、行きたいということになれば、江東区民まつりとしては、町ではなくても参加できるという話もあります。そういう中で、産経連でそういった決まりがあるわけがございますけれども、その辺については、いろいろ今後も検討していきたいなと思っております。

それで議員もおっしゃるように、私どもも都市と農村の交流というのも大事だと思っておりますし、どちらかという、今後は着地型と言いますか、こちら受けるイベントについてももっと大事にしていきたいなという思いもあるんですね。受ける側として。お客さんに、来ていただいた方たちをどういう形でおもてなししていくかという中で、イベント等も充実させることも大事ですし、そういう形もこれから大事ではないのかなと、リピーターをふやすような政策をやっていきたいなと。当然今までやってきたこともありますので、外に出てPRすることも大事ですし、地元でPRしていくことも大事だということ、そのことが私の言っている観光のグレードアップと言いますか、そういうことをつなげていきたいなと。だから、外に向けてもそうですし、中に来てくれた方たちも大事にするような、そんなイベントも含めて、そんな観光政策にしていきたいなと。

逆に、より仕事はふえるのかなという感じもしているものもございますので、そういうこ

とで、ちょっとあの外に向けてだけではなくて、少しうちのほうもこれ大事にしていきたいなということも考えて、交流も含めてですけど、そんなことも含めてやりたいなと思っております。

現実に、渋谷区なんかは、この間踊り子文学祭につきましても、保養所を使ってツアーを組んでくれております。それは、読書会の方たちバス1台で40人ほどですけど、こちらに泊まって講師の先生と一緒に河津を訪れて泊まってくれたようなこともあるものですから、決して交流はだめだということではなくて、お互いにこっちに来てくれたらそれなりに対応するような形で、より深めていくことが大事ではないのかなと、そんなふうに思っております。

それから、予防接種事業につきましても、前回の質問だったと思いますけれども、そのときにも申しあげましたけれども、今年度は10月に医療費の助成を高校生にまで引き上げました。河津町としては、県が補助した残りの分全てを補助しております。約年間2,000万円くらいかかっております。

ことしについては、10月からなんで経費は少ないわけでございますけれど、来年度につきましては、丸1年であるものですから、相当費用がかかるのかなと、そういう思いもありまして、現状では医療費の助成を中心に考えていきたいなと思っております。

ただ、インフルエンザにつきましても、後ほど教育長のほうから答弁させます。

ドローンにつきましても、私もドローン、一度試験的にやらせてもらいましたけれども、バガテル公園で。大変性能もよくて、大変使うことによって活用を図れるのかなと思っております。ただ、今職員の中につきましても、自己啓発研修費助成要綱というのがございますので、そういう中で、取得をする場合は対応できるのかなと、そんなふうに思っております。

ただちょっとまだ個人個人の気持ちもあるものですから、もしそういう職員がいたらぜひ参加をさせたいなと、そういうふうに思っております。

予防接種については教育委員会より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 渡邊議員の予防接種の事業について、教育委員会としての考え方を申し上げたいと思います。

現在、園や学校の指導は予防と拡大を防ぐという2つの観点から行っています。予防では、手洗いやうがいの励行、マスクの着用、睡眠、栄養、人混みに出かけないなど、基本的な予防指導を繰り返し実施しています。自分の健康は自分で守る、そのための知識や予防行動は、

生涯にわたって必要となる基本的な指導だと考えています。

また、教室の換気、室温、湿度の管理にも心がけ、生活環境に養護教諭を中心にして配慮をしています。なお、罹患した場合には出席停止、学級閉鎖などを実施し、拡大を防ぐように措置を行っています。

家庭とも緊密に連携をして取り組み、効果を上げるようにきめ細かい対応をしているところです。

インフルエンザ等のワクチン接種に関しては、広く教育という観点から保護者への啓蒙と相談に今後も努めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 趣旨が少し違っておりますので、これはまた私、持ち帰りまして、もう3問目過ぎましたんで。実際問題として、教育委員会として、学級閉鎖とかそういうものにつながるような疾病等については、事前に要は予防接種をすることによって、軽度なインフルエンザの発生で済んで、学級閉鎖なんかには伝わっていかないのでは学力の低下にも要は歯どめがかかるよとか。そのような部分も、要は本来はちょっと聞きたかったんですけども、今回もう3問目過ぎていますんで、そこら辺は再度もう質問いたしませんけれども、やはりその学校教育時点で、幼稚園、保育園等も含めて、やはり先生方も含めて、予防接種の必要性というのは考えられるのではないかなと。そんなことで、学校医とのコンタクトをもう少ししっかりとした形でとるとか。保健福祉課のほうでも医療関係者とのコンタクトをとりながら、河津町の健康福祉政策をどのように取り組んでいかれるのか、そこら辺をしっかりとした形で取り組んでいただくことを望んで、私の一般質問は終了いたします。

どうもありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君の一般質問は終わりました。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 大 川 良 樹 君

○議長（土屋 貴君） 1番、大川良樹君の一般質問を許します。

大川良樹君。

〔1番 大川良樹君登壇〕

○1番（大川良樹君） 1番、大川良樹でございます。

平成30年河津町議会第4回定例会開催に当たりまして一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問をいたします。

質問に先立ちまして、少々お時間をいただきたいと思っております。

今、私がこの場に立たせていただいているのは、この9月30日投開票の河津町議会選挙において、私は河津町ファンづくり大作戦、愛する河津町のために、もっと好きになれる町にするためにという思いで、この選挙を戦わせてもらい、多くの皆様の負託を受け、この場に立たせていただいております。きょうのこの気持ちを忘れず、選挙で得た感動を感謝に変え、慢心することなく4年間精進し、進めてまいりたい、そんな思いであります。

今回どうして「ファンづくり」という言葉を使ったのか。私は、まちづくりはファンづくりだと思っております。町民の皆様が一人一人の自分のふるさと河津を誇りに思い、町のことが好きであれば、若い子供たちも、育った町河津で将来は働きたい、また観光客のお客様がお見えになった際にも、一人一人がおもてなしの心でお客様をお迎えし、この河津を好きになっていただき、それを町中いろいろなところで感じられたら、自然に交流人口もふえ、この町で商売したい思いや移住・定住につながり、元気あふれるまちづくりができるのではないかと、そんな思いをあわせて、この4年間、河津町のファンづくりを進めてまいりたいと思っております。

長くなりましたが、本日、私の質問は次のとおりでございます。

1件目、今後の河津桜まつりの方向性について、2件目、河津バガテル公園の方向性について、3件目、災害協定渋谷区との交流について、以上3件でございます。町長及び副町長、関係課長の答弁を求めます。

まず、1件目、今後の河津桜まつりの方向性についてお伺いいたします。

河津町第4次総合計画の第1編第6章の、第4次総合計画における町の重要課題の中でも、町を活性化し、地域経済を活性化するためには観光が大きい影響を与える主産業であり、町

の成長戦略の柱として最も重要な役割を担っており、中でも観光交流客数の6割を占める河津桜まつりは、地域経済活性化の核であるとうたわれており、また、平成29年度静岡県委託事業、賀茂地域の将来に向けた産業関連詳細分析業務委託報告書では、河津桜まつりの来場者数100万人来場を乗じると、賀茂地域全体の消費額は121億4,700万であるのに対し、経済波及効果は開催地の河津町は43億400万で、河津を含む賀茂圏域の1市5町では136億3,300万と、河津桜まつりは河津町だけの観光資源でなく、賀茂地域全体の大きな観光資源となっているのは、ご存じのとおりです。

また、そんな中、先般11月27日の伊豆新聞でもありましたが、天城北道路修善寺インターチェンジから月ヶ瀬インターチェンジ全長6.7キロが、来年1月26日に河津桜まつりを前に開通し、南進してまいります。より多くの来場者が見込まれます。

そのような中、開催地の当町では、少しでも多くの駐車場を確保していかなければなりません。2年前まで駐車場として利用されていた南中学校駐車場は、収容台数が90台、桜まつり期間中1カ月間での平均利用台数は約6,000台と、実行委員会の中でも多くの自家用車を収容してまいりました。

率直にお伺いします。

来年の29回河津桜まつりでは、南中学校跡地を駐車場として利用できるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 大川議員の旧南中跡地の駐車場利用についてお答えいたします。

旧南中学校跡地につきましては、伊豆縦貫自動車道路建設工事の発生土を活用しまして、本年10月末に埋め戻しを終了しまして、跡地利用も可能な状況になっております。11月5日の日に河津桜まつりの実行委員会から、河津桜まつり期間中の駐車場利用の要望をいただいたところでございます。

これを受けまして、当該地の駐車場整備費用、主に砕石舗装でございますが、本定例会に關係費用を計上いたしましたので、よろしくお願いたします。

当該地は、平成27年までは周辺の学校施設、幼稚園、小学校、放課後児童クラブの園児ですとか児童、保護者の送迎用駐車スペースとして開放しておりました。また、学校行事等の關係駐車場としても利用されていた経緯がございます。今回の埋め立て完了に伴いまして、当時の利用者から、駐車スペースとしての復活の声もございます。町としましては、利用者の利便性の観点からも、当面の間は従前の駐車場として利用も可能となりますので、今後、

当該地の活用方針が決定するまでの間、河津桜まつり期間は臨時駐車場として活用し、その他の期間は従前のおり、園児、児童等の送迎用の駐車スペースとして効果的な利用が図られればと考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 1番、大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 今、町長のほうから、河津桜まつりの臨時利用も含め、また子供たちの送迎に対しての駐車場の利用ができるということは、今埋め戻された状況で何も使っていないわけですが、有効利用ができるということは町民にとっても非常にありがたいと思いますので、非常に私も今後前向きに……、すみません、初めてなものですから申しわけありません。失礼しました。

天城北道路が開通する中、中学校跡地が駐車場として利用できるのは、本当に開催地としましても責任として大きなことだと思いますし、さらに南進に下っていきますので、駐車場の確保ができたなら、より一層いいものになるのではないかと、私も思っております。

続いて、パーク&ライドとは、最寄りの駅や停留所、目的地の手前まで自家用車で行き駐車し、そこから鉄道やバスに乗り継ぐ方式で、交通対策及び環境汚染対策などにも推進されている交通システムです。そのシステムに自家用車とバスを組み合わせたものがパーク&バスライドで、主に地方都市の都市渋滞緩和策としてマイカーによる通勤者や観光客を途中でシャトルバスに乗りかえさせ、渋滞緩和を図っている。

パーク&バスライドを利用している主な都市としては、鎌倉市などが利用しており、近くの観光施設などですと、御殿場アウトレットなどでも、このシステムを利用しております。

ことしの第28回河津桜まつりでも、バガテル公園の駐車場とシャトルバスを組み合わせたパーク&バスライドを実施し、2月24、25、3月4日の3日間の利用で、延べ1,085台の自家用車がバガテル公園の駐車場を利用しております。

また、伊豆急行による鉄道と伊豆高原駅駐車場利用を組み合わせたパーク&トレイン、こちらも約7,000名の利用があり、混雑時の河津桜まつりでも多くのお客様が活用し、渋滞緩和にご協力をいただいております。

そういった中、先日11月18日、伊豆縦貫自動車道路の勉強会に参加させていただきました。そのときの講師は、国土交通省沼津河川国道事務所の藤井所長様で、いろいろなお話をいただき勉強をさせていただきました。私の中で一番強く印象に残っているのは、沼津インターチェンジから河津町役場まで所要時間、通常期の休日時77分のところ、河津桜まつりピーク

時の休日では299分、約5時間の所要時間がかかる。ちなみに、この時間帯は、河津桜まつり最盛期の11時台に沼津を出発ということだったので、河津に到着したのは夕方4時ごろということになります。自家用車、これは町内の駐車場が満車になり、収容台数をはるかに超える自家用車、バスなどが駐車場を探し渋滞を引き起こしています。町なかの駐車台数には限界があります。

先ほどの勉強会で藤井所長は、こんなお話もされていました。本年5月より掘削の始まった河津トンネルを含む河津インターチェンジから逆川インターチェンジまでは現在25分ほどかかっている時間が、2期工事完成後は、平均時速80キロでの走行をした場合、2分で到達できるということでした。完成時期は確認できませんでしたが、2期工事が完成すると、河津桜の動線も変えることができます。町内駐車場が満車になった際、町なかに入らず、伊豆縦貫自動車道を利用し逆川インターでおり、逆川付近に駐車場を確保し、シャトルバスで輸送できれば、混雑時、かなりの分散化ができます。

開催地としての責任として、今のうちから用地確保などの準備をしていかなければいけないし、最盛期の町なか駐車場の限界の対応策として、今後のパーク&ライドを検討していく必要があるのではないのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのパーク&ライドと町の駐車場確保の関係についてお答えします。

河津桜まつりのピーク時の駐車場不足と渋滞は、大変多くの皆さんに迷惑をかけていることは、私も認識はしております。駐車場確保が大変重要であります。実際問題として観光交流館周辺では、空き地等の確保が難しくなっておりまして、逆に借地の返却を求められているような状況もございます。

今後は、上流部に適地があれば、駐車場として確保を検討していきたいと考えております。

また、実行委員会では、先ほど大川議員が申したように、渋滞対策として、駐車場確保対策としてバガテル公園の駐車場の活用を図るために、ピーク時には循環バスの運行も行っております。また、中学校の運動場ですとかは、ピーク時に駐車場として活用もしております。

そのほかにも、個人の方でピーク時に数台でも置ける方にも協力をお願いしてございます。

パーク&ライドについては有効な手段であると考えますが、周辺の駐車場用地の確保が必要でありまして、現在は伊豆高原駅から河津間のパーク&トレインについて、伊豆急さんと協力しながら実施しております。

いずれにしても根本的な解決にはまだありませんけれども、町の土地を有効に使うことで、個人の駐車場の利用など少しでも解消できるように、そしてパーク&ライドにつきましても、今後検討して進めたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川良樹君。

○1番（大川良樹君） そういった課題もまだまだいろいろ抱えている河津桜まつりですが、この30年間河津町に与えてきた成果ははかり知れないもので、先ほど申し上げたとおり、開催地の当町はもちろん、伊豆半島、静岡県における経済波及効果ははかり知れません。そんな河津桜もあと1年余りで第30回を迎え、ある意味、節目の年でもあります。これから原木の老木化、河津川沿いの桜並木の問題、切り枝の販売事業化、またほかの地域の河津桜も育ち、河津桜を利用した観光地も各所にふえており、第9回（平成10年）から第21回（平成22年）までの13年間連続で100万人を超えてきた河津桜まつりも、それ以降は100万人を超えることなく、現在を迎えております。

その原因の一つに、平成26年4月1日から施行された新運賃制度により、観光バスの運賃形態が変わり、バス運賃とともに、平成12年より観光バス会社の規制緩和以降、平成24年には関越自動車道の居眠り事故や、また近年では、記憶にも新しい平成28年軽井沢スキーバス事故など、相次ぐ観光バスによる重大事故により、バス会社の就労規定も大きく変わり、以前100万人を超えていたころは、東は都内はもちろん、埼玉、千葉などからも日帰りバスツアーで見えていたのですが、新運賃施行後は、神奈川県でも西部地区からのバス会社ぐらいでないと、ワンマン運行の日帰りバスツアーが作成できない、そんな状況です。

例えば、首都圏のある旅行会社のバスツアーなどでは、河津町の河津桜ツアーと三浦海岸の河津桜ツアーを同ページに並べ、同じ料金で、河津町は現地に1時間15分の滞在、お昼はお弁当、片や三浦海岸のほうは現地に2時間滞在で、お昼は三崎のマグロ三昧と、お客様はどちらを選択するのか。元祖河津桜として岐路に立たされているようにも、私は感じております。

今、何か手を打たなければ、これからの30年じり貧で、本当に河津桜発生の地というだけで衰退の一步をたどるのではないか。これからの30年を厳しくするのも、活気ある河津桜まつりにしていくのも、今このときの判断で大分変わってくるのではないか。観光を主幹産業として考える河津町として、これからの河津桜まつりをどのように考えていくのか。もう1年余りしかない時間のない第30回河津桜まつりを、今からどのような形に進めていくのか、

今後の町としての考えをお伺いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 30回記念の河津桜まつり大会について、どのように進めていくか、そのことについてお答えします。

議員が申すように、再来年が第30回の河津桜まつりを迎えることとなります。実際のところ、実行委員会ではその話はまだ出ておりません。今後、記念行事の経過についてお話し合いができれば、大変私もよいことだと思いますので、協力していきたいなと思っております。議員がおっしゃるように、早くから検討を始めることは大変よいことで、大事なことであると思いますので、なるべく早い時期に進めるように、実行委員会をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 今、町長おっしゃっていただいたんですけども、30回の節目だからこそ、今のうちから準備をして、この30年間植栽をしてくれた先輩方にリスペクトするとともに、町長のおっしゃるところのオール河津で、町民、町全体で情報共有をして、知恵を出して、次の世代につなげていけるような30回の桜まつりが進められたら、私も一番いいなと思っております。

続いて、2件目でございます。河津バガテル公園の方向性についてお伺いします。

私自身も衝撃的な新聞記事だったのですが、先日、11月26日の伊豆新聞にも掲載されていたのですが、伊豆市の観光施設「虹の郷」の指定管理者である一般社団法人伊豆市振興公社が、来年3月31日をもって、虹の郷の指定管理の契約を更新しないという記事がありました。

新聞記事によりますと、虹の郷は1990年開園当初より公社が施設運営を担い、初年度は92万7,000人を集め、ピーク時、1992年には94万人に達し、昨年は19万7,830人ということで、入園者の減少に伴う財務状況の悪化で、施設の老朽化や植栽植物への対応が満足にできないことなどから、総合的な判断をされたということでした。1980年代後半から90年代初頭のいわゆるバブル期に建てられた地方の観光施設の存続危機、まさに河津バガテル公園とダブってしまい、観光施設というものの経営は、今の時代厳しいと、改めて感じました。

先日、広報かわづ11月号や10月4日付の伊豆新聞にもありましたが、河津バガテル公園事業再生検討委員会が設立ということで、バガテル公園は虹の郷よりも一足先に課題の検討に入っていると感じますが、そちらの再生委員会の進捗状況と、記事には、2年をかけ民間移

管とありましたが、2年の間にどのような形で民間移管をしていくのか、あわせてお尋ねをさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 河津バガテル公園の方向性について答弁いたします。

まず、検討委員会の設立状況と進捗状況。また、これ後ほど担当課長からも詳しく説明いたします。

今年度、バガテル公園の再生に向けましてコンサルタントに依頼しまして、先ほど言ったような委員会をつくって検討しております。メンバーは、公園などの造園の専門家と、一般市民の公募の2名と、土地所有者の代表4人で構成されておまして、私と副町長も委員会のオブザーバーとして出席しております。

第1回は10月3日に開催されまして、コンサルタントによる現状分析資料をもとに、基本的な方向性が話されました。その結果、今の経営状況では、入場者または売上金額を2倍までにしなければ経営は成り立たないとして、現在の直営方式ではなく、民間の力をかりて経営をしていく方向が確認をされました。

11月7日に第2回が開催されまして、民間にお願いする場合の町の意見をまとめることが話し合われ、特にバラ公園部分の改善策について話されました。

第3回は今月12月5日に開催されまして、バラ園部分の今後の方向性について話されました。詳しくは担当課長より報告させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 検討委員会の状況と、あと今後の予定等についてでございます。

ご質問の内容でございますけれども、町長の答弁の中にもありましたが、再生検討委員会の関係ですが、10月に第1回目の委員会を開催をいたしまして、これまで毎月行いまして、3回開催しているところでございます。

月1回程度の頻度で開催をしているわけでございますが、民間資本導入に向けたビジョンとコンセプトを策定しようということで、今進めております。できれば年度内に事業計画をまとめまして、企業募集を行いたいというような考えで、今進めているところでございます。

その後、その事業計画に基づきまして、応募していただいた企業との交渉により決定をしまして、その企業の参入により再生を図っていくというような流れを、今のところ考えているところでございます。

○議長（土屋 貴君） 大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 私は、バガテル公園を利用しシーズンにお見えになるお客様が河津町内にお金を落してくれていることを、商売を通じ身に感じているので、私としては、ぜひこれからも存続させていただきたい、そんな思いであります。ただ、現況のままでは税金の垂れ流しと言われても仕方がない、そんな思いであります。

河津バガテル公園は2001年に開園をし、開園当初は約24万4,000人のお客様をお迎えし、2015年、町営になってからのここ3年間は、毎年4万4,000人前後と来場客数は推移しています。町営になってからのこの3年間、ほぼ同じ数字で推移しているということは、この状態が、そこで少ないながらもリピーターなどの定着があるのかなと考えられますが、いかにしても開園当初からの24万人から約5分の1では、経営は厳しいです。

私も、御殿場時之栖のレストラン営業をしていたころ、バガテル公園の営業と一緒に名古屋や東京方面、旅行会社へのセールスに同行したこともあります。バラのシーズンと旅行会社が組むツアーシーズンが少しずれており、なかなか苦戦をしていました。

少し資料は古くなりますが、第18回河津桜まつり来場者アンケート調査から、河津桜まつりの来場者のほかの立ち寄り先というアンケートの中で一番多かったのは、東伊豆町の雛のつるし飾りで、回答者の27.2%、バガテル公園はオフシーズンということもあり6.8%、カーネーション見本園は4.7%と、一概には言えませんが、バガテル公園とカーネーションで約11.5%の方々がお見えいただいている。河津桜、河津バガテル公園も、現在のままの観光施設では、虹の郷の二の舞になってしまうというよりも、もう既に先を進み、既に町営になっています。

そこで、バガテル公園、バラ園はバラ園として、やはりオフシーズン対策をしなければいけないと思います。例えば、カーネーション狩り園を下の駐車場部分にハウスを建て併設し、コンクリートの上でも水耕栽培のような形で農業試験場や地元の農家さんにもご協力、ご指導をいただき、農業高校、移住希望者の担い手支援や担い手研修をし、河津の特産品の一つであるカーネーションの担い手をなくさない、生かした施設にしていく、なぜカーネーションなのかというのは、カーネーションのシーズンは11月から5月中旬までとバラと時期がかぶらず、オフシーズン対策にはもってこいです。今の旅行形態は、見る観光でなく体験型観光に変わってきている。それと以前、「河津の中にはカーネーション狩り園ありましたよね」という声を、実際セールス活動をしていると、旅行会社のツアー担当者からまだまだそういった声も聞かれます。

また、河津町第4次総合計画第3章の地域資源を生かしたまちづくりの3番の観光振興、①花を生かした観光の振興のところでも、カーネーションや花菖蒲園の栽培、花狩り園など花卉農業も盛んで、これまで花により町の活性化を図ってきました。今後は、これらの花をテーマに、町内のほかの産業との連携、花や樹木による環境景観づくりの推進を図り、観光交流を一層推進していくことが必要であります、とあり、また、施策の観光と連携した花卉産業の振興というところでは、花卉農業の振興を図るとともに、花狩り園などの観光農園を促進します、河津バガテル公園を拠点とした花卉農業の振興を図りますと、まさにうたっております。

バガテル公園こそ、これからの第1次産業と第3次産業の融合の図れる施設になるのではないのでしょうか。私はカーネーションが一番いいと思うのですが、それがだめであれば、イチゴはバラ化の植物なので、食べるバラの観点でも、イチゴ狩り園でも、とにかく観光施設バガテル公園では限界が来ております。観光施設の要素と農業支援施設の要素を取り込んだ第1次産業と第3次産業の融合の施設として、バガテル公園のオフシーズン対策はもとより、農業振興の担い手づくりを担う施設としてなり得るのではないのでしょうか。

再生検討委員会がある中で、今、私の申し上げたことが実現できるとは思いません。しかし、検討材料の一つに上げてはいただけないのでしょうか。お願いいたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま、大川議員から具体的なご提案をいただきまして、ありがとうございます。

現在、検討委員会を行っているわけですが、方向としては民間に任せることで委員会としては確認しておりますが、ただ、これにつきましては相手があることなので、今後、相手を見つけることができるかどうか、あるいは見つかった場合には、どのような形で民間に任せることが適当なのか、ある程度こちら側の条件を示して相手を探すことになると思われれます。

お尋ねの件でございますが、現在の検討委員会での検討最中でも、現状をどうしていくかということにつきましては、ここ2年の間にできるだけ改善できることは取り組みながら、再生計画が実行の段階までは、直営でできる限りの努力をしていきたいと私は考えております。

実際問題として、平成29年度の決算では約3,800万円の赤字が出ている状態でありまして、今のままもうかるまでいくことは難しく、再生計画により、民間企業が決まれば、町の役

割としてどのようなことをしなければならないのか、できるだけ企業と役割分担をして、町としても費用をかけなきゃならない、そんなことも出てくるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 今ご提案ございましたバラとカーネーションとか、そういうお話でございますけれども、本町には桜まつりという大変お客さんが集まる冬の時期がございます。こういう機会をしっかりと捉えることが、いずれにしましても大切なことだというふうに思っているところでございます。

それで、再生の検討委員会と並行しまして、町長が先ほど申し上げましたが、公園の事業強化、こういうことも並行して行っているところでございます。こういうような考え方の中で、年間を通して何かできないかというようなことを今、探っているわけでございます。

今この議場にありますバラですけれども、ことしの10月から食用バラの試験栽培ということで、このバラを食してもらおうというようなことで可能性がないかということ、これまでカーネーションを栽培しておりましたハウスで栽培をしているところでございます。成果が出るというまでにはまだ数年かかるというふうに聞いているわけでございますけれども、食用ということでやっているわけですけれども、その別な付加価値として、いろんな可能性があるんじゃないかというふうに考えておりますので、そういう付加価値も別なまた展開ができると思いますので、そういうことを含めて試験栽培を進めていこうというふうに考えております。一つの例としてご紹介をさせていただきました。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 大川良樹君。

○1番（大川良樹君） ぜひいい方向でバガテル公園の再生を進めていただきたいと思います。

それでは、3件目、災害協定渋谷区との交流についてお伺いをいたします。

先般10月28日、河津町町制施行60周年記念の式典参加後に、渋谷区柳澤副区長様を初め、菅原区民部長など渋谷区の方々とお話をさせていただく機会を設けていただきました。その際に、渋谷区とは平成16年に災害時相互応援協定を結び、平成21年度から渋谷区シニアクラブのバス旅行先として当町が選ばれ、定期的な交流が行われており、また平成23年の東日本大震災では、水不足に陥った渋谷区にいち早くミネラルウォーターを供給し、区民の皆様に配布されたというお話を伺いました。

渋谷区は人口22万6,000人の大都市で、誰もが知り、若者の聖地として、いい意味でも、

悪い意味でもニュースになる渋谷区とこのような結ぶつきがあるということは、当町においても非常にビジネスチャンスにつなげていける素材の一つだと思います。

また、区立の保養所があることも大きいことだと思います。平成26年10月より渋谷区立保養所「河津さくらの里しぶや」がオープンし、管理をされている渋谷サービス公社さんは、着地型観光を企画に取り入れ、先ほど町長のほうからもありましたけれども、読書会とか、今月であれば逆川区の方々と餅つき体験をされたり、いろいろな交流事業をされているということです。

保養所の利用者の方々がいろいろな体験を通じ、今後も保養所を活用しながら渋谷区民の方々が第2のふるさとと思えるような企画提案をし、渋谷区との交流人口をふやしていくこと、それとあわせて今後、こちら河津町からも、どのような形で渋谷区と交流をしていくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） お尋ねの渋谷区との交流事業について答弁いたします。

まず、渋谷区の保養所が河津町にあるわけですが、利用状況を聞いている範囲では、稼働率67%ぐらいと聞いております。利用者の年代などは不明でございますが、特に夏と河津桜まつりのときは多くの区民が利用されるようございまして、課題としては、それ以外の季節の利用を進めることを考えているようでございます。

そういうことで、先ほどちょっと紹介しましたが、読書会の方々が河津へ泊まってくれるなんていうことも、秋に向けたイベントとして、あるいは星空観察会なんかもやっているということで、泊まりを込みで募集しているということで、そんなこともやっているそうでございます。

それから、渋谷区全体の団体などの状況がつかめておりませんが、今後、各種団体等の交流なんかも進めてくれば、また交流の可能性が広がってくるのかなど、そんなことを思っております。

また、最近では、先ほど議員がおっしゃったように、渋谷区の要望で農業体験等の交流事業の希望がございまして、「さかさがわ実りの里」事業という事業を行っている団体がありまして、餅つきだとか、そんなこともやっている。お餅をつくっていたり、稲をつくっていたりするわけでございますけれども、その団体との交流も、今後予定をされております。

詳細については担当課長に答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 渋谷区の「河津さくらの里しぶや」との交流の関係でございます。

「河津さくらの里しぶや」の利用状況でございますけれども、先ほど稼働率は町長のほうからありましたが、毎年9,000人前後の方が利用しているということで、その大半が宿泊者で占めているということで伺っているところでございます。

渋谷区との交流については、ちょっと重なる部分はございますけれども、今年度は、先月開催されました踊り子文学祭へ渋谷区からのツアーで参加、あと、本町と河津バガテル公園の星座の観望会、こういうことを共同で開催をするということで、「河津さくらの里しぶや」へ宿泊した方にも、多くの方に参加してもらって共同で行っているということもございます。

それと、3回目となりましたが、河津フラワートライアスロン大会、これは町ではなかなか単独では開催できないわけございまして、渋谷トライアスロン連合が主管となりまして、競技のほうについては、トライアスロン連合の皆さんに大変お世話になった中で共同で開催ができていうことございまして、今月の下旬には、先ほど大川議員も申し上げましたが、逆川のみどりの里の餅つき交流というようなことも、新たな取り組みとして予定をしているというところでございます。

また一方、町と渋谷区との交流という大きな部分になります。これはご存じのように、平成16年の11月に渋谷区と防災協定を締結したことが、今回のいろいろなことのきっかけとなっているわけでございます。最初のころは、先ほど大川議員が申し上げましたように、防災のときのミネラルウォーターを持っていったりとか、行政間のつながりであったものが、だんだんそれが枠組みが広がっていくことによりまして、かなり広くいろんな分野でつながりが出てきたかなというような状況になっております。

その一つとして、青山学院大学と連携協力に関する協定というものを昨年度2月に締結しております。その締結によりまして昨年5月が最初になりますけれども、ことしも行いましたが、5月の上旬に母の日のカーネーションイベントというものを、日本の母の日の発祥の地ということでございます、青山学院大学のキャンパスで行っているということでございます。

それと、先ほど議員のほうからの質問もありましたが、11月2日、3日には渋谷区民の広場に行って、観光宣伝を兼ねて物産販売等を行っているというようなことがございます。

来年度につきましては、予定として考えておりますが、青山学院大学へ8月の下旬ごろの予定で、2泊3日の予定で河津町内の中学3年生を対象に、20名程度の短期の留学体験を計

画をしているところでございます。大学に行って、大学生になったつもりで授業をちょっと体験してもらおうというようなことも考えているところでございます。

また、渋谷のサービス公社と連携して、新たな取り組みとしては、「さかさがわ実りの里」の餅つき体験というものが、これ的なイベントにはなるわけでございますけれども、来年度は年間を通じた中で農業体験交流事業というものを、河津のほうに来ていただいてやっていただくということで、相互の交流がもっと広がるようにというような取り組みとして計画をしているところでございます。

以上のようなことで、いろいろ幅を広げて渋谷区との交流を広げようということで取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 今、課長のほうからもお話をいただきましたが、非常に青山学院大学との協力というか、協定で、来年の8月の下旬には河津中学校の3年生が20人程度短期留学ができる、何かそういう夢のあるようなお話をいただいて、やっぱり子供たちというのは都会に憧れを持ち、またその中でもメジャーな青山学院大学などに進みたいと思ってくれば、目標を持ってふだんからの勉強にも励んでいただければ、河津の教育も向上すると思うので、地域教育のためにも、ぜひそういった短期留学などを継続事業として進めていただければ、非常に地域の子どもたちも励みになるのではと、そんな思いであります。

続いて、先ほど来から申し上げていますが、河津町第4次総合計画の中でも、先ほどの観光振興の③体験型観光の振興で、花狩り園、魚釣り、ダイビング、パラグライダーなど、多様な資源を生かした参加型・体験型を一層振興することにより、リピーターの増加を図り、来訪者にとっての第2のふるさとを町を目指していくことが必要ですとあります。渋谷区のお子様たちを受け入れる体制や体験が河津にはあります。

長年、就学旅行を通じ今井浜地区の民宿組合は、現在も愛知県の中学生の受け入れをしております。その中にはいろいろな体験プログラムも含まれておりますし、いろいろな体験を通じ、河津を第2のふるさとと感ぜられるのではないのでしょうか。

また、天城路や七滝地区などの林間的要素や湯ヶ野の文学碑、谷津ならんだの里、来宮神社、涅槃堂など、文化的要素をいろいろ活用し、まさに教育旅行で若年層の掘り起こしをし、渋谷区のお子様たちの第2のふるさとを町になれると思います。

近隣の市町では、東京都内の各区の林海学校があります。例えば下田市は荒川区、練馬区

の林海学校、南伊豆町は杉並区や横浜市など、それぞれの近隣市町が都内各区や横浜市と交流を結んでおります。そんな中、渋谷区も区立の林海学校が千葉県岩井海岸にある富山学園、また林間学校としては山梨県山中湖村にある山中林間学校と、それぞれあるのですが、施設の老朽化により本年度を最後に廃止になるようなので、ぜひ渋谷区と連携を図り、教育旅行、若年層の掘り起こし、災害協定保養所の結びつきをさらなる強固なものとするとともに、渋谷区のお子様たちの林海学校、林間学校を、この河津町に誘致をできないでしょうか。町を挙げて働きかけができないだろうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 渋谷区の林海学校、林間学校の誘致についてお答えします。

林間学校ですとか林海学園の閉鎖ですとか、そういうことについて、本年度、渋谷区が最後となるという話は、正式には私は聞いておりません。ただ、今後も渋谷区のほうで行事として続けることがあるなら、渋谷区の意向に沿って検討してみることも、保養所のある町として一つのチャンスかなとも考えます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 大川良樹君。

○1番（大川良樹君） 相手があることなので、それは仕方ないと思いますので、ぜひ、そういう廃止の話があるのであれば、河津町としてそういう体験プログラムを活用した中で、町と結びつきをさらに強固にしていっていただければと思います。

私は、きょう幾つかの質問をさせていただきましたが、やはり何よりも経済が元気で活気があれば、町も人も元気になれるし、河津桜まつりやバガテル公園など今あるものを生かしたまちづくり、また主幹産業の観光を町内のいろいろなツールで活用し、まずはより多くの観光交流人口をふやし、少しでも元気あるまちづくりをしていきたい。きょうこの気持ちを忘れず、これからの4年間取り組んでまいりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 1番、大川良樹君の一般質問は終わりました。

14時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時05分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 渡 邊 昌 昭 君

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭君の一般質問を許します。

渡邊昌昭君。

〔3番 渡邊昌昭君登壇〕

○3番（渡邊昌昭君） 3番、渡邊昌昭です。

平成30年第4回定例会開催に当たり一般質問を通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問します。

初めての質問ですので、何かと不備があると思います。よろしくお願いします。

なお、私の質問は次のとおりです。

1件目、伊豆縦貫自動車道河津IC周辺の整備についてです。2件目、小学校の統合についてです。3件目、町バスの運行状況についてです。以上3点です。町長、教育長、担当課長の答弁を求めます。

まず1点目、伊豆縦貫自動車道河津IC周辺の整備についてです。

現在、上河津逆川地区では、伊豆縦貫自動車道関連の工事が大規模に行われているところです。私たち伊豆の住民にとって期待と希望の道路であることに間違いありません。早期開通を願わない者は果たしているでしょうか。

この道路が開通すれば多くの通行車両が予想されます。せっかくの観光客が河津を通過するばかりでは何にもなりません。いかに多くの観光客を呼び込むことができるか、施設やイベントをどのように開催し、それらを町の発展につなげるのか。

この夏から行われた地域振興ワークショップの結果や、このワークショップの中でも言われていた七滝周辺の観光地、湯ヶ野周辺の踊り子の関連施設、また道の駅などの施設があればいいなどと、多くの意見が出ていたはずですが、これらを取りまとめた町の考え方をお教えられると思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、渡邊議員の伊豆縦貫自動車道河津インターチェンジ周辺の

整備についてお答えいたします。

伊豆縦貫自動車道のインターチェンジが河津町の梨本に仮称河津インターが、もう一つは、逆川地区に仮称の逆川インターチェンジの2カ所が予定をされております。道路が開通できてからでは、議員の言うように誘客等の対策が早急にできないということから、現在、事前に、周辺住民などと対策や準備をすることで、通過されない魅力ある事業を行うなど、開通時に対応できるものと考えております。

現在、インターチェンジの活性化対策につきましては、河津インター周辺の川横、大鍋、小鍋、湯ヶ野、梨本と逆川インターチェンジ周辺の逆川地区のそれぞれの区の役員などとワークショップなどを行って、意見を聞いている状況でございます。

また、外部の若い人の意見を集約することも考えまして、日本大学国際関係学部の学生、三島にあるわけでございますけれども、日大の学生さんにもワークショップに加わってもらい、検討しております。

現在、ワークショップでいろいろな意見を聞いてまとめておりますが、その内容については来年3月までに大枠をまとめて、今後進める方向を検討したいと思っております。

なお、検討内容等につきましては、担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） インターチェンジ周辺の地域振興計画の策定の状況ということでございます。まだ始まって中ほどということでございますので、具体的に何がというところまではまだいっていないところですが、そのような状況を踏まえて答弁をさせていただきます。

伊豆縦貫自動車道のインターチェンジ周辺地域の地域振興計画の策定状況ということですが、今、町長のほうからも話があったわけでございますけれども、逆川インターの周辺の関連も含めまして、6地区の皆さんのご協力をいただきまして行っているところでございます。それに上河津財産区の中の議員の方にも参加をしていただいて、37名の方ということのメンバーで進めているわけでございます。これに公益社団法人ふじのくに・地域大学コンソーシアムのご協力をいただきまして、先ほど町長が申し上げましたように、日本大学の国際関係学部のゼミナールの学生7名にご参加をいただきまして、計44名で構成します策定委員会でまち歩き、これは8月の終わりに行いましたが、それとワークショップによる手法で地域資源の見直しや掘り起こしを行いまして、10月25日に中間報告会を役場のふれあいホールで開催をして、意見交換をしながら共有をさせてもらったということまで来ているところでござ

ざいます。

町ではこの意見をもとに、活用していきたい地域資源、新たに設けたいものなどを、行政からの視点もこれに加えて、今年度末にインターチェンジ周辺地域の地域振興計画の概要を示すマップを作成しまして、各戸に年度末には配布をさせていただきたいということで考えているところでございます。

この配布をすることによりまして、地域の皆さんがどのようなことをワークショップで考えて見つけられたりしたかということ、まず認識をしていただきまして、また町のほうはどのようなふうを考えているのかということもご理解をいただいた中で、行政と地域が同じ方向を向いてこの計画を共有して、実施に向けて進めていきたいということで、マップをつくるということでございます。

来年度につきましては、その中の重点項目というものを洗い出しをしまして、できればその中のものをどうやって実現していくのかということを考える上で、国・県の補助事業の制度というものがいろいろあるかと思っております。そういうものを採択するためにどのような形でその仕組みをつくっていったらいいかというようなことを重点項目として、その詳細を詰めていくというようなことをやっていこうということを考えているところでございます。

そのようなことで、今年と来年かけてこの計画をつくっていくという流れで、今進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） まだまだ縦貫道の開通には時間がかかると思います。時間かかるかもしれないですが、有効な手だてを確実に決めてもらって、町の発展につなげていただければ幸いです。

続きまして、現在、河津下田道路2期日工事が河津町内で行われています。来月の末には天城北道路が開通する計画が発表されました。これにより、今までより多くの観光客が河津に訪れることが予想されます。そんな中、インターチェンジ周辺の川横地区は、住宅が国道414号線と接近しており、その上道路が狭く、カーブが連続して見通しも悪い場所での交通事故の発生が予想されます。国道の管理は町が行うものではありません。しかし、住民の生活道路でもあり危険が予想されることから、バイパスや道路拡幅をしていただきたいところではありますが、今すぐにでもできる方法として、ゾーン指定をすとか、道路にカラーリ

ングするなどして観光車両に注意を呼びかけるよう、町から管理者に依頼するなどの対応をしていただきたいと思います。町としての対応はいかに考えるか、お答え願いたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 関連のアクセス道路の関係でございます。

今後の開通時の周辺道路の整備ですとか、アクセス道路の整備も当然必要であると考えております。国道414号につきましては、国道で県管理の道路でございますので、安全・安心な道づくりの一環として、私も県に要望活動を行っております。伊豆縦貫道の進捗状況を見ながらの対応になると思いますが、特に大鍋入り口から川横付近について要望しており、狭隘部分の改良も、県からは検討しているという話は伺っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） そういう要望をいただいているということで、安心していたいんですけれども、住民にしてみれば、隣組の連絡などにも国道を渡るということが多々あるということですので、それらの配慮も十分していただき、早く安全を確保していただくようお願いしたいと思います。

そして、川横、大鍋、小鍋地区では大規模な工事が行われております。住民の予想を超える大型の重機を使った大規模な工事で、工事周辺の住民は危険、騒音、粉塵災害、通行の規制などの多くの不便を強いられています。町として、県、国との連絡調整をどのようにとっていくのか。また、それらに対応する町としての窓口を明らかにしていただきたいのですが、これについてよろしくお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 現在行われている縦貫道と工事の関係についてお答えいたします。

伊豆縦貫道の工事が行われている地区の皆さんには、大変多くの迷惑と不便をかけていることは私も承知をしております。ただ、国も、地区の説明会の開催など大変きめの細かい対応をいただいております。何よりも地元の理解が必要であるとの考えから配慮していただいている、そういうものと思っております。

町としても、国の事業に協力をしながら、住民の皆さんの生活を第一に考え、意見ですとか要望があれば国の現場事務所が下田にございますので、直接伝えて解決に向けて調整をしております。また、何か疑問ですとか問題があれば、連絡をいただければ今後も対応したい

と考えております。

なお、詳細については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） 伊豆縦貫自動車道、河津下田道路の工事説明会が、今年度も4月、10月に開催され、近隣住民より騒音、粉塵の対策をしてほしいといった意見もいただいております。事業者から各工事の説明の中で、環境対策として低騒音機械の選定、下部工事では、防音シートや発破作業時に防爆シートを使用し音の軽減を図り、散水や盛り土の裏面にシートを設置し、粉塵抑制を実施しているとのことですが、工事現場と住宅が近接しているため、近隣住民の方にはご迷惑をおかけしているところでございます。

現在、町道小鍋峠線の拡幅工事で側溝を施工しておりますが、側溝の施工が完了次第、この工事用道路を含め舗装を実施し、その後、工事用道路には防音シートを設置することでさらなる騒音、粉塵抑制対策を実施すると、事業者のほうから聞いております。

近隣住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、今後も工事に関してのお気づきの点がございましたら、その都度、役場建設課のほうへお知らせしていただきたいと思います。内容を確認した上で下田推進室のほうへ報告し、調整しながら対応をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 今、建設課のほうに連絡をいただきたいということをお願いいたしまして、心強く思います。

住民は縦貫道ができることを心待ちにしておりますし、それについて反対をしているわけではありません。協力する気はもういっぱいあるんですけれども、さすがにうちのすぐ横で工事をされると、そこは一言言いたいというのが現実だと思います。その辺の心も酌んできただきまして、知らない国に陳情するよりも、知っている町の役場、ここの建設課に相談する、これが住民の気持ちではないでしょうか。その辺も酌んできただきたいと思っております。

2点目として、小学校の統合についてです。

町民の一部には、小学校の統合は既に決まっていると考えている方たちもいらっしゃいます。また、一部報道では、年内にも答申されるとされてはいますが、学校教育環境整備委員会の協議が行われているところであり、いまだ答申はなされていないと思っております。既に河津町

における子育て支援等に向けた関連施設の整備計画の策定について及び河津町子ども・子育て支援事業計画の策定についての答申が10月19日にあったものの、環境整備委員会の答申とそろって考えなければならないと考えます。

複式学級が目前に迫り、多くの町民が案じている小学校の統合について、どのような進捗であるかを、改めてご説明願いたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 議員のお尋ねの小学校統合等の問題につきまして、答弁させていただきます。

学校教育整備検討委員会につきましては、近く答申が出るものだと思っております。子育て支援施設の整備計画につきましては、以前の検討案の再検討でありまして、比較的早く答申をいただいたものと思っております。

しかし、学校教育環境整備委員会につきましては、小学校の統合も検討されているので、3校の状況を確認するための調査やアンケート、あるいは懇談会などを行っているので、時間がかかっているものと私は思っております。

2つの施設整備の関連性でございますが、放課後児童クラブについては小学校の敷地内に設置するのが望ましいという、そういう答申もございますので、今後の施設計画の中にも含めたいなというふうに思っております。

なお、委員会の内容については、教育委員会のほうから答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 渡邊議員の学校教育環境整備委員会の様子についてお話をしたいと思います。

河津町学校教育環境整備委員会に私のほうから諮問した内容は、今後の小学校のあり方、小学校の再編の是非についてです。町長からの答弁にありましたように、河津町学校教育環境整備委員会からの正式な答申は、まだいただいている現状です。会長からは12月19日の午後、答申を届けに伺いたいというふうな連絡はいただいています。いただいてから、具体的な内容について説明をしたいというふうに思っています。

子育て会議との整合性ですけれども、河津町子ども・子育て会議の答申につきましては、環境整備委員会の委員の皆様にご議論の資料として配布をさせていただきました。したがって、論議の中で、子育て会議の答申も踏まえて審議が行われているものと考えています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） わかりました。今月の末にはその答申がなされるということで、私もそれについてよく検討してみたいと思いますが、新聞報道では「統合が」という言葉が非常に多く出ております。統合がもしここでなされるのであれば、今後の検討スケジュールというのはどのようなようになるのでしょうか。いろんな検討委員会というのをつくって検討していくことになると思うんですけども、それについてのスケジュール的なことを教えていただければいいかと思えます。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 先ほども申し上げましたように、具体的なそのスケジュールについては答申をいただいてから決めていくことになると思っていますので、今ここで申し上げられませんが、近隣の市町でも学校の再編が進んでいます。その進捗状況を見ますと、大変慎重に、きめ細かく、丁寧に時間をかけて進められております。

例えば、下田市の中学校の統合については、4年後の2022年度（平成34年度）の4月に開校が予定されています。伺うところでは、答申が出たのが平成27年、このままいけば、中学校の統合が答申を受けてから7年を要することになります。学校の再編には時間を要するものと認識をしています。河津の場合も、それと同じような時間がかかるのではないかなというふうな思いで今います。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 学校が統合されるということは非常に簡単ではないということは、私にもわかります。しかし、複式学級が目の前に迫っている中、それらのことについてはよろしく検討をしていただき、子供たちの幸せのためにいい結論が出ることを祈っております。

また、統合がもしなされるというときには、どのような場所に設置するのでありましょか。施設整備事業計画の答申では、そのような施設は、中学校または役場周辺、先ほどの町長の回答の中にも、学校の敷地内ということで意見が出ておりましたけれども、そうなった場合をいろいろ考えると、統合された小学校は中学校に隣接もしくは小中一貫校、このようなものも視野に入れて検討していただければいいのかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） ちょうど学習指導要領が改訂をされまして、これからの教育には今までのものに加えて、子供たちがさまざまな変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題

を解決していく資質や能力なども求められています。したがって、国や県の教育方針も踏まえ、小中一貫教育など新しい教育方法なども研究しつつ、河津町の子供たちの成長や発達を促す適切な教育施策を進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 今、教育長のほうからそのような回答をいただきまして、子供たちがいい環境で育っていてももらいたい、河津町でよかったなと思えるような学校生活を送れるようにしていただきたい、このように思います。

3点目の町バスについてです。

現在、町がかかわっているバスは、自主運行バス、町営バス、町バス、これら3つあると思いますけれども、上河津地区の路線バスの通っていない地域の町民の足となっている町バスについてです。

車の使えない町民には大変便利な足となっておりますが、空車が目立ち、決して効率的な運用がなされているとは言えないと思います。数字的なことはよくわからないものですから、現在の運行状況と利用状況について説明をお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 町バスの運用につきまして、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 町バスの運行の状況ということでございます。

町バスの運行状況でございますが、町バスは平成22年12月から町営バス試験運行として開始をしました。公共交通の空白区域であります泉奥原、大鍋、小鍋、上佐ヶ野の4地区を対象に、湯ヶ野バス停または下佐ヶ野バス停を結び、日曜日を除く1日5便、週2日無料で運行しているものでございます。平成27年度からは現在の町バスと称して運行しているものでございます。

町バスの利用者数は大変少なく、利用者増加対策が課題となっているということでございます。そこで町では、ことし9月に当該4地区の区長さんをお願いして、町バス運行についてアンケートを行っております。回答では、現在の町バスの運行に満足、やや満足との回答をいただいているということでございますが、その一方で、運行本数、運行時間帯、乗り継ぎなどを重視しているという意見もございます。

また、少子高齢化がどんどん進む中で、今後5年、10年先には、各地区のほうでは利用者

が1日5人から10人程度、今よりふえるんじゃないかというような見込みをしているという状況も伺っております。

最近の町バスの利用状況ということでございますが、4地区全体で、平成28年度が986人、平均で1日2.40人、昨年度は1,364人、1日平均で3.32人と、無料にもかかわらず少なく、利用者が固定化しているというようなことを運転手さんのほうからは伺っているという状況でございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 町バスは、本当に使う人にとってみれば大変便利なものなんですけれども、これの不便な点が何かと聞けば、やはり自主運行バスの通っている湯ヶ野もしくは下佐ヶ野までしか行かない、河津駅まで行っていただければ幸いかなという意見が非常に多いように、私自身感じております。

これらのことを通すことで、自主運行バスをうまく使えないということになってくるんでしょうけれども、今後、この活用方法をよくする中で、町バスにかわる国道までのタクシー代金の補助とか、電話予約による送り迎えをすとかということもできれば、もう少しその辺、町民の理解が得られるのではないかと、このように感じますが、今後の施策について回答願いたい。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今後の考え方でございます。

新たな効率的な運用につきまして、地域公共交通会議の中でも検討しております。しかし、なかなかよい案が出てこないのが状況でございます。

運用についても、議員がおっしゃるように、例えばデマンドタクシーの検討ですとか、デマンドタクシーの場合でも、現状のタクシーの台数が少なくてなかなか実施が難しい状況もございます。そういう中で、もう少し検討する必要があるかなというふうに考えておりますけれども、担当課長より補足説明をさせます。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 町バスの利用促進についてということで検討を進めているところでございます。

前段となりますが、一般的に運行コースのタイプには2つあるということ、ちょっと説明をさせていただきます。

路線バスのような利用者の有無にかかわらず、あらかじめ定められたルートを決めた時刻に運行して、利用者は運行ルート上に設置されたバス停留所で乗降する路線定期型交通、これが今までのバスでございます。それにかわりまして、予約があったときのみ運行する方式で、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより運行する方式として、今議員が言われますように、デマンド型交通というふうなものに分けられるということでございます。

現在、町のほうで検討しているというようなものにつきましては、このデマンド型交通を主体に、地域の特性や実情を考慮しながら公共交通の空白区域対策はできないかということを考えているところでございます。

現在の運行は、今の町バスの運行でございますけれども、どのぐらいの費用がかかっているかということ、単純にわかりやすくちょっと説明をさせていただきますと、町バスの車両購入費を10年間使うということを前提として、その年の燃料費、人件費等から単純計算しますと、1人利用するのに2,000円前後の経費がかかっているということで、その分を町が今負担をしているというような状況でございます。

これを一つの考え方の目安として、これより安い方法で効率的にできればということをお考えながら、今検討しているところでございます。

デマンド型ということでございますので、自宅等から、自宅といたしましても行けない場所もございますので、あるいは近く、最寄りですね、そういうところから湯ヶ野の停留所、下佐ヶ野停留所までを結ぶデマンド型タクシーを有料で、一部乗られる方の自己負担、そういうものをいただきながらできないかというようなことを、具体的に今検討を進めているところでございます。

現実には、国道414号、あと、主要地方道、下佐ヶ野谷津線、この路線については交通事業さんがやっております路線バスが走っておりますし、あと、町のほうで交通事業者へ補助して行っております自主運行バス、こういうものがございまして、既に自主運行バスには町のほうで補助金を出しながら運行をしていただいているということでございますので、この2つの湯ヶ野、下佐ヶ野バス停までをこのデマンド交通で結んで、そこからは自主運行バス等利用して移動していただくというような形ができないかということをおベースに検討しているところでございます。

そのままデマンドでやっつけてしまいますと、自主運行バスとデマンドバスの両方に町は補助金を出すということになってしまっていて、町としては大変支出が余計にかさむというよ

うなことになるので、できれば、その交通結節点で乗りかえていただくという方法を考えているということでございます。

そういうようなことで、利用の仕方としてはそういうような交通体系を考えているところでございますけれども、先ほど町長も答弁しておりますが、タクシーの活用のよさということで柔軟性はあるというようなことは大変あるわけでございますが、本町にはタクシーの営業所がないというようなことが一つ課題でございます。

それと、桜まつり期間中には反対に、駅前ごらんいただくとわかりますように、ほとんどタクシーが運行していないというようなことで、なかなか桜まつり期間中の日中のタクシーの確保というようなものも難しいのかなというようなことが、今課題として上げられます。

また、タクシー事業者さん側のほうの立場で申し上げますと、常態的にといいますか、慢性的に運転手の人手不足というものが大変大きな課題となっているというふうに伺っております。こういうような課題を整理して克服ができれば、こういうようなことが何となく進めていけるのかなというような可能性を考えているところでございます。

こういうようなことで、地域住民の意向も踏まえながらも、交通事業者さんのそのような課題も考えながら、できれば実証実験として、期間を設けてやってみて、そこで検証して、その後そのまま運行できるのであればやっといこうかなというようなことで、まず実証実験等で期間を切ってやってみたらどうかということで、今検討をしているというところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊昌昭君。

○3番（渡邊昌昭君） 町バスについての運行は非常に難しいところがあって、落ちつくところがなかなか見つけられないのが現実かと思います。大鍋、小鍋、上佐ヶ野、泉奥原、この地区ごとによって、その使い勝手のよい時間帯も特色があるかと思いますので、それらを踏まえて、今後、各区長さんとかと検討していただいて、効率のよい活用をしていただければよいかと思います。

以上で私のからの質問は終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 3番、渡邊昌昭君の一般質問は終わりました。

14時50分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時50分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 遠 藤 嘉 規 君

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規君の一般質問を許します。

遠藤嘉規君。

〔4番 遠藤嘉規君登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 4番、遠藤嘉規でございます。

平成30年第4回定例会開催に当たりまして、一般質問の通告したところ、議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をいたします。

なお、私の質問は次のとおりです。

1件目は、学校施設のエアコン導入の検討について。

2件目は、健康優良者表彰の検討について。

3件目は、サイクリストへの対応について。

以上、3件でございます。

町長及び副町長、教育長、関係課長の答弁を求めます。

学校施設のエアコン導入の進捗についてということでお伺いをいたしますが、さきの9月の議会におきまして同じくエアコン導入の質問を行いました。その際の回答として、来年度に向けて設置を検討していくけれども、国の助成などを考慮して進めていきたいと、このような回答をいただいております。

さきの国会におきまして、エアコン導入の予算が審議をされ、全国的なものとして可決をされております。

その後の町としての進捗はどのような状況になっているのか。先日、我々議会サイドに対しましては、町のほうから一応説明会ということで、大卒のお話を伺いましたが、町民の皆様のご関心事であるというふうに考えますので、改めて町のほうから説明をお願いしたいと思

います。

質問としては、1点目、国の補助はどのようなことになったのか。

2点目、設置完了までのスケジュールはどのようになっているのか。

3点目として、全国で同時に来年の夏に向けてエアコンの設置が一斉に始まるということになるかと思いますが、河津町としては対応ができるのか、このあたりについて回答を求めます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 学校施設のエアコンの導入の進捗について、遠藤議員の質問に答えません。

まず、1つ目の国の補助はどうなったかという、結論的には厚くなったということでございます。具体的には、今年度、国の補正予算が確定しまして、補助内容の一部も改正をされました。補助額については、今までどおり3分の1でございますが、残額の起債、借金の借り入れについて交付税算入というのがあるわけですけれども、借り入れについて100%交付税算入ができます。従来は75%でございました。それが100%に上がりました。それから、交付税対象が60%、従来は30%、そのうち60%が戻ってくるということで、以前より倍戻ってくるような計算になります。計算上では、従来約51%が自己負担であったものが、約27%の自己負担額で大幅にいいほうに改善されてきたとそういうことでございます。

ただ、実際には、文科省の補助金のあり方として、実工事費と文科省当たりの平米当たりの単価がありまして、どちらか低いほうが採用されるというルールでございます。そういうことで、実際は文科省の平米当たりの単価が優先されるのではないのかなということで、実際は27%以上になるのではないのかなという、そんなことが予想されております。

それから、設置完了までのスケジュールでございます。設置予定箇所につきましては、幼稚園は教室にはもう既に設置されているため遊戯室のみでございます。それから、小学校については普通教室と給食配膳室、ただ給食配膳室は今度の補助金査定の中で外されたものですから、ちょっと検討する余地があるかもしれませんが、計画では給食配膳室。それから、中学校についても小学校と同様で、合計34台の現在は設置を考えております。

今後の予定でございますが、本定例議会に設置のための設計予算を計上して、国の補助採択の決定があれば、3月議会に今度は工事費を予算を上程を予定しております。そういうことで、工事の完了が年度をまたぐこととなりますが、繰越明許で31年6月ごろの完成を予定をしております。

それから、遠藤議員の質問の中で、全国同時に設置が始まるが対応できるかというご質問だったと思います。実は、今年度、補正予算で対応するのも、来年度はさらに多くの全国の市町村で事業が行われるという、そういう予想から、今年度中に発注をして、何とか来年の夏までに設置をしたいという思いから計画をしました。

できるだけ国の補助金を取り込むことがベストでありまして、補正予算を要望していたわけでございますけれども、先般、12月4日に国からの事業補助金の内示がございました。命にかかわるような異常な気象状況を考えますと、子供たちの健康も心配されますので、基本的には、来年夏前までに事業完成を目指したいと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 町長から回答いただきました。

6月までに完成をとということで、先んじて年内に発注をすることで、確実なものにしていくということで、とてもスピーディーな対応をしていただけているのはありがたいなというふうに思います。

このエアコンが設置された後の部分に関してということでお伺いをしたいんですけども、国の学校環境衛生基準といったものが今年の4月に改正をされまして、学校の望ましい温度基準というものが、従来は10度から30度というのが基準だったのが、この4月から17度から28度ということで、より快適な数字に近寄ったというようなことを考えるわけですが、今回の全国的なエアコンの設置というものに関しましては、今年の夏の異常高温といった部分が主な原因で、多数の児童ですとか生徒が全国的に体調不良を起こしたであったり、熱中症によって亡くなるというような痛ましい事故が起きたというようなところを背景にして、過去の異常気象から比べると、生命の危険というレベルの異常気象が起きていると。これに対しての学校教育環境の改善対応であるというふうな認識をしているんですけども、せっかく設置するエアコンですから、教育環境をよりよく快適に整備をすることによって、授業の効率を上げていくというような考え方もできると思います。

ただ、エアコンを設置して、それをどんどん使って、1年中一定の温度にすると、快適な温度にするというような考え方で運用いたしますと、電気代が当然大幅に高騰をしていくと。そういった部分が心配をされようかと思えます。

学校施設でエアコンをとということになると、逆にやはり根性論的な部分で、これぐらいの暑さだったら、これぐらいの寒さだったら必要ないんじゃないかなろうかという意見もどうして

も出てくるのかなというふうに思うんですけども、せっかく設置をしたものの涼しくなかつたら逆に意味はないのかなというふうにも思うんですよね。

電気料の使用料という部分も考慮に入れつつ、現場の先生たちの意見ですとか判断で有効に活用をするということを考えると、ある程度のルールづくりというものが必要ではなかろうかと思うんですけども、このあたり、どのように考えているのか、回答を伺えたらと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまのエアコンの利用のルールの検討について、私はルールについては必要だと思っております。

既に、今年度、南伊豆町で夏前に小学校で設置をしております。その中で、使用ルール等もつくってございます。そういうことで、資料もいただいておりますので、今後、河津町としてエアコンの使用ルールについて検討をしたいと思っております。

詳細は、教育委員会より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 遠藤議員にお答えします。

先ほど町長もお答えしましたけれども、エアコンのルールづくりは必要かと思われまして、今年、南伊豆町で南伊豆町立小学校エアコン運用ガイドラインというものが作成されております。それを参考にルールづくりを考えていきたいと思っております。ガイドラインには標準稼働期間とか、使用目安、標準稼働時間、節電の取り組みなどが定められておりますので、それを参考にしたいと思っております。

ちなみに電気料についてですけれども、南伊豆町の場合ですと、3小学校の場合、6月から9月にかけての電気料は昨年度に比べて約10万5,000円程度が増加されているそうですので、月当たり9,000円弱ぐらいの増額ということとなっております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 南伊豆の先行しているものをモデルケースとして新しいルールを検討するということで、ぜひ、ルールをつくってそれにはがちがちに縛られるというのではなく、それをベースにルールをつくっていただいて、河津町の現状に合わせた形で柔軟に修正をしながら運用をしていただければありがたいなというふうに思います。

エアコンを設置して、ルールをつくって運用していくということで始まるわけですが、細

かい部分かもしれないんですけども、エアコンを設置すると、当然全体的に気温がある程度低下したりして、快適に授業が受けられるというふうに思うんですけども、我々町外、町内で研修会だったり、勉強だったりというようなところに行って参加すると、夏の間なんかは、エアコンをきかせた部屋で講習を受けたり、勉強会を受けたりとあるんですけども、その中で必ずあるのが、座っている場所によってもものすごく寒い場所と、逆に同じ室内で、暑くてここ座ってられないよというような場所というのも、必ずそういう場所ができてくると思われます。

席に余裕があって、大人の会議なんかであれば席を移るというようなことも可能かと思うんですけども、学校の授業中やなんかにおいて、ここは寒いから、ここは暑いからといって子供たちが席を移るということは、正直言って不可能かなと。そうすると、そのあたりの配慮というものが事前にしっかりとされていたほうがより望ましいのかなというふうに思うんですけども、そのあたりについては今後検討されていけるのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） エアコンの設置場所についてでございます。

私どももそうなんですけれども、個人、個人によって温度の感じ方の差異はあろうかと思えます。本定例会でも設計費用が予算計上されておりますが、当然、設計上でも配慮されて適切な場所に設置されるものと考えております。

ただ、まだ、状況にもよりますが、例えば各教室にある、今現在、扇風機もございますので、扇風機を利用して風を循環させたりですとか、机の配置をかえるなど考えて対応することがよいのではないのかなと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） ぜひ、せっかく入れるエアコンですので、現場の先生方の意見を上手に取り入れながら、よりよい環境を目指して対応していただきたいなというふうに思います。

今回、このエアコンの設置に向けて、この伊豆地区の若手議員やなんかを中心に勝俣代議士を筆頭にして、学校施設整備議員連盟というものを立ち上げて、この1年間活動をしてまいりました。その上で、文科省であったり、財務省といったところにも我々要望活動に行っております。そういった部分が少しでも反映されてきているのかなというふうにも思いますので、今後も来年度以降、しっかりと我々議会のほうも活動してまいりますので、どうか教育環境のほう、よりよい形に持っていけるよう頑張りますので、町のほうとしても、よりよ

い整備を目指していただきたいなと思います。

続きまして、2点目の質問に移ります。

健康優良者表彰の検討についてということで質問をいたします。

毎年、秋には河津町表彰が行われます。先日もバガテル公園にて、町制60周年記念式典に合わせて表彰が開催されました。受賞された方々には心よりお祝いを申し上げます。

そこで河津町の表彰なんですけれども、現状では町表彰条例というものが定められておりまして、10項目の規定がされています。

その幾つかをちょっと例に挙げさせていただきますと、自治の振興に貢献をした者、教育・文化・スポーツの振興に貢献した者、産業経済の振興に貢献した者ということで10項目ほど続いていくんですが、町に対して各種の貢献をされた方々であったり、団体であったりという方が、この表彰の対象となっているわけです。

全国的に言えることなんですけれども、現在、河津町で抱えている大きな問題点として、国民健康保険ですとか後期高齢者医療保険など福祉や医療にかかる部分の町の負担が年々ふえているといった部分があるかと思いますが、このような中で、日々の健康管理を十分に行って、毎日の暮らしを元気に過ごして、国保を使うことなく健康に過ごしている方々、こういった方々というのは、町に対して大いに貢献をしているのではなかろうかというふうに考えます。

長年にわたって国保のお世話になることもなく健康で健やかに暮らすと、こういったことは表彰をされてもいいのではなかろうかというふうに、私個人的には考えるんですけれども、よその自治体の例やなんかをちょっと全国的に調べてみますと、熊本県の芦北町という自治体の例なんですけれども、後期高齢者健康優良表彰に関する規程というものを町のほうで設けてまして、後期高齢者医療事業の健全な運営を図るために、被保険者のうち、健康優良者の表彰に関して必要な事項を定めるというふうに決めて、表彰を行っております。また、国民健康保険に関しては、前年の4月1日から3月31日までの間に国民健康保険を使って受診をしていないこと、健康管理を十分に行い、健康な家庭生活を送っている世帯を表彰するというようなことで取り組んでいる例がございます。

また、岩手県の岩泉町というところでは、3歳で虫歯のない子供を対象に表彰を行ったりですとか、80歳以上で歯が20本以上あり、なおかつ健康的にも自立して健康的な生活を送っている方を対象にということで、表彰を行っております。

このような健康者表彰、これは健康づくりの一環として、健康保持増進に努めて健康に過

ごされた国民健康保険被保険者ですとか後期高齢者の方々の健康をたたえて、より一層健康に対する意識を高めていただくというようなことと、あわせて医療費削減に有効ではないかというふうに考えます。

このあたりを踏まえて、3点質問をいたします。

1点目、公的保険による町の負担状況というものは現状どうなっているのか。

2点目、公的保険制度を使っていない健康優良者の把握というものは可能なのか。

3点目、健康優良者・個人・家族などの表彰という部分を町として検討してはどうかと思いますが、3点、回答を求めます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 健康優良者表彰の検討でございます。3点ほどございました。

1つは公的保険による町の負担状況、これについては後ほど担当課長より説明いたします。

2つ目の健康優良者の把握の件でございますが、公的保険制度を使っていない健康優良者の把握については、健康保険優良者という規定が特にありませんので、国民健康保険、後期高齢者医療保険について保険診療を受けていない人の状況について、後で担当課長より答弁させます。

それから、3つ目の表彰の検討でございます。町では、国民健康保険の無受診世帯の表彰を、平成17年まで実施をしておりました。しかし、財政負担や表彰のために適正な医療を受けていない人がいたりしたために、廃止をした経緯がございます。適正な保険診療は受けていただき、重症化されないようにしていただきたいと、そういう思いでございます。

このためには、健康診断やがん検診等を定期的に受けていただき、自分の体の状態を把握しまして、適切な治療を受け、健康状態を保っていただきたいと思います。また、町では健診結果によりまして、保健師や栄養士等による保健指導も実施しております。

それから、議員お尋ねの町の表彰条例の改定による健康優良者の表彰につきましては、町の表彰する意味合いが、長年にわたりまして社会に功績のあった方々や団体、あるいは社会的永年にわたり模範となるような個人や団体の行いに対して一定基準をもって表彰することだと思いますので、健康優良者の表彰は、町表彰条例にはちょっと表彰にはそぐわないのかなど、そう思っております。

担当課長から説明させます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、公的保険における町の負担状況といった中で、国

民健康保険、それから後期高齢者保険についての町の負担状況について説明をさせていただきます。

まず、国民健康保険の一般会計の歳出でございますが、平成29年度8,405万2,005円です。このうち国民健康保険特別会計への繰出額でございますが、7,033万6,033円で、これは医療費等に対する法定繰り出しでございます。

また、後期高齢者医療の医療費で一般会計の歳出でございますが、平成29年度1億4,076万9,512円で、そのうち静岡県後期高齢者医療広域連合へ医療費及び運営にかかる費用として1億747万3,854円、それから後期高齢者医療特別会計への繰出金は2,564万4,356円でございます。

それから、もう1点でございますが、公的保険制度を使っていない人の把握といったことでございます。29年度の保険を使っていない国民健康保険者、まず国民健康保険のほうでございますが、29年度使用していない世帯でございますが、104世帯、234人でした。加入世帯、それから被保険者数の割合では、世帯数が7.2%、それから被保険者数が9.8%となります。

また、後期高齢者医療の保険のほうでございますが、29年度使用していない方が51人でした。こちら平均の被保険者数との割合からしますと、3.2%ということになります。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 今、担当課長と町長から回答をいただきましたけれども、費用に関してはかなり莫大な費用が投じられていると。それによって健康が守られるという部分で考えますと、もちろん診療を受けて健康に日々過ごすということが理想なんですけれども、国保を使っていない世帯が104件、後期高齢者の方でも、51名の方が使っていないというような事実があるという部分で考えますと、もちろん必要な方は、公的保険はしっかりと使って健康を維持するというのも重要であろうかと思うんですけれども、しっかりと日々の健康管理をした上で、使わずに済んでいるというような努力をされている方に関しては、さすがに町の表彰というような部分ではないところであったとしても、何かしらの評価があってもいいんじゃないだろうか。

例えばそれが104世帯234名の方が国民健康保険は対象であるというふうなことで、費用面で考えると、かなり莫大なお金がかかるんで、その全員を表彰はできないというようなことであるのであれば、例えばそれを3年というスパンを切るとか、そういった部分で、少しでも健康に留意をするという部分を取り組んだ結果、自分も健康である、町にも負担をかけ

ないというような取り組みがいがある仕組みに何か持っていければ、よりよいんじゃないかなというふうに思うんですけども、このあたりというのは、以前平成17年まではやっていたという部分もありますので、再検討をしていただくようなことというのはできないのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの表彰の関係でございます。

確かに個人、個人が努力をされて、保険を使わないで過ごされているということは大変いいことだと思います。

ただ、平成17年に国保について、無受診世帯について表彰をやめたという経緯もあるものですから、その辺のもう一度内容について検討をしながら今後どうしていったらいいのか、また、国保の場合は世帯でやっているものですから、その辺の問題もあったのかなという気もしますので、どういう方法がいいのか、あるいは別な形で何かできるのか、別の表彰みたいな形はできるのか。あと、先ほど言った把握の問題もあると思いますので、いろいろな点を検討しなきゃならないのかなと、そういうことで即答はできませんけれども、ご参考意見として伺っておきます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 河津町は今、高齢化率が40%を超えてというところもある中で、51名の後期高齢者の方たちは使わずに健康に過ごしているというようなこともありますので、日々健康に暮らすという部分が幸せにつながり、プラス評価にもつながるというような生きがいにつながるような部分で評価をできるような制度が新たにできればありがたいかなというふうに思いますので、今日に明日にというわけではないので、ぜひ検討をしていただいて、新たな形で生きがいを求めつつ医療費負担を減らせるというような方向性で考えていただけたらありがたいのかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、3点目の質問へ移ります。

サイクリストへの対応についてということで質問をいたします。

2020年東京オリンピック開催に当たりまして、自転車競技がこの伊豆で開催をされることになっております。これに伴いまして、自転車に関連した町おこしというものを、オリンピックが開催される伊豆市だけではなくて、伊豆地域全体でということによって美しい伊豆創造センターなどが主催になって、伊豆圏域を全体を巻き込んでここ数年取り組みが行われておりま

す。

直近のイベントなんかで見ますと、美しい伊豆創造センターが中心となりまして、9月29日から11月25日までという2カ月間にわたって、伊豆サイクルアラウンドというイベントが開催されていました。伊豆半島全体を5つのエリアに分けて、エリア回遊型のサイクリングを楽しむというイベントが開催されていました。

民間でも伊豆急さんのサイクルトレインというような自転車を持って、自転車に乗れるというような取り組みですとか、東海バスさんによるサイクルラックを備えたバスの運行などというようなことで、民間事業者のほうでも、そういったサイクリストへの対応というものは進んでいるというふうに考えております。

自治体単位で見ますと、東京オリンピック・パラリンピックのトラック競技、マウンテンバイクの開催地となる伊豆市のほうでは、伊豆市自転車のまちづくり協議会というものを立ち上げて、国内外のサイクリストを受け入れる側としてホスピタリティを高めて、サイクリストへの理解を深めていただくための取り組みを強化をします。

これにより単に自転車愛好家だけの誘致ではなくて、自転車をきっかけに、国内はもとより海外、世界に向けてサイクリストのみならず老若男女が定住、交流できる地域づくりを持続的に拡大をしていくというようなことで取り組んでいるようです。

町外、伊豆半島全体やなんかを見ると、そういった取り組みがされているんですけども、町内の状況という部分を顧みますと、サイクリストの受け入れ態勢が整っていないのではなかろうかというふうに感じます。

これらの状況を背景にいたしまして質問をするのですが、現在、河津町において交流人口増加といった部分も含めてサイクリストの受け入れ態勢というものはどういった取り組みを行っているのか、説明をいただきたいと思っております。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） サイクリストの受け入れ態勢の状況でございます。

2020の東京オリンピック・パラリンピックの自転車競技が隣町の伊豆市のサイクルスポーツセンターで開催をされます。また、自転車のロードレースが小山町の富士スピードウェイがゴールとなりまして、自転車競技が身近な存在になるものと思っております。

また、近年、健康や自然志向の中でサイクリングが見直されております。静岡県でもオリンピック・パラリンピックが県内で開催されることを契機にイベントなどを開催して、その普及に取り組んでおります。

しかし、伊豆の道路事情は狭隘な箇所も多くて、またアップダウンも多く、事故等も心配をされますが、ただ景観が大変すばらしいので、その点では呼び込むこともできるのではないのかなとそんなように考えております。

現状の受け入れ態勢でございますが、静岡県や先ほど議員おっしゃいました美しい伊豆創造センターなどの施策によりまして、例えば町内の拠点施設にレンタサイクルの設置や施設に自転車置き場などを設置している、そのような状況で対応してございます。

詳細については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） サイクリストの受け入れ態勢ですが、河津町も構成団体となっております美しい伊豆創造センターでは、平成29年度から4年間で事業期間としたサイクリングリゾート伊豆基本計画を作成して、「全ての世代の自転車愛好家から愛されるサイクリングの聖地を目指して」を目標に事業を展開し、河津町も事業推進を行っているところで。

この事業の概要ですが、環境整備、地域連絡活性化、情報発信、人材育成、インバウンド対応の5つの項目を伊豆サイクリングセーフティネット、伊豆サイクリングコーディネーター、伊豆サイクリングシステム、伊豆サイクリングステイタス、この事業カテゴリーに分け、事業推進を実施しているところで。

また、これとは別に県もバイシクルピットの登録を行っており、町内では河津駅、観光交流館、禅の湯が登録されています。バイシクルピットとは、事業者などが自らの店舗などのスペースを用いて、自転車利用者に自転車の修理工具や空気入れの貸し出し、休憩所の提供などのサービスを提供するものでございます。伊豆急行におきましては、河津駅のほか、下田駅、伊豆高原駅にも設置されていると聞いております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 今、回答をいただきました。

いろいろ、美しい伊豆創造センターだったり、県だったり主体になってサイクリストへの取り組みを、受け入れ態勢の整備を行っているというようなことなんですけれども、ちょっと説明を受けた限りだと、町が主体ではないんですけれども、積極的に取り組んでいるというよりは、外郭団体、その他周りがいろいろやっているの、それにお付き合いをしています程度に感じるというのが現状なんですよね。

民間のほうで取り組んでいるという部分で考えると、やはり天城を越えた向こう側のほうへ行くと、もうコンビニだったり飲食店だったり、もういろんなところに自転車をとめるためのスタンドみたいなものがどんどん整備をされていたりとかというふうなところで、本当に地域全体で理解を深めつつ取り組んでいこうというような姿勢が目で見えてわかるというような感じがするんですけども、余り河津町内のほうで考えてみますと、町内全体に対してもそういう部分がまだ認識されていないという部分もあるかと思えますし、自営業者の方々、観光事業者の方々といった部分を見ていても、やっぱりそういうところに対しての整備の取り組みというのはされていないというよりは、知らないのかなというふうなのが現実としてあろうかと思えますので、しっかりその辺を。

オリンピックが来るってこれ、多分、一生に1回というような世界の出来事だろうと思えますので、ぜひもう少し能動的に検討をして取り組んでいただけたらありがたいなというふうに思います。

今、町長の回答から伊豆地域、道路も狭いし、山も多いし、坂道も多いしということでお話があったんですけども、確かに本当にそのとおりでと思うんですよね。山があつて、坂が多くてということなんですけれども、逆を考えると、山があつて海があつてこれだけ景色があつて、いろんな景観を楽しめるというのは、やはりこの伊豆の地域の強さかなと。

自転車を日常生活の中で乗っている方の感覚からすると、坂道というのはもう苦痛以外の何者でもないというふうに考えるんですけども、自転車を趣味でやっぴらっしゃる方々の感覚は、ちょっとそのあたりが違うというふうに思うんですね。この坂道が多くというのは、これは不利じゃなくて長所じゃなかろうかというふうに思います。

それは、世界のロードレース、自転車のロードバイクのレースで特に有名なのが、三大大会と言われるフランスのツール・ド・フランスであったり、スペインのブエルタ・ア・エスパーニャであったり、イタリアのジロ・デ・イタリアであったりということで、本当に世界的に有名な三大大会というものがあるわけですけども、これらの大会の中では、この山越えの峠を越える坂道で上がっていくというところは、山岳ステージというふうに呼ばれまして、ここは特別に注目をされるエリアになります。

この山越えというところで優勝争いの決戦の地になるというふうなことで、総合成績とはまた別に山岳賞という賞を設けているぐらい、山を越えるというのは注目を集める部分であるかと思うんですね。

当然、こういう大きな大会で注目をされる部分というのは、趣味でやられている方からし

しても走ってみたいというふうに思うのはあるのかなというところで、国内、ことしの2018年1年間で開催された自転車の競技ですとか、イベントですとか、こういったものをちょっといろいろ調べてみますと、山を登る、坂道を上がるという部分に特化したヒルクライムとされているジャンルがあるんですけども、坂を登ることにテーマにした大会というのが全国で87回開催されております。

静岡県内、身近なところで見ますと、この伊豆半島であったりとか、富士山の周辺、こういった部分でやはりこのヒルクライム、自転車で山を登るというのを主体にした大会やイベントが、この2018年1年間で6回、実は開催をされています。

そういうふうに考えますと、この自転車競技、自転車の世界では、山を、我々の感じでは登るよりも下るほうがいいなというふうに考えがちなんですけれども、山は下るものではなくて、登るものであるというふうな見方ができるのかなというふうに考えます。

そうすると、この河津町の立地というのは、河津まで電車で関東圏から来て、河津において、伊豆半島南部の難所と言われる天城越えをするということを考えたときに、天城を越えて大仁、修善寺、果ては沼津のほうまでというのを考えると、かなりな勾配を登ったりおりたりというコースで、1日で河津において、天城を越えて、電車でまた帰るということを考えると、とてもいい起点になるんじゃないだろうかというふうに思うんですね。

それによって交流人口をふやすと。大々的にそこを売り込むことで交流人口をふやすということもできるんじゃないだろうかというふうに考えます。

最近ですと、駅周辺なんかを見ていると、駅のすぐそばで、電車に自分の自転車を積むための専用バッグやなんかを広げて、自転車を組み立てたり、ばらしてしまったりというような作業をされている方々というのを、ちらほら見かけます。

そこで、質問なんですけれども、今現在、特別にそういったスペースというのはないわけなんですけれども、駅周辺の町有地やなんかを使って、自転車の組み立てのためのエリアというようなものを検討してみてもどうかというふうに思うんですね。何かをここに設置するというわけではなく、ちょっと色分けをして、この部分で自転車ばらして組み立てて好きにやっていますよ、だけれども、使っていないときにはただの真っ平らな部分になるんで、大々的に費用がかかって何かをつくるというものではないんで、ちょっとした気配りな部分なのかなというふうに思うんですけれども、町の回答をいただきたい、考え方をいただきたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 自転車の組み立てエリアの検討についてでございます。

自転車の組み立てエリアの設置については、今のところ特には考えてはおりませんが、一般的には車で来るとか、電車で来るといことだと思えます。そういうことで、河津町には駐車場の広い観光交流館なんていう施設もございますし、先ほど担当課長が申したように、バイシクルピットというのが、駅を初め交流館、禅の湯さんにもありますので、そういうところでの利用が可能ではないのかなとそういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 駅にバイシクルピットがあるということで、そこで取り組んでいるというようなことなんですけれども、ぜひ、ちょっとしたそういう気配りで大きなPRになるかと思えますので、今後の課題として検討してみたいかなというふうに思っています。

それで、そういった形でいろいろ昨今、自転車に乗られる方がとてもふえているというのは、多分、皆さん車に乗って町内であったり、国道だったり走っていると、目に見えて自転車に乗られている方が多いなというふうなことは感じているかと思うんですけれども、そうやって交流人口がふえてくるというのはとてもありがたいことであると同時に、正直なところ言って、車の通行の妨げだという意見もとても耳にします。自転車が数台で走っているから抜くに抜けない、なのでずっとそこが車が何台も何台もつながって渋滞をしてしまっていると。だから、危ないというような声も実際に耳にします。

大きな事故やなんかが発生してというようなことになる前に、車と自転車の共存の仕方というものを積極的に考えていく必要があるんじゃないかというふうに考えるんですが、極端なこと言って、理想を言えば、それこそ国道ですとか県道ですとか、そういったところはもう拡幅工事をしていただいて、道路の上り下り両車線の脇に自転車専用レーンを設けてというのが、ある意味理想なのかもしれないんですけれども、正直言ってそういった部分は現実的ではないというようなところで、どういった対応ができるのかというのをいろいろ調べてみますと、東京都内やなんかやはり自転車に乗られる方がふえているという中で、都内の取り組みとして、道路の左の一番隅のレーンに青い矢印を印刷をして、そこを自転車専用の自転車が走るスペースとして明確化すると。

それによって、自転車に乗る方はその青い矢印がついているエリアを走る。自動車はそのエリアは自転車を通るよということを認識して、より注意を払って走ってもらうというようなことで、自転車と車の共有を図っているというような取り組みが、東京都なんかの取り組み

みとして紹介をされていました。

そういった取り組みがいいなというふうに思っていたんですけども、実は、身近なところで、南伊豆町とか下田市でもその取り組みが始まっているというところで、実際に国道に左の隅っこにその青い矢印がプリントしてあったりするんですよ。

河津町でもぜひこういった取り組みを進めて、自転車と車、町民の方々とのすみ分けといえますか、お互いへの認識というものを深めるために取り組んだほうがいいんじゃないかというふうに検討していると思うんですけども、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） サイクルレーンの設置等につきましては、伊豆半島の道は議員がおっしゃるように狭く、サイクリング用のエリアをつくることは大変難しいという考え方がございます。

遠藤議員がおっしゃったように、繰り返しになるかもしれませんが、今、県などと協議の中では、先ほどの青い矢印、矢羽根とって矢印的なものを道路に表示をして、自転車の通行路を意識させる取り組みが行われております。

これは、車道上に自転車の走行空間を示すことで、自転車、自動車相互に注意喚起をして、安全で快適なサイクリングをサポートするものでございまして、現状ではこの方法がよいのではないだろうかということが話されております。

議員のおっしゃるように、南伊豆と下田市については、県のまず優先的な整備区間として実施したものでございまして、今後、徐々に伊豆半島の主要なルートで行われるものと思っております。

詳しくは、担当課長より説明させます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 今、ただいま町長のほうからお話があったとおりですけども、静岡県のほうで実施しているものと思われまして国道、県道等に先ほど言われた矢羽根というような標示をしておるものだという事です。

これ、県では、安全で快適なサイクリング環境をつくるため、伊豆地域でこの矢羽根型路面標示の整備を始めております。整備ルートは、半島周回ルートと半島横断ルート、半島縦断ルートの3つで整備を推進していくということのようでございます。半島周回ルートは、主に国道136号、県道沼津・土肥線、国道135号などで、半島横断ルートは県道伊東・大仁線

など、半島縦断ルートは国道414号などで、伊豆半島西海岸から順次整備を開始していくというふうに聞いております。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） 今回の矢羽根の補足になりますが、先日、下田土木事務所より道路通行規制通知書というものが届きまして、内容ですが、国道414号、あと県道下佐ヶ野谷線、これは先ほど産業振興課長が申し立てたとおり半島の縦断ルートになると思うんですが、そこへの路面標示設置工事ということで、矢羽根と自転車ピクトグラム、これを今月12月10日から来年の2月8日までの期間に設置するというような通知が来ておりますので、お知らせしておきます。

自転車の形をしたやつです。矢羽根は青い矢印型で、矢羽根については、ちょっと補足なんですけれども、先ほどの矢羽根は大体幅45センチで高さ90センチで、40メートル感覚に設置するらしいんですよ。それとは別に、そこに自転車の形をした同じような青い表示の絵だとだと思っております、その設置工事をするという連絡が来ています。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 今、回答をいただきました。

県が主体としてということで、国道、県道を使って取り組みが今、行われているということで、ぜひ、河津町内の町道にもそれをやってくれというふうなことまでは言わないんですけれども、せっかくそうやって県だったり主体になってそういう取り組みを始めているもので、またオリンピックへの絡みなんていうものもありますので、そういった部分を一人でも多くの町民の方、また子供たちにもしっかりと認識をしてもらって、その上でオリンピックに向けた雰囲気醸造とあわせて、自転車との共存というものを積極的に訴えるいい機会かと思っておりますので、PRも含めて取り組んでいただけたらありがたいかなというふうに思います。

以上で、一般質問のほうを閉じさせていただきます。

○議長（土屋 貴君） 4番、遠藤嘉規君の一般質問は終わりました。

一般質問の通告がありました、6番、塩田正治君、2番、桑原猛君、10番、稲葉静君の一般質問は、あした12日に行います。

◎散会の宣告

○議長（土屋 貴君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

あしたは午前10時より再開します。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

第 2 日

12月12日（水曜日）

## 平成30年河津町議会第4回定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成30年12月12日(水曜日)午前10時開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第3 議案第48号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第49号 河津町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第50号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における幼児教育アドバイザー共同設置規約の制定について
- 日程第6 議案第51号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について
- 日程第7 議案第52号 平成30年度河津町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第53号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第54号 平成30年度河津町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第55号 平成30年度河津町温泉事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 発議第3号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について
- 日程第12 議員派遣の件
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第14 第一常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第15 第二常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

---

### 出席議員(11名)

1番	大川良樹君	2番	桑原猛君
3番	渡邊昌昭君	4番	遠藤嘉規君
5番	上村和正君	6番	塩田正治君
7番	仲里司君	8番	土屋貴君
9番	渡邊弘君	10番	稲葉静君

11番 宮崎啓次君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	土屋晴弥君
教育長	鈴木基君	総務課長	野口浩明君
企画調整課長	後藤幹樹君	町民生活課長	飯田吉光君
健康福祉課長	川尻一仁君	産業振興課長	鳥澤俊光君
建設課長	村串信二君	水道温泉課長	中村邦彦君
教育委員会 事務局 局長	渡辺音哉君	会計管理者 兼会計室長	土屋亨君

---

事務局職員出席者

事務局長 木村吉弘 書記 鈴木英光

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（土屋 貴君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

これより議会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（土屋 貴君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りの印刷物のとおりでございます。ごらん願います。

なお、説明のため町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告します。

---

◎一般質問

○議長（土屋 貴君） 日程第1、一般質問に入ります。

この場合、質問には1問ごとに答弁します。

なお、全般にわたって質問するか、答弁を求めるかは、質問者の意向によるものとしますので、あらかじめ議長に申し出てください。

なお、申し添えておきますが、質問回数は1問につき3回、質問の時間は答弁を含めて60分となっておりますので、ご協力をお願いします。

一般質問は、次の順序によりこれを許します。

6番、塩田正治君、2番、桑原猛君、10番、稲葉静君。

---

◇ 塩田正治君

○議長（土屋 貴君） それでは、6番、塩田正治君の一般質問を許します。

塩田正治君。

〔6番 塩田正治君登壇〕

○6番（塩田正治君） 皆さん、おはようございます。

6番、塩田正治でございます。一般質問も定例会も2日目ということで、朝からちょっと緊張しておりますが、頑張っていきたいと思っております。

私の質問は4問。

- 1、災害時の備蓄医薬品について。
- 2、農業人口の減少について。
- 3、子育て支援施設について。
- 4、町長の政治姿勢についての、4問でございます。

質疑は一問一答方式をお願いいたします。町長及び関係課長の答弁をよろしく願いいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

まず、災害時の備蓄医薬品についてということでございます。

この伊豆半島、特に河津を初めとする賀茂圏域においては、災害時、今、想定されております3連動の地震、そういったことによるL1、L2の津波、こういったものが想定されるわけですね。そうなったときに、津波で各港が壊滅状態になることも想定され、また、唯一の峠である天城峠、こういったところが土砂崩れ等により陸の孤島化してしまう可能性が非常に懸念されます。

なおかつ、3連動地震ということにもなりますと、東海初め四国、紀伊半島、そういったところが壊滅状態ということになると、自衛隊等、災害救助体制の国の体制もおくれて、1週間もしくは2週間、3週間と自力で耐え忍ばなければいけない、我が町は自らの手で守ることが自治体の努めであると思う以上は、町民の皆さんの生命、財産を、自らその2週間、3週間の間も守り続けなければならないと思うわけです。

そんな中、医薬品をどれだけ備蓄しておけるのかというのは、大変大きな課題になってくるかと思っております。現在は、賀茂圏域において医薬品を扱ってくださっている方々が多少なりとも備蓄をいただいているということは伺っておりますが、実際に東日本大震災等でも、非常に医薬品の欠乏は問題視されておりました。実際に、日本災害医学会というところが災

害時の医薬品のどんなものが必要かというリストをピックアップしております。そういったものをこの賀茂圏域においてもしっかりと遵守し、ピックアップ、備蓄されているのかどうか、その辺について伺っていきたいと思います。

まず最初に、災害時、そういったときの医薬品の不足、問題になっておりますけれども、我が河津町の医薬品の備蓄状況について、現状はどうなっているか、まずお答え願います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、塩田議員の質問にお答えします。

災害時に対する医薬品の備蓄状況でございます。医薬品の備蓄については、震災後の対応ですとか、特に災害関連死を防ぐためにも大変重要なことであると思っております。議員がおっしゃるように、賀茂圏域でもストックしているという話は聞いておりますが、備蓄状況につきましては担当課長より答弁させます。よろしく願います。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、災害時の医薬品の備蓄の関係について説明をさせていただきます。

まず、町では想定される災害に応急措置をするための医薬品を確保しております。これにつきまして、医薬品につきましては更新も随時行っており、29年度の更新が18万1,608円、30年度につきましては122万8,000円ほどの更新を予定しております。

町が確保している医薬品でございますが、静岡県救護病院医薬品確保対策検討報告会というものがございまして、そちらのほうで救急患者に対する3日分というものを想定して、参考にさせてもらっております。

静岡県では、災害時の薬事コーディネーターというものを委嘱しており、災害時の医療救護活動に必要な医薬品、それから医療材料、防疫用の薬剤の確保、供給及び薬剤師の確保、派遣に関する県と市町の補完する業務というものを行ってもらうように、業務を担ってもらうこととなっております。

それから、町では賀茂医師会と平成27年7月24日に、災害時の薬剤師における救護活動に関する協定といったものを締結しております。これは、防災計画に基づいた医療救護活動及び医療品等の供給に対するものでございます。災害時に調剤、それから服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動を行う必要が生じた場合、賀茂の薬剤師会で編成する薬剤師班を派遣していただき、医薬品の供給の協力、それから傷病者に対する調剤及び服薬指導、それから医薬品等の保管、管理への協力というものを行ってもらうこととなっております。

ただ、町では災害が長期化する場合等も想定されますので、医薬品の確保をするために町内の調剤薬局との話し合いを行い、医薬品の調達等についての協議を行っている状況でございます。町内の医薬品等の確保がどうしてもできない場合については、賀茂方面本部への調達・あっせん等を要請するという事となっております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 災害時の賀茂圏域での医薬品の備蓄量についてご答弁させていただきます。

静岡県では、35市町を対象に県内12カ所に医薬品の備蓄センターを設置しております。賀茂圏域では、松崎町に南伊豆地区医療品備蓄センターが配置されております。運営につきましては、一般社団法人静岡県薬事振興会が担っております。各センター当たりの備蓄応急医薬品等につきましては、静岡県の第4次地震被害想定で県全体として負傷者が最大となるケースに基づきまして、市町ごとの医療救護対象者数を算出いたしまして、各センターに備蓄をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 今、課長のほうから、当面は3日分がルールだよということで、あと、それから賀茂圏域では松崎をセンターに構えているということでしたけれども、まず賀茂郡下の、賀茂圏域の特徴としては、それぞれの市町がそれぞれに分断されることも大いに懸念されるということです。特に、河津と松崎の間には婆娑羅峠という大きな峠がございます。そこが土砂災害等が数カ所にわたって起きるとすることも懸念されるわけで、そこが分断されてしまうと3日間しかもたないということも考えられる。

それと、あと災害時の外傷性要因による、要は消毒薬ですとか緊急的な手術、そういったものの医薬品については、もしかしたら、最初の3日間の分があれば、緊急性は要するに事足りるのかもしれませんが、あと慢性疾患患者の皆さんが、例えば糖尿病の方ですとか高血圧の方、そういった方が地震を直接的な起因としてのけが等はなかったにしても、救護体制が整うまでの、例えば最大マックスで2週間、3週間という間に薬がなくなってしまう、補充体制がとれなかったことによって、全く災害とは関係ないのに体調を崩し、最悪の場合は命を失ってしまうなんてことになりかねないことも想定されてしまうわけです。そんな中、さらなる備蓄体制を強固なものにしていただきたいと、やはり願うわけです。

そんな中、町内の病院の、一応河津にも今井浜病院さん等ございます。そういったところにも積極的に、例えばの話ですけれども、町としても補助金等を出した上で、さらに備蓄医薬品を備えてもらうという考え方もできるのではないかと。当然そうなれば助かるということもあると思うんですが、町長、その辺についてお考えお聞かせください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの塩田議員の質問でございます。

私も、先ほども言いましたけれども、災害関連死といいますか、特に慢性疾患の方たちの災害後の対応というのは大変重要であるなという思いもございます。そういうことが整っていることで災害関連死と言われるものが防げるのかなと、そういう思いもございます。

ただ、塩田議員のおっしゃる病院の関係でございます。実際、私ども町の病院についても医薬分業が大変進んでいるのが主流ではないのかなと思っております。医薬品の調達には、実際は薬局などと連絡をとりながら確保していくことが現実的ではないのかなと私は考えております。病院については、医薬品いうよりも根本的な電源確保ですとか入院治療施設の充実、その辺が特に優先されるのではないのかなと思っております。

なお、詳細については担当課長から答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） 先ほど病院の備蓄といったことでございますが、町内の病院、今井浜病院さんがいますが、そちらのほうにつきましては、災害時の救護病院の指定に関する協定というものを締結しております。こちらのほうにつきましては、業務でございますが、災害が発生したときにトリアージ、それから重傷患者及び中傷患者の処置及び受け入れ、それから災害拠点病院、広域搬送拠点への患者搬送の手配、それから要救護活動の記録、それから死体の検案、それからその他必要な事項とされており、救護病院として重傷患者及び中傷患者等の処置及び受け入れを優先させていただきたいというふうに考えております。

先ほども答弁させてもらいましたが、町内の調剤薬局との話し合いも行っており、その中で医薬品の確保というものをしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 大変わかりやすい説明だったと思います。ただ、さらなるやはり安心というものを求めるためには、医薬分業ということでございますので、薬剤師、町内にも何軒かあって、薬剤薬局、調剤薬局等あります。そこに、今持っている分、プラスアルファ、

当然調剤薬局さん等も企業ということになりますので、なるべく在庫を持たないような経営でということはあるんですが、その辺をもし行政サイドで多少なりとも手助けができることであれば、よりプラスアルファの備蓄を備えていただいた上で営業活動をしていただけるということになれば、いざというときの対応にもなるのではないかなと思います。

そして、そういったときの災害時の処方ということなんですが、お薬手帳、この重要性が今、いろいろ言われております。町内でもお薬手帳を調剤薬局さんに持っていくと、割引制度等が若干あると伺っておりますけれども、まだまだお薬手帳の重要性、それから住民1人ひとりが携帯するようになって、お医者さんに行くときには持っていくけれども、本来は携帯しているべきであると思う。その辺の認識を、町からぜひとも啓蒙活動を含めてやってほしいと思うわけですが、お薬手帳に対する町の認識と今後の啓蒙、そういったことに対する取り組みについて教えてください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） お薬手帳の関係でございます。

災害時に被災後の治療を継続していくためには、特に薬ですとか医療補助具の整備が、先ほど言ったような災害関連死を防ぐ道だと思っております。通常時でもお薬手帳の役割は大変大きいと思いますが、同じように災害時でも紛失していなければ、やっぱりお薬手帳の利用がスムーズに治療を受けられる手段としては確かに重要かと思っております。今後、調剤薬局等には、お薬手帳の重要性を周知していただけるようお願いしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） ありがとうございます。

災害時の備蓄医薬品については全国的にも非常に重要視されている、また懸念されている問題だと思っております。今後、賀茂圏域の各市町の議員さんたちも、今回、実はこのことについては質問されている市町の議員さんたちもいらっしゃいますので、ぜひとも賀茂連携会議の中等でも議題の一つとして取り上げていただき、より手厚い医薬の備蓄、これに努めていただきたいなと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

農業人口の減少について問わせていただきます。

60周年の町勢要覧の中にも農業人口の従事者の推移が書いてあります。非常に懸念されるのは、大ざっぱにでございますけれども、30年前よりも10分の1といってもいいぐらいの農

業従事者、兼業、専業含めた農業従事者の減少になっております。この農業従事者の減少、これが将来の河津に向けてどういった懸念がされるのかということは、当然懸念されることが今、農業に従事されている百数名の方々、この人たちの高齢化が進んでいて、それこそあと10年後には一体何人の農業従事者が、今のまま対策なきままでいったら、何人の皆さんが一次産業の中核である農業に携わって、河津で農作物をつくってくれるのだろうと思うと、非常に不安でならないわけであります。その就農率の低下、これを是正するために、今後、河津町はどういった手だてでそこを改善していかれる思いがあるのか。当然ですが、農業従事者の減少に伴いまして、耕作放棄地、荒廃農地等も激増している状況にあるわけです。その辺の対策についてもあわせて答弁願います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 農業人口の減少の関係でございます。

お尋ねのとおり、兼業、専業の農家人口が減少していることは、統計上でもあらわれております。平成27年の農家数は185軒で、約30年前の昭和60年には915軒で、マイナス730軒と大きく減少しております。減少要因として考えられるのは、農業者の高齢化あるいは後継者の不足によるものや、町全体の人口減少も要因であると思っております。また、特に近年では鳥獣害による被害もありまして、耕作意欲に大きく影響を与えることも考えられます。以上のような状況から、耕作放棄地が必然的にふえているような状況ではないかと思っております。

これから、今後の対策としては大変難しいこともあるわけですが、私は現在やっている方たちが、できるだけ農業を維持してもらうことも一つの大事なことだと思っております。その中で、今後の後継者をつくっていくということも、やっぱり長いスパンで考えていかないとだめなのかなと、そういうふうに思っております。

そのためには、やっぱり省力化ですとか、あるいは農地の集積化とか、そんなことも必要かなと思っております。特に農業、林業、第一次産業もそうなんですが、やっぱり観光資源としても大変重要な役割を果たすと思います。特に集計的に見ても、耕作放棄地が多いということは観光面でも大変マイナスがあるということで、そういう意味でも第一次産業、これから大事にしていかなければならないのかなと思っております。ただ、一朝一夕にはなかなかこれもできませんけれども、長いスパンの中でいろいろ考えていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 今、町長がおっしゃったように、まさに三次産業にも非常に影響が大きいと。よく、ちまたで、道の駅なんかをつくれれば町が活性化しますよなんて、簡単なことをおっしゃる方もいらっしゃいますけれども、現実問題、箱物として道の駅をぼんと町はつくりましたよ、さあ皆さん、ここを拠点にして頑張ってくださいと言ったところで、一次産業の従事者がこれほど、漁業も含めて少なくなってくるとなったときに、実は道の駅に並んだ商品が地場産品じゃないものがほとんどだと。ほとんどがよその地域でとれたものだよでは、これは道の駅を行政が幾らつくっても、これは多分、道の駅としては生き残っていくことはできないだろうと思われるわけです。そういったことも含め、非常に農業従事者の方々に農作物をつくっていただくということは、将来的の河津の産業、経済の両面から見ても、大事なことになるだろうなと思っております。

そこで、今、町長がおっしゃった集積化ということについてでございますけれども、河津の農地、こんな狭い町でございます。しかも山間部がかなり大きい面積を占めている中で、なかなか集積化というのは、これまた難しい問題がいろいろあると思うんです。ですが、農業従事者の減少を何とか移住者の皆さんに手を出していただいて、移住者の皆さんに農業者として将来移住してもらうための経験をする、経験を積む場みたいな感じで移住・定住、いずれは定住してもらうための場として使う、利活用することができないかななんてことを考えるわけです。いろいろあるわけですが、その辺について、もし町長の移住者に対する考え方、関連してあればお答え願います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの議員提案の移住者による農業経営の関係でございます。

町内で、私の知る限りでは、2名の方を私は承知しております。それぞれ研修ですとか栽培技術を学んだ上で移住して、就農している方たちで、主には作物は、私が聞いている範囲では野菜とイチゴですが、観光交流館の中にも、その方たちの農作物が出されているのを見ることがあります。特に都会の人がこちらで農業に従事したい場合には県などの支援制度がありますが、これからも、これらの制度を活用する方法が私は有益ではないのかなと思っております。

しかし、農業経営というのは生産と流通が確立されなければ収益になりませんので、新たに取り組む場合には相当な覚悟と支援体制を組まなければなかなか成功しないのかなと、そんなことも思っております。また、農業者として呼び込むには相当な体制づくりが必要だということですが、特に農地の確保や指導体制、あるいは当面の生活費などをどうし

ていくのか、そう簡単にはいくものではないと思っております。

移住者の多くは、農業というよりも住宅の庭先に畑があり、農業を楽しむという方も多いという話も聞いております。積極的に河津で生産農家として農業を行うとなると、やっぱり生産者と技術的な指導を含めまして、農協などの流通体制の確立など中間的な指導体制を組むことも大事ではないのかなと、そう思っております。

なお、詳細については担当課長より答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） やはり、移住者の方が農業をされるという場合につきましては、まずは農地の確保が重要なのではないかとこのように考えます。こちらは、移住者、また町民の方問わずなんですけど、農業を行う方が農地を借用する場合は、下限面積が設定されております。河津町では20アール以上、また、もしほかに農地を所有されている場合は、全ての農地で耕作されているかなどの基準があります。また、耕作をする作物での経営計画も作成しなければならないかなと思います。

それと、あと通常ですと、初めて農業に従事される場合は、初年度は農業での収入が見込めないと思います。ですので、先ほど町長も申し上げましたが、相当の覚悟というんですか、それとか資金の蓄えなどが必要かと思えます。また、作物が不作であった場合の補償などというのは、基本的にはないのかなというふうに思えます。

また、本格的に移住者の方で農業で生計を立てていこうとする方につきましては、事前に相談されることが必要であるかなと思います。また、こういった方につきましては、町でも県などと相談して支援をしていく方針です。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 今、課長がおっしゃってくれたそれぞれのルール、これは河津町の農業委員会のほうのルールから来ているお話だと思います。そんな中で、各農業委員会制度のことについてなんですけど、まず農業委員会は主たる使命というのがございます。この農業委員会の主たる使命というのが、農地等の利用の最適化、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止、解消、新規参入の促進の推進、こういったことを中心に農地法に基づく農地の売買、貸借の許可、農地転用案件への意見、具申など、農地に関する事務を執行する行政委員会として河津町にも存在しているのが、農業委員会でございます。

ですが、これまではなかなか農業委員会の皆さんも一生懸命やってくれていたとは思わん

ですが、特に農地転用、いわゆる農転と言われる、そういったこととか事務関係のことにかなり追われて、実際には遊休農地の発生防止ですとか新規参入の促進などというところにまでは、集約化も含めてですが、なかなか手が出せなかったと。しかし、平成29年1月に農林水産省の改正によって、農地利用最適化推進委員という方々が設置されました。河津町においてもその方々が任命されていると伺っているわけでございますけれども、さっき言った集積化、そういったことも含め、まさにそういった推進委員の方々に活躍してもらって、遊休農地、要は荒廃農地をどうやって今後、解消していくか。これは、私はやっぱり移住者の皆さんにこそ、この推進委員の方々とお話を密にさせていただいた上で、集積を伴ってチャレンジしていただきたいなと思っております。

現在の農業委員会の中の、特に農地利用最適化推進委員の皆さんの、平成29年1月ですからまだ本当にできたばかりの推進委員の皆さんということで、活動状況がいまいちよくわかってないわけですが、現在の活動状況について、どんな活動をされているかお答え願えますか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 農業委員会の関係と推進委員の関係についてお答えします。

農業委員会の役割については、先ほど議員がおっしゃったように、農地の利用促進や集積化、新規参入の推進などが挙げられますが、なかなか難しい問題であると聞いております。近年では農業委員会による耕作放棄地の調査も行われまして、有効利用を図るべく、いろいろと検討されていると聞いております。また、今後も農地の集積化や活用についての課題を少しでも解決できるよう、委員会の活動に私は期待したいと思っております。

それから、推進委員の活動状況でございますが、法改正による推進委員が新たに設置されているとのお尋ねでございますので、その活動については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） ただいま議員の推進委員の活動状況ということで回答させていただきます。

先ほど議員が申し上げたとおりの内容になりますが、農地利用最適化推進委員ですが、こちらは農業委員とは別に、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止などにおける現場活動を行うとしまして、河津町では5名の推進委員を任命しているところです。活動状況ですが、この5名の方に担当地区を定めまして、農地パトロールの実施、農地の利用状況調査、農地の利用の意向調査を農業委員と連携して実施しているほか、農家からの相

談にも対応しているということです。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 実は、この推進委員の皆さんの主だった役割は、農業者の皆さんとの積極的な対話というところが、この皆さんの主な仕事になってくるんだろうなと思っておりますので、今後、本当に一次産業の中核である農業、これが衰退していつているのは火を見るより明らかで、今後、10年、15年、20年と先を見据えたときに不安でなりませんので、こういった皆さんに最大限の活躍をしていただいて、何とか一次産業、農業、水産業も含め、河津町の一次産業復活のためにぜひ頑張っていたいただきたいなと思います。

それでは、3問目に移らせていただきます。

3問目、子育て支援施設についてということであります。

子ども・子育て会議が先日、答申が出されました。この10月19日の子ども・子育て会議の答申を受けた町長の、受け取ったときの率直な感想というのを、まずもってお聞きしたいと思うので、ぜひお願いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 子育て支援の施設の答申の関係について答弁差し上げます。

10月19日に子ども・子育て会議から2つ答申をいただきました。1つは、子ども支援施設計画について、2つとしては建設候補地の選定についての答申をいただきました。聞くところによりますと、4回の会議で、委員さんに活発な議論が交わされたと聞いております。今回は、以前の計画の見直しと、新たに候補地について検討を特にいただきました。

施設計画については、以前計画に含まれていた放課後児童クラブにつきましては、小学校の敷地内が適当であるとの考えから本計画から除外したこと、あるいは適地としては河津中学校周辺か役場周辺ということで答申をいただいた、そういうことでございます。

議員お尋ねの感想でございますが、答申書の内容をみますと、いろいろな視点から選択条件を明確にしております。新たな施設について、特に運営についてのご意見をいただきまして、この施設にかかる思いが伝わってきたと、そういう私の感想でございます。また、答申の中に早急に取り組むべきというご意見もありましたので、今後、取り組みについてアンケートや説明会などの手順を追って、スピード感を持って進めていきたいと、そんな感想でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） ありがとうございます。

私も答申内容、吟味させていただきまして、本当に細部にわたって議論を交わして下さったんだなというのが、如実に受け取れました。

その中で、今、町長もおっしゃいましたけれども、放課後児童クラブのことにつきましてですけれども、実は2年前か3年前かなんですが、放課後児童クラブについて南小学校の空き教室をという話を議会の議場の中でさせていただいたことがあるわけですが、当時、南小学校には空き教室がないというお話を伺っております。ですが、今は南小学校の、いわゆる結局空き教室を使うという方向でということになって話が進んでいると思うんですが、そのことについては問題は今はないのかなということ伺いたいのと、あと用地の選定についての田中地内の中学校周辺または役場周辺の2カ所と答申でございますけれども、町長の思いとしては、その2カ所という答申、率直に町長の思いと合致する点があるのか。私は、実はちょっと違ったことを考えていたとかあれば、お答えください。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） まず、放課後児童クラブの関係でございます。

現在は、夏休み時、特に子供の利用が多いときにつきましては、南小の教室を借りて実施しております。ただ、学校の事情もございまして、例えば来年度予想されるのは、要支援の方が入られる予定があつてなかなか教室の確保も難しいというような話もありますけれども、それについても、学校の協力をいただいてなるべく利用ができるような形で今、いろいろ検討を進めている状況もございます。まして、この子ども・子育て会議の答申の中で、学校との連携が図れる場所 という、特に学校の敷地内が望ましいということもあるものですから、当面の定員増の対応につきましては教育委員会の理解を得て、学校施設あるいは教室のほうの利用確保をなるべくしていけたらなと思っております。ただ、当面は南小の教室が利用可能か、あるいはどうしてもできない場合には間接的に敷地内に何かそういう施設をつくったりして対応ができないか、そんなことも含めて、今後、現状については考えていきたいなと思っております。

それから、2点目の子ども・子育て会議の用地の選定について、2カ所が出たわけですが、塩田議員のお尋ねの町長としての思いはどうだったのかということでございます。議論の内容を見ますと、特に町有地を活用しようとか、特に公共施設の連絡のとりやすい場所とかいろんな論議をされた中で、最初はたしか18カ所だったと思いますが、その中で何カ所か絞った中で2カ所、河津中学校周辺か役場周辺ということで選定してきたことだと

思います。私は、やはり検討の議論の過程を見てそういうことで選んだということで、大変内容を見てみますと、いろんな角度から検討していただいて、そのことについてはこの2つが適地なのかなという、結果的にはそう思った、そういう状況でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 町長の思いは今、伺ってよく理解したわけですがけれども、教育長、南小学校の教室を使うことは問題ないですか。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 学校の施設については目的外使用が禁じられていますが、学校の校舎内につくるとするならば、国への申請が必要になります。また、放課後児童クラブの教室と学校の教室等とは完全に分離をして、廊下で行き来できなくしたり、玄関も放課後児童クラブと校舎の玄関とは別にしなくてはならないというふうに考えています。これについては、今、南小学校とも協議をしながら、どういうふうに進めていくか検討中です。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 補足説明をいたします。

子ども・子育て会議で、放課後児童クラブについては学校の敷地内ということで答申を受けているわけですが、イメージとしては、校舎の中に子ども・子育ての関係では、放課後児童クラブを小学校の中に入れたほうがいいじゃないのかなということで、教育長、答弁したと思います。その場合には、国のそういう許可が必要だということがありますけれども、そういうことで、なるべく小学校と同じ中にできれば、放課後児童クラブ自体はいいのかなというのが、子ども・子育て会議の中で話されたようでございます。そういう意味で、別個に建物をつくるんじゃないで、できれば小学校の中につくることがいいのではないのかなという、子ども・子育て会議の中ではそういう考えのもとで答申したという話は聞いております。

あと、現状につきましては、今もやっているような形で、南小の教室の空き具合によってなるべく利用させていただければなという思いがありますので、今後協議したいと思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） いずれにしましても、現状の放課後児童クラブのあのていは、正常と

は少なくとも言いがたい現状であると思いますので、会議のほうからも話がありましたように、早急な取り組みをしていただければなと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

町長の政治姿勢についてということで、実は私、総務省のホームページをちょっと遊び半分にならちらとのぞいておりましたら、地域力創造グループ地域政策課というところが、シェアリングエコノミー活用推進事業というのを立ち上げておられます。もう3年ほど前から立ち上げておられた事業で、実は私も勉強不足で知らなかったわけですが、これは中身を見てみますと、どういうことかといいますと、シェアリングエコノミーとは、個人等が保有する利用可能な遊休資産と、これ、遊休資産ですから何でもいいわけですね。空間であったり、物であったり、お金であったり、時間であったり、何でも当てはまると思います。そういったものや能力、それぞれ個人の持っているスキル、資格、知識、そういったものもあるわけですが、そういった他の個人等も利用可能とする経済活動という定義づけがされております。

これ、実際にもう活動事例がいろいろ出ておまして、要は、行政がいろいろなスキルであったりとか資産、そういったものを行政が真ん中でマッチングしてあげる仕事をして、要は、こっちでこんな能力を持っている人がいるけれども、現状のままだと何にも有効な利用方法がないんです。ですけれども、全く面識のないこちら側にいる人は、本当はこの間がつながりさえすれば、このスキルを利用したいんだという考え方を、間に行政等が入ってマッチング、抱き合わせてあげる、めぐり合わせてあげることによって、それが上手に有効に利用される。

これは、実は先ほど来、言っていた農地の話についても同じことが言えるんじゃないかと思うんですね。そういったシェアリングエコノミーという、総務省のやっております事業、これ、大変奥が深いと思うので、今後、いろんな意味においてちょっと研究してみたいかかと思うわけですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの塩田議員のお尋ねの総務省のシェアリングエコノミーに関することだと思います。

今、塩田議員の説明を伺いましたけれども、私自身もちょっとイメージがまだ湧いていないのが率直な感想でございます。私もこの言葉を聞くのは初めてなものですから、一応調べてはみました。要するに簡単に言うと、皆さんが使っていないものを、インターネットを使

って他の人が使用することができるようにするという、基本的なことがそういうことだそうです。この制度を行うためには、やっぱり貸し借りについてお互いの信頼性が大事だということでもあります。考え方についてはわかりましたが、構築する基礎知識が私にはないものですから、今後、職員の中で研究し、必要があるということならば検討させてみたいなと思っております。

私の調べた範囲の中では、まず基本的な知識として幾つかの、例えば地方創生大学とかそういうところでそういう講座みたいな、シェアリングエコノミー検定とかそんなこともやっているという話を聞いておりますので、そういうところの知識を得るために、そこから始める必要があるのかなど。メリットとしてもあるというようなことも調べた中ではありますので、それを加味しながら、本当にこの部分が今後必要であれば研究してみて、検討させてみたいなど、そんなように思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） ありがとうございます。

今回、町長の政治姿勢というところで、こんなシェアリングエコノミーなんというものを提案させていただいたわけですが、本来何が言いたいかといいますと、河津町の行政マンである若手の職員の皆さんにこそ、こういった各省庁のホームページとかにいきますと、いろんな地域の創生のための事業が行われている現状があります。こういったことを、河津町の今の実情に合わせて、町民のためになるいろいろなシステムを、若い職員だからこそできる発想力をもとにいろいろ提案をしてくれるような庁舎内の空気づくりというのを、ぜひともしてほしいと思うからこそ、こんな提案をさせていただきました。

10分間、ちょっと時間が余りましたけれども、今回の私の質問は以上で閉じさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 6番、塩田正治君の一般質問は終わりました。

11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 桑 原 猛 君

○議長（土屋 貴君） それでは、2番、桑原猛君の一般質問を許します。

桑原猛君。

〔2番 桑原 猛君登壇〕

○2番（桑原 猛君） 2番、桑原猛です。よろしくお願いします。

平成30年第4回河津町議会が開催されるに当たり、一般質問の通告をしたところ、議長より許可が得られましたので、一問一答で質問いたします。

今回の質問に先立ちまして、9月30日の町議会議員選挙におきまして、多くの方の支援により当選させていただき、このような立場になり、改めてこれまで以上に行政や人の暮らしについて深く慎重に考え、しっかりと務めてまいりたいと思っております。

今回、私は議会において、総務、企画、窓口、保健等を担当する第一常任委員会に所属することとなりました。あわせて、広義に暮らしにおける環境というところを軸に活動したいと考えております。なぜならば、道路、橋梁や水道、温泉、公共施設等、こうした多くのインフラの老朽化への対応が必要になっていきます。

このような時代とともに、人口減少という避けられない生活の環境変化が始まっていると言えます。私の暮らしにあっても、地域では高齢化が進み、地域のつながりが希薄というよりも、待ったなしに維持が難しくなっているのも現実です。このような厳しい人や物の変化に対応すべき施策が必要と考えています。私なりに、暮らしにおける広い意味での環境というところを整えることができるよう努めてまいりたいと思っています。

今回の私の質問は、防災対策についてと地域の見守り体制について、3点目は町の温泉についてです。

まず、防災対策についてお伺いいたします。

沿岸地域のL1津波発生について、町としての対策を多方面から検討されていると思います。現実的に生活をしている方にとっては、想定されるL1の津波といっても、日常の中ではなかなか意識して生活している方は少ないのではないのでしょうか。津波対策を背景に暮らしていくというのは、現実にはとても暮らしにくいことのようにも思います。

また、東日本大震災以来、想定外という形容詞であらわされる災害がふえており、想定外を想定しなければならないという中で、町の防災対策も全てのことにに対して対応していくのは困難で、大変なことだと考えます。しかしながら、現実的にできる対策については進めてもらわなければなりません。

そこで、現在、津波対策についてはどのような進捗状況なのか。また、来年度以降に予算等で何か対応される予定なのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、桑原議員の質問、防災について、沿岸地域の整備の今後の予定について答弁させていただきます。

沿岸地域の津波対策につきましては、静岡方式とあって、関係地域の皆さんの選択で施設整備を行うか、あるいは避難を優先して施設整備を行わない、どちらかの選択をしてもらう方針で検討していただきました。そして、河津町においては、見高浜、谷津、浜、笹原地区の津波対策の地区協議会により、津波のL1（レベル1）の対応をするためのかさ上げの施設整備の方針が決まっております。今後、各施設の所管ごとに施設整備計画が策定されまして、事業化に向けて対応していくことになっております。

詳しくは担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 沿岸地域のL1レベルの津波対策の現状と今後の予定ということで、説明させていただきます。

L1レベルの津波対策につきましては、各地区の津波対策協議会、こちらにつきましては、地元町内会や関係機関、団体等の代表者で組織をされております。こちらの協議会におきまして合意形成が得られ、方針が決定をしたところでございます。

津波対策河津地区協議会、先ほど町長からお話がありましたが、浜、谷津、笹原、3地区で河津地区協議会、こちらにつきましては30年1月29日に、見高地区協議会につきましては30年2月2日に、両地区協議会とも第4回の地区協議会が開催をされたところでございます。この4回目の協議会の中で、L1ハード対策、既存護岸等のかさ上げ等につきまして合意形成が図られまして、方針が決定をしたところでございます。

これを受けまして、本年の7月12日、第6回の静岡方式推進検討会、賀茂地域の検討会でございます。こちらが下田総合庁舎におきまして開催され、両地区の基本方針、先ほどお話ししましたハード対策につきまして中間報告がなされたところでございます。今後のスケジ

ジュールにつきましては、各施設の所管ごとにL1に対する施設整備計画が策定され、事業化に向けて対応していく運びとなっておりますのでございます。

L1津波に対します今後の施設整備の予定でございますが、河津地区のL1津波対策、これにつきましては、河津川の河口、右岸部分です。ここの河口から国道135号の谷津漁港の周辺まで、こちらは静岡県の所管となっておりますので県の対応となります。また、同河津地区の河津川河口の左岸側でございます。こちら、河津浜海岸の一部がかかるわけですが、こちらは漁港区域ということもございまして、町管理ということで産業振興課のほうで対応させていただくこととなっております。

また、河津地区の事業計画につきましては、現在、静岡県によりまして、関連いたします河津川河川整備計画の見直し作業が、現在、進められております。その計画とあわせて、L1津波対策に関します整備方針が決定することとなっております。

また、見高地区のL1津波対策につきましては、漁港区域ということになっておりますので、所管につきましては河津町の所管ということで、産業振興課の対応としているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原猛君。

○2番（桑原 猛君） 大変、説明していただき、ありがとうございます。

先ほどありました各沿岸地域の対策のほう、このまま進めていただきまして、また密な連絡会のほうで報告をしていただければと思います。また、見高浜地区なんですけど、漁港とのあわせた計画もということでしたので、またそのところも、漁協の活性化も含め検討していただければと思います。

次に、津波警報地の避難路についてお伺いしたいと思います。

昨年は地域住民の方も交えて、現地を確認しながら歩いていただきましたが、その中で重点的に整備すべき点、対策、対応策や計画等あわせて、今後も再検討などをすべき点や地区への協力を依頼するような点などがあれば示していただきたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 津波対策の避難道整備というのは大変重要でございまして、いざ津波が起きたときにまず逃げてもらうことも大変大事でありますので、避難道の整備は大変重要だと考えております。津波に対する避難道の整備につきましては、県の補助金を活用して整備を進めたいと考えております。今年度は梨本地区で整備を行ってございます。今後、見高

浜地区についても年度内の整備を予定しておりまして、申請事務について打ち合わせ中でございます。

詳しくは担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 災害時の避難経路の現状把握をするために、地域住民によります町歩きが実施されたところがございます。見高地区におきましては、平成28年10月16日、河津地区の浜、谷津、笹原地区におきましては、28年12月4日に行ったところがございます。

この町歩きの目的につきましては、発災時、地域住民が避難先まで安全で円滑に避難できるよう自らが歩き、地域の実情に応じた取り組みや対策、また課題の洗い出しを行うとともに、災害に対する理解と意識の向上を体得していただくことを目的として実施したところがございます。

町は、平成24年度より各地区に避難路整備に対しまして災害用避難地施設整備事業補助金を交付し、地域に即した整備を推進しております。平成24年度から現在までの申請件数は11件、事業費で1,110万3,000円、交付額といたしましては891万7,000円となっております。本年度も2件の要望がございます。先ほど町長からもお話がございましたが、1件が交付決定済みでございます。梨本地区でございます。もう1件が申請準備中ということで見高浜地区となっております。

避難路整備に関しましては、例年、行政連絡委員会におきまして各地区長に周知し、整備の推進を図っているところがございます。地震、津波等の発災時に1人の犠牲者も出さないよう、今後も継続して当制度の積極的な活用に取り組んでいただきたいと思いますところがございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原猛君。

○2番（桑原 猛君） 既に実施されていた箇所もあるということですが、来年度以降にも予算化していただけるということで、ぜひ防対を願いたいと思います。全てを補完できるような防災対策というのは、津波対策だけでなく難しいものです。しかしながら、実施する防災対策について住民に理解してもらい、周知されることで有効性が上がります。また、こうした取り組みの継続がなされ、見直しなどを行っていくことも大切です。意識し続けることなく、津波に対して無意識に防災対策が身につくようになるまで忘れてしまわぬように、こうした対策について、訓練や啓蒙も含めて取り組みを続けていっていただきたいと思います。

それでは、続いて、地域の見守り体制についてです。

人生100年と言われ、高齢化というよりは長寿命化といったほうがよい時代がやってきているかもしれません。河津町における75才以上の高齢者は現在3,000名で、率にして約41%程度と認識しております。うち、介護保険における要介護認定者は第8次高齢者保健福祉計画の要介護者認定の推計値を参考に考えますと、16%ぐらい、約500名の方が認定されることとなります。ですから、3,000名いるうちの2,500名の方、つまりは大半の高齢者の方は自立して元気で暮らしているということだと思います。

しかしながら、現在は元気で年を重ねるほど身体的な衰えは避けることができず、何かと不安要素が増えてきています。高齢となって健康で安全に暮らしていくには、家族から、周囲からの何らかの配慮や支援が必要です。現在は介護保険によるサービスに加え、さまざまな支援が提供されているところです。

しかしながら、要介護認定をされない、介護サービスを受けていない等の比較的自立しているひとり暮らしや高齢者世帯では、やはり見守りということが大切になってくるのではないのでしょうか。緊急通報装置による消防署への通報などの提供サービスもあるようですが、利用実績から伺いますと、数としてはかなり少ないのが実績ではないのでしょうか。

また、救急時のためのデータを冷蔵庫などに保管する容器などの配布も実施したようですが、高齢者では情報内容が更新されないと、誤った情報伝達の危険性があるなども指摘があり、その効果の是非も問われるところです。民生委員の方々のご尽力もあると思いますが、プライベートな問題もあり、踏み込みにくい場面もあるかと思えます。

こうした実績を踏まえ、今後、実態に沿うような、人を中心とした見守りについての検討がされるとサービスが行き届くのではないのでしょうか。サロンなどのサービスの展開も検討されているようですが、制度などにとらわれず、また単純に委託すればいいといったことではなく、やはり河津町の高齢者にとって固有のサービスや、後発でもよいので、より実効性のあるサービスの検討をすべきではないのでしょうか。見守りについての町の現状と今後の施策をお伺いしたいです。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） それでは、ただいまの河津町における見守りの体制の状況でございます。そのことについて答弁します。

現在、各地区の民生委員による相談、支援、ひとり暮らし老人等の緊急事態に対応するための、先ほど議員がおっしゃいました緊急通報システムの設置、あるいは高齢者等の見守り

活動に関する協定書、これは町内の12事業所と締結をしまして、日常生活に何らかの異常を察した場合には連絡等をお願いしているという状況でございます。

また、認知症の人ですとかその家族に対する応援者でありますサポーター養成講座の実施ですとか、認知症の安心マップの全戸配布なども実施しております。

また、災害時の対応としましては、避難行動要配慮者の名簿を町として整備しております、年2回、この整備を実施しております。

それから、さらに地区住民がご近所の高齢者世帯につきまして、日ごろから見守りに努めていただくことで、どこに住んでいても安心して生活ができるように、地域で高齢者等を見守っていくことで、ネットワークの体制づくりの強化がとても大事だと私は思っております。

今後の見守りに対する対策でございますが、地域のケア会議、あるいは生活支援体制整備事業実施要綱によりまして、町に合った見守りや支援体制について検討を行っております。

詳しくは担当課長より答弁申し上げます。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、見守り体制の検討の場であります地域ケア会議、それから生活支援体制整備について申し上げます。

まず、地域ケア会議でございますが、誰もが住みなれた地域で生き生きと安心して、その人らしく生活できるよう、まちづくりを目指し、困難事例、それから広域的な課題について検討、新たなサービスの構築や広域的な支援体制の整備を目的としているものでございます。

それから、生活支援体制整備事業でございますが、こちらのほうにつきましては、支援体制の充実及び強化を図り、地域における支え合いの体制づくりを推進していくものでございます。具体的には、生活支援コーディネーターというものを配置しまして、コーディネーターを中心に協議体を設置することとなっております。このコーディネーターでございますが、具体的な業務でございますが、地域資源の開発、それからネットワークの構築、それからニーズの取り組み等、マッチング等を行うものでございます。

このコーディネーターでございますが、本年、社会福祉協議会のほうに委託し、コーディネーターの業務を行ってもらっております。協議体でございますが、定期的な情報共有、それから連携及び協働による資源開発等を行います。本年につきましては、5月から11月までの間に一応3回の協議体を開催し、高齢者のサロン、それから見守り体制の検討といったものを実施させていただいております。

これからの体制ということでございますが、こちらの協議をいろいろ重ねた中で、町に合

った見守り体制の強化を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原猛君。

○2番（桑原 猛君） 細かな対応をしていただくということを確認させていただきました。

組織的にはでき上がっている状況だと感じました。これを町民の方々にいかに周知していくか、ここが大事かと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

そこで、先ほど話の中にもありましたが、誰しものが受けられる行政サービスということになってくるかと思っておりますが、ここで我が町に住民票のない町内居住者の方がいらっしゃると思っております。そのことでお伺ひしたいと思っております。

住民票のない町内居住者の対応について、どのような方法で把握をしているのでしょうか。地域の民生委員の方に頼るだけではなかなか困難な面もあり、また提供できるサービスもあればできないサービスもあるかと思っております。そういった側面を踏まえ、何か援助が必要になった場合、先ほども話がありました困難事例、そこにならないように、やはり人の把握は大切になってきています。ぜひ、この方々の把握になるような策を検討していただけたら、地域での見守りの不安や負担が軽減されると思っております。また、災害のときにでも役立てることができるかと思っておりますので、この点のお考えをお聞かせいただきたいです。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいまの住民票のない町内居住者の関係でございます。

これは大変難しい問題だと思います。現に町内に住まわれている方には、ぜひとも住民登録をしていただくように、まずお願ひをしたいと思います。特に災害時などにおいては、その対応や確認のためにやっぱり住民となっていただくことがまず一番だと思っておりますし、情報等の伝達や援助もとてもしやすくなると思っております。現状では、ご近所の方の援助が可能ならば、日ごろからお願ひしていくことも大事ではないのかなと、そういうふうにお願ひしております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原猛君。

○2番（桑原 猛君） 答弁ありがとうございます。

やはりそこに尽きると思うんですが、やはり町に住んでいる現状がある以上、なるべく住民登録を皆さんの見守りとともに進めていただきたいと思います。また、促す方法を少しでもより多くの町民に話ができれば、もう少し住民票のない方の住民登録がふえていくので

はないかと考えます。

次に、子育てと高齢者の交流についてお聞かせいただきたいです。

子育て支援に向けた関連施設の設備計画についての答申が出ているところですが、その内容を見ても施設の場所、施設の内容、施設の運営となっております。現在、主に施設の場所や内容はどうしても話題となりますが、運営という面が大切だと思います。運営という中に地域ぐるみの子育て支援という例示がございました。地域と連携した事業の展開等も記載してあります。運営に当たっては、大部分が未定ということですが、河津町の高齢者の事情や学童の動向などを鑑みて、こうした施設運営の中に高齢者との交流がなされ、そうした場が、児童の見守りとともに相乗効果によって高齢者の見守りの場としても機能するような運営を可能としていただき、複合的にサービス運営を検討していただきたい。これは施設の有効活用としても検討されるべきことと考えますが、いかがでしょうか。

答申で出された施設運営についても、施設整備と並行して検討されていることと思います。例示された項目で、ほかに具体的に検討されていることがあればお伺いしたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 失礼しました。早まりました。

河津町では、現在、西小学校の児童と隣接しているところに旧双葉幼稚園を利用して、介護予防の利用者と時々交流を進めております。これは、子供と介護予防事業の利用者が交流がとても意味があるということで、時々交流を進めております。特に高齢者につきましては、ほかにも、シニアクラブ河津では小学校とか幼稚園との交流を、現在、行っております。特に子供とお年寄りの交流は、双方に交流による効果が見込まれますので、子育て関連施設整備の完成に向けては、今後の話になりますけれども、運営委員会等を立ち上げて考えていきたいなど、そういうふうに思っております。

とにかく議員がおっしゃるように、施設整備だけではその機能は十分私も発揮されないと考えております。新たな施設が、子供たちや親御さんたちが気楽に集まりまして、そして各種事業が展開されて効果を発揮するものだと思っております。その運営について、答申にもありますように大事な要素であると思っておりますので、今後、その運営については検討していきたいなど、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原猛君。

○2番（桑原 猛君） ぜひ、運用に当たっては単純な委託に頼るところではなく、高齢者と

の交流も図れるように、しっかりとしたプログラムを検討した上で運営をしていただきますようお願いしたいと思います。そして、この運営に関しまして、近いところでは、伊東市では民間で高齢者と子育ての施設ができ上がったということですので、その点ももし参考にさせていただければと思います。

次の質問に移らせていただきます。

3件目の町の温泉についてです。

河津町には各地に源泉が湧き、観光業を初め町民の暮らしにとっても温泉は大切な自然の資源です。この資源である温泉が利用できるのは源泉所有者の皆さんの日ごろの管理によるところが大きく、ご苦勞を続けられていると思います。あわせて、より身近に温泉利用を可能にしているのは、町の集中管理による給湯事業や民間事業者の給湯事業によるところが大きいと思います。その給湯事業による温泉利用についても、町の温泉事業は平成元年に開始し、平成28年度には2次給湯事業に新たに移行されました。この間には、見高地区で給湯していた温泉事業者も施設老朽化により廃業しております。また現在、給湯事業を行っている民間業者も施設、設備の老朽化が進んでおり、今後の給湯も懸念されていると聞いております。

このような背景から、後発である町の温泉給湯事業においても老朽化が進んでおり、2次給湯後の温泉事業については困難なのではないかと考えます。しかしながら、温泉という観光資源、河津町にあっては社会資源と言える温泉給湯や温泉利用について、町ではどのように考えているのでしょうか。また、サンシップが廃止されたものの、舟戸の番屋、踊り子温泉会館、噴湯公園など温泉事業に関連した事業もございます。こうした観光資源を含めた新たな温泉利用の構想があるのかお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま、町の温泉について、温泉施設の維持管理についてのご質問だと思います。

現在、給湯事業については、既に町営でやっております給湯事業につきましては、30年近く実施されまして、町として観光面でも温泉のある町という面でも、河津町における重要な社会資本になっていると考えておりますので、河津町においても公共性が高い事業だと、そういうふうと考えております。

また、現在の給湯事業が終了する平成43年3月以降についてもいろんなケースが考えられるわけですが、事業廃止の場合、その施設やあるいは設備撤去への大規模な費用が必要

となることが見込まれております。新たにまた現在同様の給湯設備を再度構築し直せば、投資に最少以上の大きな投資をしなくてはならないと、そんな現状があるかなと思います。

施設更新をするにしても、将来においてどのような投資料、あるいは維持管理料など費用対効果を考えて、同様のシステムと規模では事業採算を維持することは難しいのではないかなと思っております。そういうことで、今後、公営企業として事業の必要性ですとか、あるいは民間、公共も含めて、他の事業とあわせて複合的に検討しなければならないと、そういう事業であると考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 桑原猛君。

○2番（桑原 猛君） 説明ありがとうございます。

現在、町で所有する温泉関連の施設の老朽化について懸念されていることと思います。延命するにも廃止するにも費用が先ほどおっしゃったようにかかってきます。町の財政の公会計化を初め公営企業など地方自治体の事業における経営の明文化が国からも言われていると思います。町が事業主体である以上、現在の給湯事業や温泉会館の現在の経営状況はどのようなのか。また、その状況を踏まえた上で将来的にはどのような見込みを持っているのかお伺いします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 温泉事業につきましては、水道事業と同様に公営企業会計で運用されております。収益についても給湯収益によって運営されている、そういう状況でございます。

現在の経営状況でございますが、損益計算での収益は温泉会計は黒字会計となっております。今後の収支見込みについても管理費用は増すと思いますが、大きな支出が見込まれない限り良好に推移をするのではないのかなと、そういうふうに思っております。

また、踊り子温泉会館の経営状況でございますが、当初は観光施設ということで、観光客を目的とした観光施設であったわけでございますけれども、現実的には町民の福祉的施設の利用もありまして、現在は福祉的利用のほうが強いのかなと、そういうふうに思っております。そういうことで、踊り子温泉会館につきましては、複合的な役割を持った施設に変わってきているのかなと、そんなような認識をしております。

また、経営状況につきましても、施設の老朽化に伴いまして、また他地域に利用料金も安くできるような施設も大分できておりますので、経営状況は大変厳しい状況なのかなと、そういう思いがございます。

踊り子温泉会館の状況については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） ただいま町長より、踊り子温泉会館についての運営状況というところで、私のほうから簡単に説明させていただきます。

踊り子温泉会館の運営状況ですが、平成29年度について申し上げます。年間の入館者数については6万8,282人、こちらにつきましては前年度から1,969人の減となっています。また、3年連続で利用者は減少となっております。また、利用者の町内外の割合ですが、約6割前後が町内利用者となっております。

運営にかかる費用につきましては、町の一般会計のほうで収入支出をしております。29年度では5,531万4,593円の支出となっております。主な支出の内容ですが、光熱水費及び人件費、また老朽化による修繕費等になります。また、収入につきましては、利用者からの利用料や販売収入を含めて4,339万2,675円となっております。1,192万1,918円、支出が収入より上回っている状況でございます。これらにつきましては、平成29年度の決算書及び主要な施策において公表しているところでございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 桑原猛君。

○2番（桑原 猛君） 答弁ありがとうございます。

また、町の総合計画を初めとし、将来における展望があると思います。それに基づいた施策や事業が進められることと思いますが、やはり運営上、町にとって負担や負債となるような事業であってはなりません。経営ということとともに、温泉関連の事業については中期的な見通しなどより詳細な計画を持っていただき、源泉所有者としても温泉に関する事業が枯渇しないような施策を持っていただきたい。その上で、温泉を利用した事業がこれまで以上に町の資源として生かせるような新たな事業展開や展望を、ぜひ次期総合計画の策定には検討していただき、計画を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 先ほど担当課長より踊り子温泉会館の収支の状況も説明しましたが、やはり今後、建て直し等も必要ではないのかなと思っております。内容についても、新たなニーズも求められております。検討した上で今後を考えていきたいなと思っております。また、建設方式もいろんな手法がございます。今までは直接、町が建設したわけですがけれども、例えば民間資本の導入など活用も図ることも検討してみたいなと思っております。

いずれにしても、河津町の貴重な資源を活用して、新たなやっぱり健康回復地としての温泉の役割、また観光施策も大変重要であるという考えでございますので、そういう意味で取り組んでいきたいなと思っております。また、温泉をさらに有効活用を図ることもやっぱり大事であると考えております。現時点では、温泉を利用した事業展開、計画について具体的な計画を持っているわけではございませんが、温泉を利用する場合にはどのような活用形態にするのか、今後、検討しなくてはなりません。そういうふうに思っております。

詳細については担当課長より答弁させます。

○議長（土屋 貴君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） 温泉利用についての計画ということですが、温泉利用となりますと源泉から給湯があつてのことですので、まずどのような給湯形態をとるのか。また、給湯範囲や資金面、そういったことを広く検討していかなくてはなりません。

先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、複合的に検討するということは、やはり既存の温泉の利用の施設、これは町の施設、踊り子温泉会館等ございますけれども、それだけではなくて、町の給湯で利用されている温泉の施設もございます。また、そういった施設の将来的な設備投資等に大きな影響を与えますと考えますので、温泉の利用についての方針につきましては、この先、何らかの計画で示す必要があると考えております。

また、公営企業としましては、温泉給湯自体はご存じのとおり、条例で平成43年3月までとなっております。将来の見込みにつきましては、水道事業同様に、温泉事業につきましても総務省のガイドラインに沿った形で経営戦略を立て、そういった経営的要素や町の情勢を踏まえた中で公営企業としての今後についても検討されるものと考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 桑原猛君。

○2番（桑原 猛君） 答弁ありがとうございます。

先ほども述べましたとおり、温泉は河津町にとって貴重な自然の資源であるとともに、今では毎日の暮らしになくてはならない重要なインフラとも言えるものであります。リフレッシュリゾート計画から時を経て、温泉の給湯目的も変わり、温泉会館のあり方も変わってきています。多くの町民が利用し、観光だけの温泉ではありません。そうした背景も踏まえ、大切な資源である温泉の展望を考えて、今後ともいただきたいと思えます。

終わりに、町長の町政の方針や施策については、今年度実施しておりました各地区の懇談会を初めとし、議会での答弁などからも、多くの町民の方に周知していこうということがあ

らわれていると理解しています。町長が言われる「小さな町だけど」は、確かな施策の選択が必要ということだと思います。オール河津のまちづくりということは、情報の公開や説明が明らかであるということが前提だと考えます。町の施策においても町民の理解を深め、生活に適したものであってほしいと考えます。

以上をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 2番、桑原猛君の一般質問は終わりました。

13時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

◇ 稲葉 静 君

○議長（土屋 貴君） それでは、10番、稲葉静君の一般質問を許します。

稲葉静君。

〔10番 稲葉 静君登壇〕

○10番（稲葉 静君） 一般質問に入ります前に、先日、12月1日に行われました静岡県市町駅伝競走大会、河津町の選手団の皆さん、2年連続のふるさと賞の受賞、河津町選手団の頑張り、私たち町民に元気を与えてくださいました。関係の皆さん、本当にご苦労さまでございました。

さて、一般質問に入らせていただきますが、一般質問の通告をいたしましたところ、ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、1つ目としまして新年度予算案について、2つ目といたしまして美しいまちづくりについての2問でございます。一問一答方式で、町長並びに担当課長の答弁をお願いいたします。

さて、新年度予算の編成でございます。予算編成作業も町長の重点テーマが示され、12月

中旬にも入り、今まさに真っ最中のことと思います。平成31年度の予算編成の基本方針4項目、1つといたしまして、子育て・教育環境の充実強化、2つ目といたしまして、防災対策、3つ目といたしまして、観光地としてのグレードアップ、4つ目といたしまして、行政運営の効率化と開かれた行政への推進、これは昨日の同僚議員の質問とかぶるところがございますが、私なりに質問させていただきます。

以上、町長は4項目を挙げられましたが、町民に対しまして、わかりやすくご説明をお願いしていただきたいと思います。

それから、この新年度予算を組まれる前に、前年30年度の当初予算の内容を私、見てまいりました。歳入で見ますと、自主財源が39.6%、依存財源が60.4%、歳出で見ますと、経常的経費84.8%、その他6.9%、投資的経費、普通建設事業費8%となっていますが、本年度の収支の見通し、本年度30年度ですね、見通し。繰越金はどれくらい見込まれますか、お尋ねをいたします。繰越金は31年度の補正予算等の財源になるわけでございます。そういった点をお伺いいたします。

それから、続きまして、予算の重点施策についてお尋ねをいたします。

先ほど述べました町長の4つの基本方針の中で示された、その一つの中に、観光地としてのグレードアップ、私はまさに、この踊り子歩道の整備、これが当たるような感じがいたします。川久保橋のかけかえ、提案をいたしたいと存じます。この事業は、町は過去に詳細設計までし、前議会は、町の提案に対し全会一致で可決をし、承認した事業であります。こうした経過を見ましても、新年度予算で予算化をお願いしたいと思います。この事業は、私の地元、川横区でも要望事項の中でお願いしてあると思います。

以上、質問いたします。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 稲葉議員の新年度予算についてお答えします。それと、重点施策についてお答えいたします。きのうの議員の質問と若干ダブるところがあると思いますが、よろしく申し上げます。

来年度予算編成方針として、大変地方財政の取り巻く状況が厳しい中でも、町として健全なやっぱり財政運営を維持しつつ、特に次世代に引き継ぐ新たな町の創設を目指しまして、各種施策を推進していくことが、私は大事であると思っております。

そういう中で、先ほど議員が申しましたけれども、4つの重点の施策を挙げさせていただきました。繰り返しになりますが、1つ目としては子育て・教育環境の充実強化、2つ目と

して防災・減災対策、3つ目として観光地としてのグレードアップ、4つ目として行政運営の効率化と開かれた行政の推進として、4つを示して予算編成をしいたところでございます。

まず現在、予算編成につきましては、まだ総務課長のヒアリングの手前というところでございます。来年度になりますと私の査定があるものですから、まだ具体的には私、見てないわけですが、その中で今後、以上のようなことを踏まえて予算査定に向かっていきたいなと思っております。

総合計画の関係でございますけれども、それにつきましては、予算編成の中でも検討しているわけでございますけれども、来年度以降3年間のローリング調書を既につくってございますので、事業配分を考えながら事業選択をして、関係各課と調整をしながら計画的には進めていきたいなと、そんなように思っております。

予算編成の大きなものとしては、基本的には、私も今年度2年目の予算編成になりますけれども、主に今年度から引き継ぐ2年目の事業が中心になると思います。主なものとしては、子育て支援施設の建設計画ですとか、あるいは継続になると思いますが、学校・幼稚園のエアコン設置ですとか、バガテル公園の再生などが主な予定をされていると思われま。そのほかにもいろいろ考えられますが、財政状況を見きわめて、最終的には予算査定で決めていきたいなと、そんなふうに思います。

それから、予算の財源の関係でございます。

先ほど稲葉議員がおっしゃったような形の中で、今年度の決算状況といいますか、見込みが当然行われるわけでございますけれども、毎年3月末に各課に通知をしまして、予算の実施状況のまとめをします。その中で繰り越しが幾らになるか、そんなことも考えながら、いつも予算の最終的な決めをしております。その中で、去年は財政調整基金にたしか5,000万を積んであると思っておりますので、そういう余力があれば、万一の災害等に備えて財政調整基金も積むことができたらと思っております。

ただ、今年度の繰越金とか状況を見てみますと、大分お金の要ることが多くて、今年度繰越金についてもそんなに残っていない状況もありますので、来年度、予算編成についてどうなるかちょっとわかりませんが、その中で最終的にはなるべく不用な費用については残して、繰越金なり財調に積んでいきたいなと、そんなふうに考えております。

それから、2つ目の重点施策の考え方でございます。特に議員は踊り子歩道の整備と川久保橋のかけかえのことについて重点的に答えてほしいということでございます。

まず最初に、先ほど言った4つの項目について少しわかりやすく説明したいと思っております。

1 つについては、子育ての関係、教育の関係でございますけれども、子育て支援施設計画の推進が来年度行われると思います。それから、先ほども言いましたけれども、30年度から31年度に繰越明許で予定されている幼稚園、小学校のエアコン設置、あるいはきのうも議員の質問でありましたけれども、幼稚園の預かり保育の拡充検討など、こんなことが1項目めとしてあるのかなと、そういうふうに思っております。

2項目めとして防災・減災対策でございますが、これについてはやっぱり、先ほどの議員の質問でもありましたけれども、津波対策の避難路の整備ですとか、あるいは誘導表示の充実と、あるいは家具等の固定器具補助など、そんなことが必要かなと、そういうように思っております。

3つ目については、観光地のグレードアップということでございます。来年には静岡のdestinationキャンペーンが行われる年でありまして、もう一度観光施策を見直して、グレードアップに向けて取り組みを充実して、再度河津を訪れていただけるような着地型観光とリピーター増加への取り組みの実施などを考えております。特に、ことしの桜まつりから実施をしていこうと思っておりますが、伊豆急河津駅の北側の部分を少し、河津は花の町ということのテーマがあるものですから、花を中心としたそういう駅前通りを来年度、destinationキャンペーンまで含めて、観光協会と町と相談をしながら、桜まつり実行委員会等も含めて、ちょっとその辺も当面やってみたいなと、そんな思いもございます。

それから、4つ目の開かれた行政の関係でございますが、これは今年度から行っております、情報提供の積極的な提供ですとか、そんなことをやっているわけですが、これからは開かれた行政に向けて、来年も町政懇談会などの開催や情報提供などの実施に取り組んでいきたいなと、そんなふうに思っております。

最後に、議員お尋ねの川久保橋のかけかえ工事についてでございます。

現在、伊豆縦貫自動車道のインターチェンジ周辺の活用検討会が行われております。その中でもいろいろ意見が出ているようでございます。その人たちの意見を聞いたり、今後、方向性を決めたいなと思っております。ただ、現在、あそこの橋のたもとの水力発電所の関係で工事がありまして、2年ほど実施ができない状況もありますので、実施する場合には、当然、多額の費用がかけかえについてはかかりますので、県の観光の施設の整備補助金など活用できればいいのかなと、そういうふうに思っております。どちらにしても、今後、町民の意見を聞きながら、また補助金の関係も見ながら、踊り子歩道を含めた全体計画の中でいろいろな条件を整理した上で最終的な判断をしていきたいと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 稲葉静君。

○10番（稲葉 静君） 今、詳細にご説明をいただきました。その中で、私のお願いしております川久保橋のかけかえ、いろいろ水力発電の絡みの中で2年間、工事があるから先を見越してというお話でございます。2年後に予算化されることを期待いたしたいと存じますが、この工事、前議会ของときも、県の補助金が観光整備事業、これも大体決定までいった形の中でこういう形になってきておりますので、2年後を期待させていただきます。

それから、もう一点、先ほど30年度予算の中の私、指摘をいたしました、一番私が気にかけているところは、今現在、この地元業者も仕事がなく、朝早く起きて山を越えて山越えの仕事をしていると。そういう形が多く見られます。そうした中で、ぜひとも来年度予算には投資的経費、普通の建設事業費ですね。これをもう少し頑張った形で予算化していただきたい。そうすれば、町の世直しにもなる、活性化にもなると、そんなふうに私、感じております。ぜひとも、そういう意味で前向きな予算化をお願いいたします。

それから、また踊り子歩道の形になりますが、先日の新聞で見ますと、訪日客が1月から12月までで2,600万人。政府は20年度までに4,000万人を目指しているというのが、過去にもそういうお話があったわけでございますが、この訪日客、先日のテレビでございますが、山梨県の忍野八海、それから神奈川県箱根、同じく神奈川県鎌倉、残念ながら静岡県河津町の七滝も大分訪日客が来ていますよという、テレビ放映はなかったんですが、相当数、七滝にも訪日客が見えていると思います。そうした訪日客が、この踊り子歩道を通って湯ヶ野まで相当来られると思います。そういった意味でも、また重ね重ねのお願いとなりますが、ぜひとも川久保橋のかけかえ、お願いをいたしたいと思います。

次に、2問目の質問でございますが、美しいまちづくりについてお尋ねをいたします。

河津川の状況も、昨日の雨、あの程度の雨で、きょう大分濁りが見えます。かつて、「名峰天城の源に清い流れの河津川」と歌に歌われました河津川。この現状を見ますと、非常に汚れている。中学校の下あたりの川面を見ますと、鳥が大分来ております。鳥が来ているということは、川が汚れている中に餌があるから来るんだと、私はそういう認識でおります。その餌と濁り、これが堆積をいたし、これが肥やしになり、私が今から質問させていただきます雑草が生えるもとなるんだと、そんなふうに私は捉えております。

そこで、河津川の雑草対策につきまして、お尋ねをいたします。

来年の1月26日には伊豆縦貫自動車道路も伊豆市の月ヶ瀬まで開通の運びとなりました。

そうした中で、本年度の河津桜まつりも100万人の来誘客が見込まれるところまで来ていると思います。兩岸に植栽されました河津桜の美しさと対象に、川の中の雑草、かつて来誘客から、あの雑草、何とかならないの、そんなようなお話を大分聞いたことがあります。目を背けたくなります。河川の管理は県でございますが、下田土木との協議の中で何とか対応できないか、お尋ねをいたします。

それから、河津川の水質対策でございます。

河津川が汚れている。たくさんのペットボトル、レジ袋、空き缶などが投げ捨てられ、非常に汚れております。また、上流域が思った以上に汚れているという声が聞かれます。下流に行きますと、家庭排水など流れてきた油が目につくと指摘をされております。そこで、町内数カ所で水質検査を実施していることと思います。その場所と結果をお聞かせください。

私はまた、その対策の一つといたしまして、なお一層の合併処理浄化槽の設置替えのための補助金制度の見直し、来年度までと伺っております。美しいまちづくりのためにも、なお一層の検討をお願いいたしたいと思っております。

以上、質問させていただきます。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 美しいまちづくりについて、特に河津川の関係だと思っておりますが、それについてご質問にお答えしたいと思っております。

議員が質問されているように、河津川は県管理の河川でございますが、町から各地域団体なりをお願いをして、年2回程度でございますけれども、堤防の斜面の草刈りをお願いをしてございます。一部、県の補助金も入ってくるようでございますけれども、町から直接団体にはお願いをしております。そのほかにも、町からシルバー人材センターをお願いをして、アジサイの管理などの草刈りも、町のほうからお願いをして実施しております。

なお、河床の堆積土につきましては、特に搬出については、県が直接業者をお願いをして計画的に行っていると聞いております。また、この点については後ほど課長から詳しい答弁をさせます。

それから、水質の関係でございます。河津川の水質については、議員がお尋ねのように、定期検査を行っております。河津は公共下水道施設による水質浄化の取り組みではなくて、個々の合併浄化槽による設置により水質の汚染対策を進めております。今後も既存の浄化槽から合併浄化槽への設置替えについて補助金制度を活用して、ぜひ、これを続けて行っていきたいなど、そんなふうに思っております。なお、水質検査の結果についても担当課長のほ

うから答弁させます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 建設課長。

○建設課長（村串信二君） 私のほうから、河津川の雑草対策についてお答えをさせていただきます。

河津川の除草につきましては、河川美化業務として浜同士会、笹原子供会、根岸会の町内の3団体に委託し、河津川河口付近から温泉会館付近までの堤防の草刈りを行っています。実施時期は1回目を5月、2回目を10月から11月に行っています。また、毎年行われる河津桜まつり前に下田土木事務所では除草工事を発注し、対応しております。

今年度についても、河川維持修繕事業により除草工事を発注済みで、12月から1月にかけて、除草及び堆積土ですね、行うとのことでした。施工場所については例年と同じく、観光客が河川において桜を見る箇所、笹原公園付近、中学校付近、峰泉橋付近、田中親水公園付近を行うと聞いております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 稲葉議員の河川の水質検査についてお答えいたします。

河川の水質検査につきましては4カ所で実施しておりまして、その場所につきましては、梨本が初景橋、川横が発電所跡、湯ヶ野が湯ヶ野橋、大堰が峰大橋のこの4カ所で、年4回実施しております。6項目を調査しておりまして、検査結果につきましてでございますが、調査地点の最下流の峰大橋付近の最新のものが、この9月に実施したものでございます。この検査結果で、検査項目の一つに浮遊物質というものがああります。これは、水に溶けないでいる物質で2ミリメートルより小さいものの量というものでございまして、こちらの水質基準が25ミリグラム／リットル以下に対し、検査結果で4ミリグラム／リットルでございました。

また、一般的に水質指標の代表とされる生物化学的酸素要求量、こちらBODとも言うておりまして、こちらのほうが通じるかもしれませんが、これは水の中の酸素を使って汚れを分解する微生物がどのぐらい酸素を使ったかを調べる数値基準でございまして、水質基準10ミリグラム／リットルに対し、結果が0.5ミリグラム／リットルでしたので、いずれも水質環境基準値以下でした。

また、このBODを5年前、25年9月の調査結果と比較しますと、5年前が0.6ミリグラ

ム／リットルに対し、今回の0.5ミリグラム／リットルでした。また、先ほどの浮遊物質量、こちらにつきましては、5年前1ミリグラム／リットルで、今回が4ミリグラムでした。調査時点の状況とはなりますが、以上のとおりでございました。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 稲葉静君。

○10番（稲葉 静君） 今、課長からも、観光客が降りられる付近を特に刈られると、そういうお話がございましたが、私といたしましては、峰橋からせめて館橋ぐらいまでは何とかお願いできないかな、そんなふうに思うわけでございます。なぜかと言いますと、一番電車から降りるお客さん、まずは真っすぐにあおきさんの前を通り、橋の付近に来るわけですね。一番目につくと思います。そんなふうな形で、私はぜひとももう少し草刈り場を広めていただくように、県にはまた再度、お願いをいたしたいと思います。

それから、今、川の汚れの数字で課長からる詳細がありましたのですが、その数字を見ますと、そんなに汚れてないのかなと思うような感じがいたしますが、それは時間の絡みもあるかと思えます。相当汚れています、私の見る目で見ますと。そういうことで、また今後とも汚れないような形を、啓蒙を続けていっていただきたい、そんなふうに思います。

それから、同じような形でございますが、町内のごみ対策でございます。私も時々、山を越えた湯ヶ島側に行くことが多々あるわけでございますが、道路上に非常に大きなテレビとか冷蔵庫なんかも落ちていることを見たことがございます。そういうような形の中で、不法投棄、目を背けたくなるような感じがいたしますので、ぜひとも監視パトロールの強化、されていると思えますが、ぜひとも強化をしていただきたい、そんなふうに思います。

そういうことで、私の質問もこの程度でございますが、河津川を生かしたまちづくりのためにも、なお一層の浄化に努めていただきたい。大雨のたびに繰り返される河津川河口の流木、ごみの山、このごみの山、流木、それから土砂が海に行ってしまいますね。それと、海が非常に海産物、影響があろうかと思えます。そういった意味で、なお一層の監視をしていただくことをお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） 10番、稲葉静君の一般質問は終わりました。

これをもって今期定例会に通告のありました全員の一般質問は終わりました。

13時40分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時40分

---

◎同意第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第2、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記。

住所、河津町笹原81番地の14、氏名、堤哲彦、昭和27年6月1日生。

平成30年12月11日提出。河津町長、岸重宏。

堤氏は、平成26年1月15日に前任者の死亡により残任期間の約1カ月を努めた後、平成27年1月より現在まで就任し、任期は平成30年12月12日までであります。今回は再任となります。

氏は、社会的に知識も豊富でありまして、町民の信頼も厚く適任でありますので、選任同意についてよろしくご審議をお願いします。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、選任について同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり、選任について同意することに決定をされました。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第3、議案第48号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第48号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月11日提出。

河津町長、岸重宏。

内容については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 議案第48号についてご説明させていただきます。

提案理由でございます。

平成30年度の人事院勧告に伴います給与改定となっております。給与法の適用を受けます行政職員が対象となっております。

本年の給与勧告のポイントは3点ほどございます。

1点目が、民間企業との格差を埋めるため給与表の水準を引き上げる。2点目がボーナス

の引き上げでございます。民間の支給状況を踏まえ、勤勉手当に配分することとしております。3点目、その他といたしまして、宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与状況を踏まえた中で、所要の改定としております。

次ページをおめくりください。

条例第 号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

括弧は省略させていただきます。

第1条、河津町職員の給与に関する条例（昭和34年河津町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「4,200円」を「4,400円」に改める。

第20条第2項第1号中「加算した額に、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の90」の次に「、12月に支給する場合には100分の95」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の42.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5」を加える。

給料表がついております。

給料表の最終ページに、第2条がございますので、ごらん願いたいと思います。

第2条 河津町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

定例会資料の1ページをお開き願います。

人事院勧告に基づく改正でございます。

①の給料表でございます。

給料表を400円の引き上げを基本に改定することとなっております。平均改定率といたしましては0.2%でございます。また、初任給につきましては1,500円、若年層については1,000円程度の引き上げを実施することとなっております。

2番目でございます。賞与でございます。

一般職員の年間の支給月数を0.05月分引き上げ、引き上げ分は勤勉手当に配分としております。現行の4.40月分を4.45月分ということにしております。

下の表に記載のとおり、平成30年度分は12月期に支給割合を引き上げることとしております。

表の右側に勤勉手当の記載がございます。30年度につきましては、6月分は既に支給済みとなっておりますので、12月期分につきましては、現行の0.9月分に0.05月分を加算した0.95月を支給するものとしております。

また、平成31年度以降分は、引き上げた0.05月分を6月と12月に平準化するとしております。

表下段の平成31年度以降というところをごらん願いたいと思います。

勤勉手当で、現行の0.9月分に0.025月分を加算した額が6月期分と12月期分に支給するものとしたものでございます。

次に、③の宿日直手当でございます。

上限を4,200円から4,400円に改正するものでございます。

①、③及び②の平成30年度分は平成30年4月1日から適用する。

②の平成31年度以降分につきましては、平成31年4月1日から適用するとしております。

次ページ以降につきましては、新旧対照表、給与の配分内訳について記載のとおりとなっております。

それでは、議案にお戻り願います。

附則でございます。

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。

第2項 第1条の規定による改正後の河津町職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の河津町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなすとしております。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田正治君。

○6番（塩田正治君） この議案についてというよりも、町長の基本的な考え方ということでちょっとお尋ねしたいんですが、東海道筋から首都圏にかけては、非常に今給料が民間企業については上がっております。

当町においても、新規採用者を募集するときに、非常に給料が安いということも多分あってでしょう、募集人数が集まらない状況に、今現在もあるのではないかと。さらに、今後を見据えたときに、優秀な人材を集めるのに非常に今の給与のベースでは厳しいものがあるのではないかと思います。

そんな中、もちろん公務員の給料ということで、人事院勧告の考え等もあるとは思いますが、県内でも河津町は、特に職員、議員もそうですけれども、職員の給料形態が最も低い部類になっているかと思うんですが、今後やっぱり優秀な人材を集めると考えたときに、町長の考え方というのはどのように考えているか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） ただいま塩田議員の質問でございます。

職員の給与の関係でございますが、河津だけではなくて、賀茂地区全体を見ても、なかなか新規の採用について苦慮していると。昔ほど応募者がふえてきてないと、そういうふうには民間も景気がよくなったということもあるかもしれませんけれども。

もう一つは、最近の特徴は、昔は町内だけの応募が多かったわけです。最近は、広く、例えば神奈川県ですとか、遠くからも結構応募もあるということが特徴なのかなと。特に、資格者ですとか、技術者については大変難しい状況もあります。

そういうことで、来年度予定している資格者については、年齢を上げたりして、そんな工夫もしております。それから試験の形態も、今年からですけれども、少し変えたような試験の形態をとっております。そういうことで努力はしているわけですが、なかなか集まらない状況もあるかと思います。

ただ、公務員ですので、地域との関連もあるかと思うんです。特に、静岡県の所得の平均を見ますと、大体東海道筋と伊豆半島だったら100万円ぐらい違うんですよ。それで格差があるということで、どうしても職員についても地域との関連があるものですから、なかなか東海道筋のほうの給料までなかなか追いついていかないのが現実なのかなという感じはします。

ただ、河津町は県のラスパイレス指数という平均的な数字で見る給与でございます。それについては、100より相当低いということも事実でございますので、その辺も加味をしながら

ら、今後この給与体系についても考えていきたいなど、そんなふうに思っております。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第48号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第4、議案第49号 河津町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第49号 河津町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年12月11日提出。

河津町長、岸重宏。

内容については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 議案第49号についてご説明させていただきます。

提案理由といたしまして、条例改正に至った経過を説明させていただきます。

「伊豆を一つに」をテーマに、伊豆半島グランドデザインを推進する組織といたしまして、平成27年4月1日に美しい伊豆創造センターが設立されました。

その後、伊豆半島観光戦略を推進するため、それまでの美しい伊豆創造センターが行っていた業務の一部を分離し、平成29年2月13日、一般社団法人美しい伊豆創造センターが設立されたところでございます。

伊豆半島グランドデザインを推進するために2つの組織が並行して携わっておりましたが、両組織——任意の団体と一般社団法人でございます——この両組織が共存することで、業務の分担が不透明であるとのことで、平成29年11月6日、伊豆半島7市6町の首長会議の中で、統合すべき課題として取り上げられたところでございます。統合に向けた検討がそれによって進められてきたところでございます。

このことに伴いまして、13市町が職員を派遣できるよう、各市町の派遣条例を整備する必要があることから、首長会議では、条例整備を行うことで方向を定めたところでございます。

しかし、河津町におきましては、美しい伊豆創造センター統合の目途が示されない状況では議会説明ができないとの理由で、条例改正をしない判断をいたしました。統合の目途がつくまで保留することとしたところでございます。

本年の6月8日、7市6町の首長会議におきまして、来年4月に統合することが決議されたため、当町の条例改正も条件を満たすことによりまして、本定例会に提出することとなりました。

次ページをお願いいたします。

条例第 号 河津町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例。

括弧書きは省略させていただきます。

河津町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年河津町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中「住宅手当」の次に「、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、災害派遣手当、勤勉手当」を加えるとなっております。

定例会資料の19ページをお願いいたします。

改正の内容でございます。3番目でございます。

各市町から同条件で一般社団法人美しい伊豆創造センターに職員が派遣できるよう、統一して派遣職員に各種手当を支給できるよう改正するものでございます。

これに伴いまして、④の改正による町と一般社団法人との支払い区分でございます。これに伴いまして、派遣元では本給、扶養・住居・期末手当が対象となりますが、基本的に支払い先が派遣元、派遣先となるだけで、町の負担増とはならないこととなっております。

資料の次ページをごらんください。

河津町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表となっております。

左側が改正後欄でございます。下線部が変更箇所となっております。

それでは、議案にお戻りください。

附則、この条例は、平成31年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 新たな社団法人にということで、出向をされるということでございます。

各市町によって給与の差額があるのかなという感じがするんですけども、例えば河津町の職員の給与と、例えば中伊豆のほうの職員の給与と、実際問題としては給与に差があるのではないかな。

そういうような職員同士の、要は給与の差額の中で、河津町は河津町としての派遣をしていくわけですけども、そこら辺の職員同士の問題というのは、実際問題は考えていらっしゃるのでしょうか、考えていらっしゃらないのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 派遣採用職員につきましては、各市町から派遣をされるわけでございますが、それぞれ年齢等も違うわけでございます。

派遣に伴います給与に関しては、現状の市町の職員の給与をもとに派遣をするということ

で、議員のお話のあったとおり、市町によっては給与の差が出てくる可能性はあると考えております。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） ただいま総務課長のほうから答弁ございましたけれども、追加でございますが、実際この条例が制定されますと、一般社団法人美しい伊豆創造センターと、河津町におきまして、職員の派遣に関する協定書というものを結ぶことになります。その中で個別の関係についてはそこで定めるものですから、ご質問のございましたその点につきましては、この中で解決をしていくということになります。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題として、今大きなくくりで問題になっている、同じ仕事をするのに給与が全然変わってくるよ。だから、そんな中で公益的な美しい伊豆創造センターができるから、こういうような広域のシステムを導入するよということだと思うんですけども、実際問題としては、そこら辺の、同じ仕事をしていく中での整合性というのがなかなかとれないのかなという。

例えば、それが河津町は非常に給料が安いんだなという職員の気持ち的な部分が、本当にそれでいいのかなという感じもしますんで、そこら辺は契約の中でされるということなので納得せざるを得ないのかなというふうに思いますんで、ちょっとよくわからないですけども了承をいたします。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ある方はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第49号 河津町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第5、議案第50号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における幼児教育アドバイザー共同設置規約の制定についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第50号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における幼児教育アドバイザー共同設置規約の制定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項の規定により、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町は、別紙規約により幼児教育アドバイザー共同設置規約を別紙のとおり制定したいので、議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出。

河津町長、岸重宏。

内容については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） それでは、ご説明させていただきます。

定例会資料の21ページをごらんください。

その中に資料として、幼児教育アドバイザーとは、幼児教育と小学校教育を円滑に接続させ、幼児、児童、子供たちの健やかな成長に寄与するための幼児教育施設と小学校との連携を推進するため設置するもので、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有する人材をいいます。

業務の主なものとしては、幼児教育の施設や小学校への訪問指導、研修会の開催、幼児教育施設間、または幼児教育施設と小学校間の連携に関するコーディネートを行い、期待され

る効果としては、①に幼児教育施設の職員の疑問や不安の解消、②幼児教育施設間、幼児教育施設と小学校間の連携の促進、③保護者を含めた地域全体での幼児教育への理解の促進などが挙げられます。

こうした取り組みを通して、提供された幼児教育の水準を向上し、小学校教育に適応しやすくするためのものでございます。

次に、2番としまして幼児教育アドバイザーの共同設置に至った経緯としましては、平成29年度から今年度、平成30年度まで、静岡県教育委員会が賀茂地域教育振興の重点取り組みとして終わってきた事業でございます。

この事業は国庫補助金で、国の事業でございますので、30年度で国が終了することから、賀茂地域広域連携会議において、今後の検討がなされたところでございます。効果が認められたことから、事業の継続をすることが必要であると結論づけられたため、平成31年度から下田市を含む1市5町によって共同設置する方向となったものでございます。

3に幼児教育アドバイザーの配置形態及び方法としましては、幼児教育アドバイザーの執務場所は下田の総合庁舎内とし、アドバイザーの担任する事務に関する庶務は、幹事市町、31年度と32年度については東伊豆町で行うこととなっております。

幼児教育アドバイザーの選任については、関係市町で協議して定める候補者については、幹事市町の教育委員会が選任することになっておりますので、東伊豆町のほうで行うこととなっております。

議案第50号の次ページをごらんください。

そこに共同設置規約でございます。

第1条に共同設置する市町。

第2条に名称。

第3条にアドバイザーの執務場所及び幹事市町。

第4条にアドバイザーの選任方法。

第5条に負担金。

第6条にアドバイザーに関する予算。

第7条にアドバイザーに関する決算報告。

第8条にアドバイザーの身分取り扱い。

第9条にアドバイザーの報酬等の適用。

第10条にその他となります。

この10項目の中で、規約を制定しております。

附則、この規約は、平成31年4月1日から施行するとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

6番、塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 幼児教育アドバイザー、平成29年度からの静岡県教育委員会の事業として行われてきたと。その中で、効果が認められるので今後も続けたいということですが、どんなところで効果が認められたと判断したか、お答えできますか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） これは、今までは広域圏で取り組んでいる事業でございます。

特に、この幼児教育アドバイザーについては、今は幼児教育の中で、特に小学校1年に上がると、大変教育上問題のある子が多いという中で、小学校に入るまでに、それぞれの幼稚園ですとか保育園、民間も含めてなんですけれども、その辺をもう一度指導していこうというのが国の方針でまず示されました。それを受けて、静岡県の、特に伊豆地区では、国のモデル事業として30年度まで実施した経緯がございます。

その中で、今年度終了するものですから、広域圏の中で話された中で、特に幼児教育アドバイザーが各市町を訪問して、先生方の指導を主にやっております。子供たちを見て、その後、先生方と一緒に話し合いを持ったりして、どういうふう子供たちを指導していったらいいかという、そういう悩みに答えたりとか、指導方法等について、アドバイザーが、専門的な知識を持った人が各市町を回って指導をしていると、そういうことで大変効果があるということが広域圏の中でも認められたということで、31年度は単独になりますけれども、共同で、皆さんで負担をし合って同じようなことをやっていきたいなということで、今回この議案を出して、共同でやっていこうということになったわけでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 経緯というか、それはよく理解しました。

賀茂圏域といいますと結構広域なわけなんですけれども、その広い範囲を何名のアドバイザーの方でやるのか、それからそれにかかる予算はどのぐらいかかるのかというのは、大体

わかりますか。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 今の塩田議員のご質問に答えます。

今現在でいきますと、1名の方で行ってございます。

予算につきましては、これから12月18日に首長会議がありますので、そのときに決まってくるので、それまでは幾らか、そのときの金額というのは、まだはっきりはわかってきておりません。

あと、訪問ですけれども、一月に1回程度、河津町のほうには訪問される予定でございます。

以上です。

○議長（土屋 貴君） ちょっとお待ちください。

企画調整課長から補足がございます。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 教育委員会事務局長のほうから話がありましたけれども、負担金の総額については、見込みが、来年度は197万円程度ということで、これは賀茂圏域全体でございます。ということで予定をしているところでございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 月1回程度の訪問ということであれなんです、当然賀茂圏域におられる学校の先生方、かなりいるわけですけれども、アドバイスをする立場ということは、相当というか、知識的には非常に高いスキルを持った方がということになるかと思うんですけれども、どういった方を実際には選任されているんですか。

○議長（土屋 貴君） 教育長。

○教育長（鈴木 基君） 塩田議員の質問にお答えします。

アドバイザーに、今推薦をしている方は、下田市の幼稚園の教諭をやられていた方で、園長をやられた土屋さんという方が退職をされまして、その方に平成29年、30年とお願いをしてきた経緯があります。

現場の幼稚園の先生からも大変好評で、ぜひ土屋先生に来ていただきたいと、さくら幼稚園からもそういう要望が上がりました。そういう形で、この土屋先生をお願いをするというふうに考えています。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はございますか。

渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 負担金の問題は、これはそんなに大きなお金ではないと思うんですけども、首長間で協議をして決めるということだと。結局、市町によって負担の仕方が変わってくるのか、統一で幾らという話をしていくのか、そこら辺はどのようなお話になっているのでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 当然、市町によって、施設数ですとか園児の数が違うわけでございます。そういうことで、若干そういう算定基礎のやり方といいますか、負担金の計算式もあつたりして、そういう中で決めていくということでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございますか。

4番、遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 第9条のアドバイザー報酬等のところに、幹事市町の規定を適用するという部分があるんですけども、今回は幹事市町は東伊豆町ということで、任期が2年ということなんですけれども、これ、2年ごとに再任を妨げないようになっていますけれども、幹事市町というのは、東伊豆から河津にといつてどんどん変わっていくんでしょうか。

それに合わせて、この報酬なんかもその都度その都度、報酬が変わっていくというような形になるんでしょうか。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） 賀茂広域連携会議の中では、さまざまな共同設置についての議論をされておりまして、いろんな分野で幹事市町になっておりまして、その辺でちょうど順番の中で、あいているというわけではないんですけども、ちょうどできる、ちょうど順番的に回ってくる、その市町にできればお願いしているということで、大体各市町が2つぐらいずつ幹事市町的なものを今持っているというようなことでやっておりますので、その中の一環の中で東伊豆町さんが、今回は2年間やると。

次の2年後については、またどこか、東伊豆町さんがやるかもしれませんけれども、ほかのところやるかもしれない、それはまた今後2年後のときに相談をして決めるという内容でございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） よろしいですか。

○4番（遠藤嘉規君） 報酬に関しては、その都度その都度見直しを行うと。

○議長（土屋 貴君） 企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） これは、東伊豆町の規定に従って行うということでございますので、また2年後に幹事市町が変われば、そのときにまた変わる可能性はあろうかと思えますけれども、一応それはあくまでもまだ予定ということで承知ください。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第50号 下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における幼児教育アドバイザー共同設置規約の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第6、議案第51号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第51号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定に基づき、河津町と下田市、

東伊豆町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町と締結した賀茂地域の広域連携に係る連携協約を別紙のとおり変更することにつき議会の議決を求める。

平成30年12月11日提出。

河津町長、岸重宏。

内容については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） それでは、ご説明させていただきます。

定例会資料の22ページをごらんください。

そこに協約の新旧対照表がございます。

その中の教育のところの下線部のところが、今回の変更するところでございます。

改正前と改正後とありますけれども、改正後の「及び幼児教育アドバイザーの設置に関する事務」というところが、変更する点でございます。これにつきましては、先ほどもお話ししました下田市、東伊豆町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町と協定を結んでおりますので、それについてを変更させていただくものです。

これ、すみませんが、また議案第51号のほうの2面のほうに移っていただければと思います。

各市町についての協約を変更するものが5つについてございますので、よろしく願いいたします。

第2条のところに、この協約は、平成31年4月1日に効力を生ずるということでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第51号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第7、議案第52号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第52号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第4号）。

平成30年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,843万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,025万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年12月11日提出。

河津町長、岸重宏。

内容については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 議案第52号、平成30年度河津町一般会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

提案理由でございますが、本年度の事務事業執行に当たっての所要額の補正予算要求となっております。

次ページをおめくりください。

着席させていただきます説明させていただきます。

○議長（土屋 貴君） どうぞ。

○総務課長（野口浩明君） 1ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

単位、千円。

款、項、補正額の順に読み上げさせていただきます。

13款国庫支出金202万5,000円 1項国庫負担金同額でございます。

14款県支出金397万5,000円 1項県負担金101万2,000円 3項委託金296万3,000円。

16款寄附金155万8,000円 1項寄附金同額でございます。

18款繰越金4,917万9,000円 1項繰越金同額でございます。

20款町債△830万円 1項町債同額でございます。

歳入合計4,843万7,000円。

2ページをお開きください。

歳入同様の説明とさせていただきます。

歳出。

1款議会費4万3,000円 1項議会費同額でございます。

2款総務費1,318万2,000円 1項総務管理費1,001万円 2項徴税費29万8,000円 3項戸籍住民基本台帳費19万3,000円 4項選挙費267万2,000円 5項統計調査費9,000円。

3款民生費684万6,000円 1項社会福祉費669万2,000円 2項児童福祉費15万4,000円。

4款衛生費57万7,000円 1項保健衛生費同額でございます。

5款農林水産業費89万8,000円 1項農業費同額でございます。

6款商工費1,114万2,000円 1項商工費同額でございます。

7款土木費1,021万6,000円 1項土木管理費92万7,000円 2項道路橋梁費856万5,000円 3項

河川費72万4,000円。

8 款消防費54万円 1 項消防費同額でございます。

9 款教育費499万3,000円 1 項教育総務費379万8,000円 2 項小学校費23万9,000円。

3 ページをお開きください。

4 項幼稚園費39万9,000円 5 項社会教育費13万5,000円 6 項保健体育費42万2,000円。

歳出合計4,843万7,000円でございます。

4 ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為補正でございます。

追加でございます。

単位は千円となっております。

事項、期間、限度額の順に読み上げさせていただきます。

会計年度任用職員制度例規整備支援業務委託料、期間、平成31年度、限度額118万8,000円。こちらに当たりましては、2017年に地方公務員法と地方自治法が改正されました。2020年の4月から自治体の非正規職員に会計年度任用職員が導入されることになりました。これに伴いまして、2020年4月からの運用に対応するため必要な例規整備について、その所要額を計上するものでございます。例規整備の事業期間といたしましては、2カ年度、31年1月から31年度の上半期の整備を目指すこととしております。また、例規整備後につきましては、町議会への関係条例を上程する予定でおります。

次に、可燃ごみ・資源ごみ等収集業務委託料、平成31年度、8,198万3,000円。

合計、8,317万1,000円でございます。

可燃ごみ・資源ごみ等の収集業務委託料につきましては、例年、平成31年4月1日からの委託業務の運用のため、平成30年度中に入札及び契約を締結する必要があるために、例年どおり債務負担行為を行うものでございます。

それでは、5 ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正。

変更でございます。

単位は千円でございます。

こちらにつきましては、同報無線のデジタル化への対応ということで、本年9月6日に決算審査特別委員会において説明をさせていただきました。9月18日に方針のほうが決まされ、同報無線におきましてはスプリアス対応とアナログの延命方式といたしました。これにより

まして、借り入れ起債に変更が生じたところでございます。

当初予算におきましては、緊急防災・減災事業債での借り入れを予定しておりましたが、デジタル化を見送ったために、対象となる起債が消防防災施設整備事業債に変更となりました。これにより、起債充当率が100%から75%に引き下げとなりました。その差し引き830万円が一般財源による補填としたところでございます。

緊急防災・減災事業債では、補正前の限度額3,590万円のうち、今回の対象事業分が3,320万円、これを減額し、補正後の限度額は記載のとおり270万円となったところでございます。

また、消防防災施設事業債につきましては、補正前の限度額1,150万円に対し、対象事業分2,490万円を増し、補正後限度額を3,640万円に変更としたところでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

以上によります地方債補正となっております。

それでは、6ページ、7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の統括は省略とさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順に説明をさせていただきます。

なお、民生費の国県支出金につきましては、歳出、補正予算の民生費、障害者福祉費、扶助費に要する経費への国・県の負担金となっております。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金202万5,000円、3節障害者自立支援医療費負担金、障害者自立支援医療費負担金といたしまして、実績見込みによります増額となっております。

4節障害者自立支援給付費負担金127万5,000円。障害者自立支援給付費負担金といたしまして127万5,000円でございます。こちらに関しましては、報酬改定及び施設入所者の支援対象者が増となったための増額となっております。

次に、14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金101万2,000円6節障害者自立支援医療費負担金37万5,000円、障害者自立支援医療費負担金で、実績見込みによります増額となっております。

次に、7節障害者自立支援給付費負担金でございます。63万7,000円。こちらにつきましても、報酬改定及び施設入所者増によります増額となったところでございます。

次に、3項委託金1目総務費委託金263万8,000円3節選挙費委託金263万8,000円、県議会

議員選挙費委託金でございます。来年度4月に予定をされております県議会議員選挙費の委託金となっております。歳出で説明させていただきます。

次に、4目商工費委託金32万5,000円1節観光費委託金32万5,000円、県有観光施設の補修費の委託金でございます。これに関しましては、踊子歩道のトイレの修繕と田中の親水公園の修繕、こちらの費用につきまして県の委託金を計上したところでございます。

次に、16款寄附金1項寄附金1目一般寄附金149万9,000円、1節一般寄附金149万9,000円。こちらにつきましては、一般寄附金といたしまして、市町村共済組合からの寄附金で、保険料の運用益の一部ということで10万円が寄附されております。こちらにつきましては例年どおりの寄附となっております。もう1件が、桜まつりの実行委員会より旧南中跡地の碎石舗装の費用の一部ということで、140万の寄附を計上してあるところでございます。

次に、4目の民生費寄附金5万9,000円1節児童福祉費寄附金5万9,000円、児童福祉寄附金ということで、児童手当1件分の寄附ということで計上をしてございます。

9ページをお願いいたします。

18款繰越金1項繰越金1目繰越金4,917万9,000円1節繰越金4,917万9,000円でございます。補正財源として繰越金を充てたところでございます。

次に、20款町債1項町債1目消防債△830万円1目防災基盤整備事業債△830万円。先ほど地方債補正で説明したとおりでございます。

それでは、10ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳入同様の説明とさせていただきます。

なお、給与、手当、共済費、退職手当等の負担金に関しましては、人事院勧告を受けての経費となっております。この給与、手当等の総額といたしましては303万9,000円となっております。また、職員の時間外勤務手当につきましては、運用方法の変更によりまして本年4月から平日の時間外手当を支給することとしたために、総額では466万9,000円の増額要求となったところでございます。

なお、人事院勧告及び時間外手当に関します支出科目ごとの説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、10ページ。

歳出でございます。

2款総務費からお願いいたします。1項総務管理費1目一般管理費13節委託料118万8,000

円、会計年度任用職員制度例規整備支援業務委託料でございます。先ほど、債務負担行為補正で説明をさせていただいたとおりでございます。

次に、4目財産管理費484万2,000円11節需用費260万円、修繕料でございます。こちらにつきましては、先ほど説明させていただいたとおり、南中跡地の碎石舗装に関します経費となっております。修繕料といたしまして260万円を計上してございます。

次に、12節の役務費でございます。96万1,000円、草刈等作業手数料、構造物撤去処分手数料33万1,000円。14節の使用料及び賃借料56万円、重機借上料。16節原材料費72万1,000円、生コン・碎石等となっております。こちらの役務費、使用料及び賃借料、原材料費に関しましては、地区要望に対する経費となっております。梨本の河津七滝のかに湯跡地の建物の基礎部分の撤去処分に伴います経費として計上をしてございます。

それでは、11ページをお願いいたします。

17目町営バス運行費17万円11節需用費17万円、事業消耗品といたしまして17万円を計上しております。こちらにつきましては、本年の10月1日より逆川公民館、賀茂逆川から下田駅区間の公共交通のバスの運行が廃止となりました。それに伴います運行空白区間の解消をするために、逆川地内から下田境までの北の沢周辺までの運行をするために、バス停2基を設置する費用となっております。

それでは、12ページをお願いいたします。

4項選挙費5目県議会議員選挙費でございます。263万8,000円1節報酬25万2,000円3節職員手当等31万円7節賃金31万8,000円9節旅費8万5,000円11節需用費40万8,000円12節役務費71万5,000円13節委託料11万8,000円16節原材料費43万2,000円。こちらは4月の第1週に予定されております静岡県議会議員選挙に向けての準備に関する経費ということで、今回補正予算で計上をさせていただいたところでございます。

それでは、13ページをお願いいたします。13ページ中段でございます。

3款民生費1項社会福祉費2目老人福祉費で、補正額につきましては78万9,000円。17節の公有財産購入費でございます。23万8,000円で土地購入費となっております。こちらに関しましては、旧双葉幼稚園、現高齢者いきいきセンター敷地内の一部に民地が存在しております。本年5月に土地の権利者より所有地処分の申し出がございました。これを受けまして庁内で協議した結果、当該土地につきまして譲り受けることしたものでございます。価格につきましては、近傍の固定資産評価額と売買実例を参考に算出したところでございます。23万8,000円でございます。

次に、3目障害者福祉費405万円20節扶助費405万円、更生医療給付費150万円、障害者支援費255万円です。こちらにつきましては、実績見込みによります増額でございます。生活保護者、人工透析者の発生見込みによります増額分ということで計上をしてあるところでございます。

歳入につきましては、先ほど国、県からの負担金で説明をさせていただいたところがございます。

それでは、14ページをお願いいたします。

1項社会福祉費6目介護保険費でございます。106万5,000円28節繰出金106万5,000円でございます。介護保険特別会計への繰出金でございます。こちらに関しましては、法定負担率ということで給付費の12.5%、地域支援事業費の12.5%、その他の地域支援事業費の19.5%といたしまして106万5,000円を支出するところでございます。

15ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費5目母子衛生費15万2,000円23節償還金、利子及び割引料15万2,000円、国県支出金等返還金となっております。こちらに関しましては、事業費の確定によります返還金となっております。

それでは、16ページをお願いいたします。

5款農林水産業費1項農業費5目農業施設費でございます。補正額といたしましては16万4,000円19節負担金、補助金及び交付金でございます。県土地改良事業団体連合会特別賦課金ということでございます。現在、県営事業で進められております中山間事業の事業料増によります特別賦課金ということで、12万7,000円を計上してございます。

次に、6款商工費でございます。1項商工費3目観光費24万円19節負担金、補助金及び交付金24万円。こちらにつきましては、河津桜まつりイベント補助金ということで24万円を計上してございます。期間中に駅前の街路灯にハンギングバスケットを設置するための費用ということで計上をしてございます。

次に、4目踊り子温泉会館運営費218万円11節需用費218万円、施設修繕料でございます。こちらにつきましては、踊り子温泉会館内に入浴施設並びに空調施設、換気扇等の修繕料ということで218万円を計上したところでございます。

次に、5目花卉園管理運営費でございます。818万3,000円12節役務費136万円、廃材等処分手数料18万2,000円、施設撤去作業手数料178万2,000円。こちらにつきましては、菖蒲園の閉園に伴います温泉管の撤去経費となっております。現在、大堰笹原線の来宮バス停の周

辺から菖蒲園まで約149メートルにつきまして、温泉管の引湯管がございます。その撤去に関する費用といたしまして計上をしております。

次に、農作業等手数料△49万7,000円、農業用廃材処分手数料△10万7,000円。こちらの経費に関しましては、バガテル公園内にごさいました温室でございます。利用目的の変更によりまして、当初予算に計上しておりました金額を皆減とするところでございます。

次に、14節使用料及び賃借料、重機借上料でございます。菖蒲園閉園に伴います温泉管の撤去に伴います重機借上費用となっております。

16節原材料費△41万円、農業用資材ということで41万円の△となっております。こちらもバガテル公園内の温室に係る費用となっております。17ページをお願いします。19節負担金、補助及び交付金700万円、菖蒲園施設撤去補助金でございます。700万円でございます。これは前に議員説明会でもお話しをさせていただいたとおり、10月31日桜まつり実行委員会の要望を受けての補助金、負担金となっております。上限が700万ということで設定をしております。

次に、6目河津バガテル公園管理費36万5,000円1節報酬8万1,000円、(仮称)河津バガテル公園事業検討委員の費用でございます。委員会の増によります増額となっております。

次に、12節役務費でございます。21万9,000円。バガテル公園内の園内の支障木、特に高木でございます。高木の伐採に係ります手数料といたしまして21万9,000円と、その下の14節使用料及び賃借料といたしまして、重機借上料6万5,000円を計上したところでございます。

次に、7款土木費1項土木管理費1目土木総務費13節委託料54万5,000円、測量登記委託料でございます。現在事業中の町道佐ヶ野1号線の改良工事に伴い関連する費用でございます。工事完了後に土地の境界標の復元設置をいたします。その復元設置に伴います費用でございます。

次に、2項道路橋梁費1目道路維持費277万3,000円11節需用費216万3,000円、施設修繕料216万3,000円となっております。こちらに関しましては小鍋地区の要望でございます。現在、小鍋地区につきましては、伊豆縦貫自動車道関係の工事が進められているわけですが、地区内の道路排水修繕ということで、現在土側溝で整備がされております。それをU型、側溝に敷設がえをするものでございます。こちらに関しましては、伊豆縦貫自動車道の関係ということもございまして、地元地区と国、町で調整をした結果、この案件につきましては町で対応することとなったところでございます。

次に、12節の役務費61万円、草刈等作業手数料でございます。町道3路線の支障木の伐採の経費となっております。

それでは、18ページをお願いいたします。

3目橋梁維持費570万円15節工事請負費570万円、橋梁長寿命化橋梁補修工事の経費といたしまして570万円を計上してさせていただきました。行政報告にもございましたように、設計委託業務が終了したため、工事实施のための経費といたしまして計上させていただいたところでございます。

次に、3項河川費1目河川維持費72万4,000円11節需用費72万4,000円、施設修繕料でございます。地区要望でございます。2地区からの要望となっております。田中地区と見高入谷地区からの要望に対する修繕料といたしまして計上をしたところでございます。

次に、8款消防費1項消防費4目防災費54万円13節委託料54万円、防災公園用地鑑定評価業務委託料でございます。これにつきましては、前回議員説明会でお話しをしたとおりでございます。土地の買収に伴います土地の鑑定評価委託料ということで計上させていただいております。

19ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費4目学校管理費359万5,000円13節委託料356万4,000円、小中学校及び幼稚園の空調設備設置に伴います設計業務委託料でございます。

次に、2項小学校費1目東小学校管理費23万9,000円11節需用費23万9,000円、施設修繕料でございます。学校の定期点検に伴います防火扉のフロアヒンジの動作不良によります交換による修繕費でございます。定期点検で指摘された事項について修繕を施すものでございます。

それでは、20ページをお願いいたします。

6項保健体育費3目学校給食費42万2,000円11節需用費38万9,000円。施設修繕料でございます。こちらも給食センターの施設の定期点検によりまして、原水ポンプ2台及び調整ポンプ1台について絶縁低下が指摘されたところでございます。いつとまってもおかしくない状態ということで、早期の改善が求められた中で、こちらの原水ポンプの取り替に伴います経費といたしまして38万9,000円を計上させていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

4番、遠藤嘉規君。

○4番（遠藤嘉規君） 4ページの債務負担行為補正、会計年度任用職員制度例規整備支援業務委託料というところがあるんですけども、会計年度任用職員というのがどんなものかというのと、例規整備支援業務委託料というのが全体的にどういうものなのか、説明をいただければと思います。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） こちらの会計年度任用職員制度につきましては、現在政府の進めます1億総活躍社会を実現するために、非正規雇用労働者の処遇改善や長期労働の是正などにつきまして、抜本的な改革によります働き方改革が進められております。

その中で、先ほども説明いたしましたが、2017年に地方公務員法と地方自治法が改正されて、今回予算計上するものでございます。

この制度につきましては、現在役場におきましても臨時職員をお願いしているわけですが、本来、臨時的職員というものの対象が、緊急の場合等に選考等の能力立証を行わずに、職員に任用する例外的な制度であるということでございます。

こういった趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を国と同様に常勤職員に欠員が生じた場合、本来、産休ですとかそういった場合に採用するのが臨時的職員ということでございます。それ以外の職員につきましては、会計年度任用職員ということで、そういった取り扱いの厳格化がされるということで、今回例規整備をするところでございます。

現在、町の中では条例の整備がなされておりませんので、その辺もろもろの整備を行うために、30年度と31年度の2カ年にかけて整備をして、2020年4月からの運用に備えるという形としております。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑のある方はございますか。

9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 4点ほど、ちょっとお伺いしたいところがございます。今債務負担行為の補正のところでございますが、可燃ごみ・資源ごみ、これは31年度分の単年度の債務負担ということでしょうかというところと、例えば、今取り替工事の問題もございまして、それはまた別の形の中での今回の31年度の債務負担行為なのかということと。

別々に言ったほうがいいですか。ずっと4つ、案件を言ったほうがいいですか。

○議長（土屋 貴君） いいですか。一つずつ。続けてやりますか。

〔「続けて」と言う人あり〕

○9番（渡邊 弘君） 続けていいですか。

8ページの16款寄附金のところでございますが、桜まつり実行委員会から100万ですか、寄附があったということなんですが、何で桜まつりの実行委員から100万、町のほうに寄附されるのか。例えば、そういつて町で補助金を出しながら、イベントを打っている中から、要は町にキックバックされる100万というのは、ちょっと意味がわからないというところと、17ページのバガテル公園の検討委員会が今期何回ぐらいやられたのかということと、どんな話になっているかというところと、そこら辺がわかればありがたいなど。

あと、19ページの、これ聞いたかもしれないんですけども、学校の空調設備の業務設計については、どこの業者が業務設計を受けているんですか。ちょっと忘れたんで、できれば教えていただきたいなど。その4件でございます。

○議長（土屋 貴君） 町民生活課長。

○町民生活課長（飯田吉光君） 1点目の債務負担行為についてお答えいたします。

可燃ごみ・資源ごみ等収集業務委託料につきましては、平時のごみ収集のものでございまして、年度、4月1日から3月31日に行うものでございまして、大規模改修工事とは別の、通常の収集業務に係る委託でございます。

○議長（土屋 貴君） ほかの回答は。

どうぞ、当局のほうから。

産業振興課長。

○産業振興課長（鳥澤俊光君） 寄附金のところですけども、桜まつり実行委員会からということはどうなのかということなんですが、先ほど支出のほうで南中の跡地に碎石を敷く費用として260万円ほど計上させていただいております。それにつきまして、桜まつり実行委員会から、そこを駐車場として借りたいという要望があった中での対応ですので、その分の半分を桜まつり実行委員会のほうで負担していただくということになります。

○議長（土屋 貴君） 9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 町の事業として、所有としてやるわけで、ほかの団体から寄附をもらう。使うからといって、その団体からお金をいただくというのは、ちょっと私には理解できないんですけども、本来であれば、町が全額負担してやるべき事業じゃないかなというふうに思うんですが、そこら辺を町長はどんなふうに考えていますか。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 現在、南中跡地につきましては、埋め戻しだけの作業しかやってないということで、駐車場として使うためには路盤が弱いということで、碎石を入れなければ駐車場として使えないという話でございます。

そういう中で、町としては一応260万ぐらいかけて碎石を入れたいということで予算化してあるわけですがけれども、桜まつり実行委員会としても、ぜひ駐車場を使って収益として求めたいということがあるものですから、そういう中の話し合いで、100万ほど寄附した中でそういう収益事業をやりたいと。駐車場としてお金を取るということで、そういうことで町のもので、町のほうに寄附していただいて、碎石をまとめて入れようと、そういうことで救護してもらって、お金をあわせて中で碎石を敷いて利便性をよくしようということで100万円をいただいたという、そういう経緯でございます。

○9番（渡邊 弘君） 意見的に多分、話がかみ合わないというふうに思います。

町の資産であれば、本来は、例えばどういう団体が使おうと、やっぱり町がしっかりとした形で整備をして、それを例えば使う段階で、例えば有料的な部分で使うんで、そこを使いたいということであれば、そこで契約が発生して、本来、じゃ幾らで賃貸しますよとか、そういう形になるのが本来の姿かなというふうに思います。

そこで、寄附金が発生したから、その権利を主張されると、これはずっと同じ形の権利の主張になってしまうんで、そこら辺の解釈の仕方が、私はちょっとそこら辺が理解できないんで、権利の主張がないと。例えば、そこをやることによって、幼稚園の生徒たちの親たちがそこを駐車場で利用するとか、例えばの話、また違う形で、スポーツ関係の団体がそこを使いたいとか、そういう話が出てきたときに、例えば実行委員会のほうで、それを要はお金を出してそれをつくったんで、その権利の主張をされるというのは非常に町の行政の中としては問題があるのではないかなというふうに感ずるわけですがけれども、そこら辺のところを、多分ずっと意見がかみ合わないと思いますけれども、お話しをいただければありがたいなと思います。

○議長（土屋 貴君） 町長。

○町長（岸 重宏君） 今までの中でも、町としては、あの土地を貸すときにも、桜まつり実行委員会のほうで碎石を入れたりして、ならした中で使っていた経緯もあるんですよ。

そういう中で、今までは寄附という形でもらってなかったですけども、今度は初めてその土地を駐車場として使うものですから、そういう中で、今までやっていた分も実行委員会としてはあるわけですよ。

そういう経緯の中で、今回は町に入れてもらって、町が一括して、町のほうも当然幼稚園なんかにも使うものですから、一緒になってやったほうがいだろうということで、一緒になってやりましょうという形の中で、応分の寄附をいただいたということでございます。

当然、町の負担としても百何十万あるわけですので、本来だったら、桜まつりのときに、今まででしたら実行委員会のほうでならすための砕石を入れたという経緯もあるものですから、今回は一緒にやったほうがいだろうということで、一緒になってやるために寄附をいただいて、町が一括をしてやると、そういう方向をとったということでございます。

あと、補足は総務課長のほうから。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） 中学校跡地の活用につきましては、実は国からの埋め戻しによりました後からちょっと話がございます、きのう、大川議員からの一般質問でもございましたけれども、以前から活用されていたということで、幼稚園、小学校の保護者とか、そういったお迎えとかに使われていたということで、できれば町としては31年度の当初予算において砕石舗装する予定でございました。

その中で、桜まつり実行委員会のほうから、10月31日に、期間中の駐車場利用ということで要望があったということで、実際は前倒して補正で対応をして桜まつりに間に合わせるような形で施工をしようということで、補正予算に計上させていただいたところでございます。

その事業費につきましては280万円を予定しております。予算書には260万円となっておりますが、これは手持ちの修繕予算が20万ございましたので、差っ引きで260万の計上ということになっております。

それと、その寄附金に関しましては、実行委員会の会長さんと町長との話の中でできた話だと認識しております、先ほど渡邊議員がおっしゃった権利の主張ということなどがありましたけれども、そういったことは一切ないということで私のほうは認識をしております。桜まつり期間中以外については、平成27年度までの従前のおり、学校利用者、幼稚園利用者の駐車場スペースとして利用していただくような形を考えております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 実際問題としまして、要は文章をもらうとか、そういうことは多分不可能かなというふうに思います。かえってそういうものが残ると、町の財産の管理としては非常に問題が出てくると。そういうところを加味した中で、行政のほうとしては、自分たち

の町の財産を自分たちで管理するという、もともとの趣旨をたがわずに、例えばそこを使うのであれば賃貸をして使っていただく。桜まつり実行委員会は100万の、そういう捻出金額あるのであれば、町からの補助金もその分必要なくなると。

だから、本来であれば賃借料を100万もらってやればいい話で、多分話しは平行線に終わってしまいますんで、その権利の主張がないようなお話しを進めていただきたいというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（土屋 貴君） ほかの項目について、回答をお願いします。

企画調整課長。

○企画調整課長（後藤幹樹君） バガテル公園の、先ほどありました検討委員会の関係でございます。

バガテル公園の検討委員会につきましては、これまで10月から毎月行っておりまして、3回行っております。

きのうの大川議員からの一般質問の中で、一部は町長と私のほうで答弁をさせていただいているところでございますけれども、これからあと3回ほど予定をしているということで、その分を補正をお願いをしたというのが、この予算上のものがございます。

内容につきましては、1回目の10月の検討委員会の中では、今の町営における自力再生はできるかできないかという議論をしております、それについては、きのうの町長の答弁の中で申し上げておりますけれども、現状の入園者数の倍程度来ないと、算定上では収支が合わないというようなことで、町営による自力再生は断念しようかというような結論が一つ出ているところでございます。

2回目、3回目の中では、民間資本ということで、民間資本の導入についてどうするかというような検討になってきているわけがございますけれども、3回目の会議が先般行われた中では、バラ園については、バラ園というのは、フランス広場以外のこちらのバラ園の部分ですけれども、フランスのパリ市との協定のエリアの部分でございますけれども、その部分については、過去にもあったほうがよいよという町民の意見もあったということもありますし、今回も委員の皆さんからは、バラ園は残したいよというような意見も出ているということで、バラ園につきましては、バラ園は残そうということの一つのテーマとして決めまして、それを民間の資本に委ねることができないかなということ、これから探っていこうということ、直営でのバラ園の管理は、今の方針の中ではちょっと考えずに、民間の会社に、

どこかやってもらおうところを探そうというようなことで、今検討をしているというところまで来ているということで、次からの会議につきましては、そのバラ園とあわせて、フランス広場、ここがどれだけ魅力的なものを考え方として出せるかということが企業の民間資本の導入に向けての魅力の、こちらからの提示の仕方になる、つながっていくということになりますので、その辺の検討を重点的に行いながら進めていこうということで、今年のと3回の部分には、そこら辺の部分を重点的に検討していくという方向で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 今年度、あと3回、要は協議をしていきますよということで、内容についてはまだ議員のほうもほとんど理解できておりませんので、また情報がいただければ流していただいて、議会のほうの意見のすり合わせも今後出てくるのかな。

だから、そういう部分も含めて承知をいたしました。

あと、1件。

○議長（土屋 貴君） もう1件残っています。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（渡辺音哉君） 19ページの13節の委託料のところですけども、まだ業者のほうは決まっておりません。これから発注するに当たりましての設計の金額でございます。ここで金額を上げさせていただきました。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 業者も決まってないんで、一応これは見積もりだと思いますけれども、設計料のお話は見積もりの段階で、なるべく出ないほうがいいのかな。不用額とかそういうのもあるので、そこら辺の解釈はどうなのかわからないんですけども、入札するような形になってくると思いますんで、意外と情報が流れないような形を考えられたほうがいいと。

以上です。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございますか。

5番、上村和正君。

○5番（上村和正君） すみません、ちょっと1点だけ確認をさせていただきたいんですけども、5ページと9ページにあるんですけども、消防の防災設備のことで、以前はデジタ

ル無線を進めていて、今回9月18日にアナログの延命化ということで進めているということで、9ページの町債の減額が830万円というところがあるんですけども、20款1目消防費830万円、これがデジタル無線からアナログの延命化をすることによって減額された分という解釈。

それと、もともとアナログを進める上でかなり予算措置をされていたと思うんですけども、金額的にかなり高かったと思うんですけども、実際デジタル無線をやめることによって、結局ある程度見積もりをとったりしていたうちで使った予算といいますか、そういった部分があるのかどうか、お伺いしたいと思うんですけども。

○議長（土屋 貴君） 総務課長。

○総務課長（野口浩明君） ご質問のその830万円につきましては、当初予定しておりました起債の補助残に対する起債の充当率が100%でございました。

今回、変更ということで消防防災施設整備事業債に振りかえた関係で、そちらの起債の充当率が75%で、25%が起債充当がきかなくなったということで、その25%分の830万円を一般財源として手当てをするということです。

○5番（上村和正君） アナログ無線、デジタル無線、全体の。

○総務課長（野口浩明君） 全体の金額といたしましては、前にもご説明させていただきましたけれども、本格的にデジタル化をやりますと5億数千万から6億円の費用がかかるということで、そういった中でいろんな手法を検討した中で、スプリアス対応とアナログの延命ということでさせていただきました。

今回予定しているこの事業につきましては、当初予算の範囲内でおさめますので、ちょっと金額は忘れちゃったけれども、当初予算の中で動けるということで、実際まだ支出はしておりません、その予算の中からは。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第52号 平成30年度河津町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

大分時間がたっておりますので、ここで25分まで休憩をしたいと思います。

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時25分

○議長（土屋 貴君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

#### ◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第8、議案第53号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第53号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ616万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,220万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月11日提出。

河津町長、岸重宏。

内容については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、議案第53号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を説明させていただきます。

本議案の提案理由でございますが、介護認定申請の件数の増加に伴う認定調査事務の追加、それから介護予防サービス利用者の増加に伴う給付費、それから地域支援事業費の追加、それから人事院勧告による職員給の増、それから新たに創設された保険者機能強化事業に伴うものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款、項、補正額の順で述べさせていただきます。

単位は千円でございます。

3 款国庫支出金197万5,000円 1 項国庫負担金 9 万円 2 項国庫補助金188万5,000円。

4 款支払基金交付金133万9,000円 1 項支払基金交付金同額でございます。

5 款県支出金62万6,000円 1 項県負担金 5 万6,000円 2 項県補助金57万円。

6 款繰入金106万5,000円 1 項一般会計繰入金同額でございます。

7 款諸収入56万3,000円 3 項雑入同額でございます。

9 款繰越金59万7,000円 1 項繰越金同額でございます。

歳入合計616万5,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費43万9,000円 3 項介護認定審査会費同額でございます。

2 款保険給付費45万円 2 項介護予防サービス等諸費同額でございます。

4 款地域支援事業費455万9,000円 1 項介護予防・生活支援サービス事業費450万8,000円 3 項包括的支援事業・任意事業費 4 万1,000円 4 項その他諸費 1 万円。

6 款基金積立金71万7,000円 1 項基金積立金同額でございます。

歳出合計616万5,000円。

恐れ入ります、3ページ、4ページの事項別明細書総括は省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

(事項別明細書)

2、歳入でございます。

款、項、目、補正額、節、説明の順で述べさせていただきます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金9万円1節現年度分9万円、介護給付費負担金。こちらにつきましては、保険給付費の増加に伴うものでございます。給付費の20%相当額でございます。

2項国庫補助金1目調整交付金2万6,000円1節現年度分2万6,000円、調整交付金。こちらのほうにつきましても、保険給付費の増加に伴うものでございます。給付費の5.9%相当額でございます。

2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)112万7,000円1節現年度分112万7,000円、地域支援事業交付金でございます。地域支援事業の介護予防、それから生活支援サービス費、その他諸費の増加に伴うものでございます。そちらのほうの費用の25%相当額でございます。

3目地域支援事業交付金(その他地域支援事業)1万5,000円1節現年度分1万5,000円、その他地域支援事業交付金でございます。包括的支援事業の任意事業の増加に伴うものでございます。事業費の38.5%相当額でございます。

5目保険者機能強化推進交付金71万7,000円1節保険者機能強化推進交付金71万7,000円、保険者機能強化推進交付金ということでございます。こちらにつきましては、本年より高齢者の自立支援、それから重度化予防の取り組みをするため、市町の保険者機能等を強化することを目的に、財政的インセンティブの付与の規定が整備されました。これに伴いまして、高齢者の自立支援、重度化予防の防止に関する市町の取り組みに対する交付金がこちらのほうに入っているものでございます。計としまして、188万5,000円でございます。

4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金12万1,000円1節現年度分12万1,000円、介護給付費交付金です。こちらのほうにつきましては、保険給付費の増加に伴うもので、給付費の27%相当額でございます。

2目地域支援事業交付金121万8,000円1節現年度分121万8,000円、地域支援事業交付金でございます。地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業、その他諸費の増加に伴うものでございます。その事業費の27%相当額でございます。計133万9,000円。

5 款 県支出金 1 項 県負担金 1 目 介護給付費負担金 5 万 6,000 円 1 節 現年度分 5 万 6,000 円、介護給付費負担金。保険給付費の増加に伴うもので、給付費の 12.5% 相当額の県負担分でございます。

次のページをお願いいたします。

計としまして 5 万 6,000 円でございます。

2 項 県補助金 1 目 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）56 万 3,000 円 1 節 現年度分 56 万 3,000 円、地域支援事業交付金でございます。地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業費、その他諸費の増加に伴うもので、そちらのほうの費用の 12.5% の県補助金でございます。

2 目 地域支援事業交付金（その他の地域支援事業）7,000 円 1 節 現年度分 7,000 円、その他地域支援事業交付金。地域支援事業の包括的支援、それから任意事業の増加に伴うものでございます。事業費の 19.25% の相当額でございます。計としまして 57 万円でございます。

6 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 1 目 介護給付費繰入金 5 万 6,000 円 1 節 現年度分 5 万 6,000 円、介護給付費繰入金でございます。保険給付費の増加に伴う町の一般会計からの繰り入れ分でございます。12.5% の相当額でございます。

2 目 その他一般会計繰入金 43 万 9,000 円 1 節 事務費等繰入金 43 万 9,000 円、事務費等繰入金でございます。こちらのほうにつきましては、総務費の増加に伴うものということで、総務費の費用につきましては、町からの財源を充てるということになっております。総務費に係る費用と同額を計上しております。

4 目 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）56 万 3,000 円、1 節 現年度分 56 万 3,000 円、地域支援事業繰入金でございます。地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業費、その他諸費の増加に伴うもので、その事業費の 12.5% 相当額でございます。

5 目 地域支援事業繰入金（その他の地域支援事業）7,000 円 1 節 現年度分 7,000 円、その他地域支援事業繰入金。地域支援事業の包括的支援、任意事業の増加に伴うもので、その事業費の 19.25% に相当する繰り入れでございます。

次のページをお願いいたします。

7 款 諸収入 3 項 雑入 3 目 雑入 56 万 3,000 円 1 節 雑入 56 万 3,000 円、その他雑入でございます。地域支援事業の介護予防・生活支援事業費の増加に伴うものでございます。計 56 万 3,000 円。

9 款 繰越金 1 項 繰越金 1 目 繰越金 59 万 7,000 円 1 節 繰越金 59 万 7,000 円、繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款総務費、3項介護認定審査会費2目認定調査等費43万9,000円9節旅費3万4,000円、費用弁償でございます。認定調査員の費用弁償の増加に伴うものでございます。12節役務費40万5,000円、主治医意見書作成手数料でございます。当初の申請より介護の認定の申請の件数がふえたことに伴い、主治医の意見書の件数がふえたことによるものでございます。計43万9,000円。

2款保険給付費2項介護予防サービス等諸費5目介護予防福祉用具購入費9万円19節負担金、補助及び交付金9万円、介護予防福祉用具購入費でございます。こちらは、利用者の増加によるものでございます。

6目介護予防住宅改修費36万円19節負担金、補助金及び交付金36万円、介護予防住宅改修費でございます。こちらにも利用者の増加によるものでございます。計45万円。

4款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費（訪問事業）142万7,000円19節負担金、補助金及び交付金142万7,000円、介護予防・生活支援サービスの訪問事業の利用者の増加によるものでございます。

2目介護予防・生活支援サービス事業費（通所事業）203万1,000円19節負担金、補助及び交付金203万1,000円、介護予防・生活支援サービス通所事業費でございます。こちらにも利用者の増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3目介護予防ケアマネジメント事業費105万円19節負担金、補助金及び交付金105万円、総合事業ケアマネジメント給付費でございます。総合事業のケアマネジメントの作成者の件数がふえたことに伴う費用でございます。計45万8,000円。

3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的・継続的ケアマネジメント事業費4万1,000円2節給料1万7,000円3節職員手当等1万9,000円4節共済費5,000円。こちらのほうにつきましては、人事院勧告に伴う職員の給与の改定でございます。

4項その他諸費1目審査支払手数料1万円12節役務費1万円、審査支払手数料でございます。総合事業の件数がふえたことに伴う審査手数料の増加でございます。計1万円。

6款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金71万7,000円25節積立金71万7,000円介護給付費準備基金積立金でございます。こちら歳入のほうでも申し上げました

保険者機能の強化推進事業の交付金が入ることになっております。本年につきましては、こちらのほうの基金に積み立て、事業の確立ができた段階で支出していくといった形を考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

6番、塩田正治君。

○6番（塩田正治君） まず、新規事業の71万7,000円というところの高齢者の自立支援に関する新規事業ということなんですけれども、具体的にどんな内容の新規事業に当たるか、ちょっとさきの説明が早くてちょっと理解に苦しんだんで、もうちょっとわかりやすく説明してもらっていいですか。5ページ及び9ページです。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） こちらのほうにつきましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部改正というのが、29年6月に公布されております。そちらのほうにおいて、高齢者の自立支援、それから重度化の予防防止の取り組みという形を支援するために、国のほうが新たに保険者機能の強化を目的として財政的な支援をしますという形の交付金が制定されました。

具体的にどのようなものに充てるかということでございますが、地域支援事業といったものに充てなさいという形の具体的なものは、収支まではきておりません。ただ、交付金の内容的には重度化の防止とか、そういったものに充てなさいという形の指示しかございませんので、今後、国のほうの体制を見ながら、事業のほうの選定をしていきたいなというふうに思っております。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） ありがとうございます。今のはわかりました。新規事業の新たな財源ということで、有効に使ってほしいなと思います。

それから、続いて7ページの、ちょっと細かいことを言って申しわけないんですけども、雑入の56万3,000円、これ、主な雑入は何になりますか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） こちらのほうにつきましては、介護予防とか、そちらのほうの認定者がふえたことに伴いまして、事業の計画を策定することが必要となります。そのこ

とに対する事業の交付金というか、雑入という形でお金が入ってくるものでございます。

地域包括支援センターのほうで、介護予防の認定者、それから事業対象者といったものの計画を策定することに伴う費用として入ってくるものでございます。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治君。

○6番（塩田正治君） 続いて8ページになります。

今のは、結局主治医の意見書作成手数料などにもかかわってくるような問題にもなるのかな。

それと、その下の介護予防住宅改修費ですとか生活支援サービス訪問事業費、それから通所サービス、これ、それぞれにももとの当初予算から比べて、割合的に非常に大きな補正という格好になっておりますけれども、それぞれどのぐらいの増加だったのか。それから来年度以降の予算については、ある程度この辺を加味した上での予算要求ということになるのか、ちょっとその辺を。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） それでは、まず件数的なものの話をさせていただきたいと思います。

まず、主治医意見書の作成の手数料で40万5,000円ほど追加をさせてもらっておりますが、当初、在宅にいながら新規の方といったものを80件ほど、当初の予算要求ではさせていただきました。実際、今現在75件ほど申請をしているということで、今後かなり多くなるという見込みが立つということでの補正でございます。

その他の件数につきましても、更新といったもの、それから区分変更といって、状態が悪くなったりとかといったものに対しても、約30件ほど追加になるのかなという形で、この補正の金額を出しております。

それから、次に、介護予防の生活支援サービス事業費の訪問事業の件数でございますが、これは前年からの実績をもとに当初予算を組むわけでございますが、一応300名程度の予定をしておりました。ただ、実際サービスを使っている方が多くなりまして、今321名ほどといった形で計算をさせてもらっております。

それから通所のほうでございますが、当初204名という形で予定をさせてもらっていましたが、やはり利用者が多くなったということで277名という形で、介護の予防の認定を受けずに、介護のチェックリストといったものの中でサービスを使えるような形になりまして、それが地域支援事業という形になります。今までは給付といった中で保険給付として行って

おりましたが、地域支援事業になったことにより、よりサービスが手軽にというか、うまく使えるようになったということで、こちらのほうの利用者が多くなっているというのが現状でございます。

来年度の予算の話ということでございますが、逆に、最終的に介護のほうの認定者の状況、それから介護のサービスの利用状況といったものを確認しておりませんが、予防のほうは少しふえるのかなという気がします。ただ、逆に介護のほうの居宅サービスのなものについては、少し減るのかなというような形で今のところは考えております。

ただ、町としますと、3カ年の計画を立てての介護全体の会計でございますので、その中でうまく調整をした中で対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございませんか。

9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） 今回の課長の説明の中に、7ページの雑入の話がございましたけれども、これは国とかそういうところじゃなくて、利用者から負担をもらったお金とかそういうのがという形ではなく、国とかそういうところからの出費で入れられたわけですか。

○議長（土屋 貴君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（川尻一仁君） 介護のケアプランを立てるときに、包括支援センター等で予防のプランといったものを立てます。それを立てますと、今度逆に町のほうには請求という形で、何件立てましたという形で請求が来ます。そして、その請求が来たものに対して、今後包括支援センターのほうでプランを立てたものといったものに対して、町のほうに国保連のほうからお金が出る形になります。それについては、国・県の補助というわけではなく実際の実績に伴う費用として町へ入るものですから、国・県の補助というわけではなく、雑入として扱うということで、この雑入のところに入れているということでございます。

プランを計画したことに伴う対価といった形でもらうという形で考えてもらえばいいかなというふうに思います。

○議長（土屋 貴君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第53号 平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第9、議案第54号 平成30年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第54号 平成30年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）。

以下については、担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） 議案第54号について説明させていただきます。

議案第54号 平成30年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条 平成30年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額で説明をさせていただきます。

支出。

第1款水道事業費90万1,000円第1項営業費用同額でございます。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額「3,267万2,000円」を「3,345万4,000円」に改める。

平成30年12月11日提出。

河津町長、岸重宏。

次のページの実施計画は省略させていただきまして、3ページ目をお願いいたします。

平成30年度河津町水道事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出でございます。

款、項、目の補正予定額、明細の節、金額と説明させていただきます。

支出でございます。

第1款水道事業費90万1,000円第1項営業費用同額でございます。第4目総係費同額でございます。

節の説明につきましては、給与改定に伴う更正と水道委員会開催の経費でございます。

第1節給料4万5,000円第2節手当20万4,000円第3節賞与引当金繰入額6,000円第5節報酬10万2,000円第6節法定福利費53万3,000円第7節法定福利引当金繰入金1,000円第8節旅費4,000円第9節退職給付費6,000円。

以上でございます。

○議長(土屋 貴君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

6番、塩田正治君。

○6番(塩田正治君) 3ページの予算明細書の中に水道委員10万2,000円とあります。

聞いたことがない。あったのかな、今までも。ごめんなさい、ちょっと僕の記憶にないんだけど、どんなメンバー構成で、何名がいて、どのぐらいの頻度で会議なり何なり開かれるのか、その辺ちょっと教えてください。

○議長(土屋 貴君) 水道温泉課長。

○水道温泉課長(中村邦彦君) 水道委員について説明いたします。

水道委員につきましては、昨年度、平成30年の3月に規定をしております、その中で、ここ数年で水道ビジョンを行いまして、今年度は水道ビジョンと経営戦略のほうを立ててまいります。

その関係で、水道委員会を設置した中で、そういった計画の中にも委員を通した中で策定していただいたらということで考えております。

まだ、メンバー等については決めておりませんが、一応規則の中では、第3条のほうに委員会の中で10名で構成するというのと、構成の中では有識者、学識経験のある者、行政関係の職員または需要者の代表、そして今の要綱では議会の議員となっておりますけれども、その辺はちょっと議会からの要望もございますので、そこは今改正の予定で見直すことを考えておりますけれども、一応メンバーとしては、今の規則の中ではそういったことで構成されております。

頻度につきましては、今年度中には開催して、策定のほうに参加していただきたいと考えておりますので、今年度1回から2回、年明けになるかと思っておりますけれども計画しております。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 塩田正治議員。

○6番（塩田正治君） 構成メンバーのところで、水道関係に対する有識者とは、例えばどんな人が当たるんですか。

○議長（土屋 貴君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） 一番単純に考えますと、今河津町設備組合、水道事業者がございまして、そういった方は技術的なこととか、広く技術を持っている方、または学識経験者といいますと、やはりコンサルとかそういったことも考えておりますけれども、一応考えの中ではそういったことが考えられるかと思えます。

○議長（土屋 貴君） ほかに。

9番、渡邊弘君。

○9番（渡邊 弘君） すみません、単純な話で申しわけない。

歳出だけ明記されているんですけども、こういうのは、歳入というのはどんな形で。ここには表示されないんですか。歳入の、どこからどういうふうにお金が入ってくるのか。その分、歳出。わかりますか。

○議長（土屋 貴君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） 歳入につきましては、収入のほうが予算科目上は当初より多く組んでおります。その中で賄えるものと考えております。一般会計のようにイコールじゃないもので。

○議長（土屋 貴君） ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第54号 平成30年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第10、議案第55号 平成30年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第55号 平成30年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）につきまして、以下については担当課長より説明いたします。

○議長（土屋 貴君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（中村邦彦君） それでは、議案第55号について説明をさせていただきます。

議案第55号 平成30年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条 平成30年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額で説明させていただきます。

支出。

第1款温泉事業費52万8,000円第1項営業費用同額でございます。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条 予算第7条第1号の職員給与費の額「973万4,000円」を「1,025万5,000円」に改める。

平成30年12月11日提出。

河津町長、岸重宏。

次ページの実施会計は省略をさせていただきます。

3ページ目をお願いいたします。

平成30年度河津町温泉事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出でございます。

款、項、目の補正予定額、明細の節、金額と説明をさせていただきます。

第1款温泉事業費52万8,000円第1項営業費用同額でございます。第4目総係費同額でございます。

節の説明につきましては、給与改定に伴う更正でございます。

第1節給料3万円第2節手当29万4,000円第3節賞与引当金繰入額3,000円第6節法定福利費19万7,000円第9節退職給与費4,000円。

以上でございます。

○議長(土屋 貴君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

[発言する人なし]

○議長(土屋 貴君) 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより議案第55号 平成30年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋 貴君） 日程第11、発議第3号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から趣旨の説明をお願いいたします。

4番、遠藤嘉規君。

〔4番 遠藤嘉規君 登壇〕

○4番（遠藤嘉規君） 発議第3号について説明いたします。

発議第3号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書を別紙のとおり提出する。

平成30年12月12日提出。

河津町議会議長、土屋貴様。

提出者、河津町議会議員、遠藤嘉規。

賛同者、河津町議会議員、大川良樹、同じく桑原猛、同じく渡邊昌昭、同じく上村和正、同じく塩田正治、同じく宮崎啓次、同じく稲葉静、同じく渡邊弘、同じく仲里司。

静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書。

平成18年4月に開始された労働審判制度は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働関係に関する紛争を、裁判所において、迅速、適切かつ実効的に解決することを目的とした制

度である。その導入以来、全国的に労働審判事件の申立件数は増加しており、労働審判手続による労働紛争解決の必要性は高まっている。また、労働審判制度は、導入当初、全国の地方裁判所の本庁のみにおいて取り扱われていたが、平成22年4月の東京地方裁判所立川支部及び福岡地方裁判所小倉支部に続き、平成29年4月より、静岡地方裁判所浜松支部、長野地方裁判所松本支部及び広島地方裁判所福山支部においても取扱いが開始された。

しかしながら、静岡地方裁判所沼津支部においては、現在のところ労働審判は実施されていない。そのため、静岡県東部地域の住民や事業主が労働審判事件の申し立てを行うためには、本庁のある静岡市までの交通費や移動時間の負担を強いられることになり、結果として長期間の争いとなることが多い通常訴訟を静岡地方裁判所沼津支部に提起したり、訴訟外の争いに発展したり、あるいは申立をあきらめざるを得ないなどの事態が生じ得る状況と成っている。

国民に対する司法サービスの提供は、地域間で差があってはならず、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するためには、地方裁判所の支部において取り扱うことのできる事件を拡大することが重要である。

以上から、当町は、地域における司法の充実を図るため、下記事項について可及的速やかに実現されるよう強く要望する。

記。

1 静岡地方裁判所の沼津支部において、労働審判事件の取扱いを開始すること。

2 上記のため必要な裁判官及び裁判所職員の増員、物的施設の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月12日。

内閣総理大臣、安倍晋三殿。

静岡県賀茂郡河津町議会。

意見書の提出先でございます。

国会及び関係行政庁。

提出先。

役職、氏名の順で読み上げさせていただきます。

内閣総理大臣、安倍晋三。

財務大臣、麻生太郎。

法務大臣、山下貴司。

最高裁判所長官、大谷直人。

静岡地方裁判所所長、廣谷章雄。

要望先は、資料の中をごらんください。

以上です。

○議長（土屋 貴君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 質疑なき模様です。

以上をもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより発議第3号 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり関係行政庁に提出することに決定しました。

---

### ◎議員派遣の件

○議長（土屋 貴君） 日程第12、議員派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び河津町議会会議規則第128条の規定によって、お手元に配付したとおりでございます。議員を派遣することにしたいと思っております。

お諮りします。

提案理由の説明及び質疑、討論を省略して、配付のとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（土屋 貴君） 日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎第一常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（土屋 貴君） 日程第14、第一常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

第一常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました地域公共交通に関する事項、その他第一常任委員会の所管に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

---

### ◎第二常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（土屋 貴君） 日程第15、第二常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

第二常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました小中一貫教育に関する事項、その他第二常任委員会の所管に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（土屋 貴君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。会期はまだ残っていますが、会議規則第7条の規定により、本日、これをもって平成30年河津町議会第4回定例会を閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（土屋 貴君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成30年河津町議会第4回定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 4時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

平成 年 月 日

議 長

議 員

議 員

## 議案等審議結果一覽

## 議案等審議結果一覧

平成30年第4回定例会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
同意第6号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	30. 12. 12	適任
議案第48号	河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃	原案可決
議案第49号	河津町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第50号	下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町における幼児教育アドバイザー共同設置規約の制定について	〃	〃
議案第51号	賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について	〃	〃
議案第52号	平成30年度河津町一般会計補正予算(第4号)	〃	〃
議案第53号	平成30年度河津町介護保険特別会計補正予算(第3号)	〃	〃
議案第54号	平成30年度河津町水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第55号	平成30年度河津町温泉事業会計補正予算(第2号)	〃	〃
発議第3号	静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の実施を求める意見書の提出について	〃	採択
	議員派遣の件	〃	
	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	〃	

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
	第一常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件	30. 12. 12	
	第二常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件	〃	